

令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 5 日 )  
( 第 7 号 )

第 7 号  
3 月 5 日



令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 7 号

○令和 2 年 3 月 5 日（木曜日）

---

### 議事日程（第 7 号）

令和 2 年 3 月 5 日（木） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 72 号から議案第 90 号まで  
〔委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 72 号から議案第 90 号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇保
19	番	野村	保道
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	小林	正人
31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	村林	聡

37	番	今井	智広
38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
43	番	中村	進一
44	番	津田	健児
45	番	中嶋	年規
46	番	青木	謙順
47	番	中森	博文
48	番	前野	和美
49	番	舘	直人
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅	真子
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	西塔	裕行
書記(企画法務課長)	枘屋	武
書記(議事課課長補佐兼班長)	平井	靖士
書記(議事課班長)	中西	健司
書記(議事課主幹)	黒川	恭子
書記(議事課主任)	中西	孝朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久 美 子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦

代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	野田 恵子
労働委員会事務局長	山岡 哲也

---

午前10時0分開議

## 開 議

- 議長（中嶋年規） おはようございます。  
 ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

- 議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。  
 通告がありますので、順次、発言を許します。23番 濱井初男議員。  
 [23番 濱井初男議員登壇・拍手]

- 23番（濱井初男） おはようございます。  
 新政みえ所属の多気郡選出の濱井初男でございます。  
 質問に先立ち、私からも、大台警察署の建て替え、御英断いただきました鈴木知事、そして岡本部長、誠に御英断ありがとうございました。心から敬意と感謝を申し上げます。  
 それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速、一般質問に入らせていただきます。

まず、真の地方創生としまして、地方創生の実現に向けて知事の決意をお伺いしたいと思います。

平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、それに基づき、各自治体は、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国とともに、人口減少対策や東京圏への一極集中などの課題に向け取り組んでまいりました。

しかしながら、日本の人口は1年間に約50万人減少していますが、東京は毎年十数万人増、そして出生率は逆に低いということになっております。2040年には半分以上の自治体が成り立たなくなると言われているわけでございます。5年間で歯止めがかかっているか。かかっていません。残念ながら、地方創生はうまくやっていないと思います。

国では、基本目標や重要業績評価指標、K P I の総点検を行って、地方での新しい人の流れの結果が出ていないと総括し、その上での第2期総合戦略でございます。

三重県では、平成27年10月に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、平成30年3月版に改訂して、少子化対策をはじめとする人口減対策と、担い手づくりや移住促進などの社会減対策の両面から人口減少に関する課題に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として転出超過の改善が進まず、人口減少には歯止めがかかっていません。道半ばということでありませ

す。まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけられたみえ県民カビジョン・第三次行動計画を策定するに当たり、第二次行動計画を振り返って、検証、評価されています。

それによりますと、総合戦略と一体的に取り組んできた第二次行動計画の施策の達成状況の進捗は、平成30年度の実績で見ますと、61の施策のうち数値目標は5割にとどまりましたが、進展度が進んだ、またはある程度進んだと評価したものが57施策となっており、おおむね順調と考えられておられますが、教育、人づくり、介護、子育て支援の分野など取組が道半ばの施策も



あり、今後の課題であると結ばれています。知事は、かねてから、地方創生は一朝一夕にはできるものではないと言われておりますけれども、まさにそのとおりでと思います。

平成30年6月15日の私の一般質問で、真の地方創生のためには、全国一律、キャッチアップ型ではなく、地方が自主性、独自性を発揮して、腰を据えて取り組んでいく、県の北部と南部、また市町ごとに大きく異なるので、節目節目において、県議会、市町とも情報を共有し、連携しながら進めていくことが重要と考えていると知事から御答弁いただきました。

そこで、お伺いいたします。

第2期総合戦略の推進に当たっては、全ての県民が心の豊かさを得るために、人材確保という量の視点だけでなく質を重視した取組、課題解決に向けては自然減対策、社会減対策について再編し、様々な施策を一体的に取り組み、さらに新しい技術、新しい考え方であるSociety5.0やSDGsの視点も取り入れることとしております。

地方創生には、まず自分たちの課題を知り、地域を知り、若者の思いや考えを知ることが重要と考えますがいかがでしょうか。今までも、地域活性化のために汗してこられた県民の皆様のためにもお聞きしたいと思いますので、知事から、真の地方創生の実現に向けての思いと決意なりを改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 改めて、地方創生の実現に向けた思いと決意ということで、答弁させていただきます。

地方創生は、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現していくことであり、人口減少によって国全体の競争力が弱体化することを防ぎ、地方と都市部がそれぞれの強みや特徴を伸ばし、共に輝く地方創生の実現を目指していくことが重要と考えています。

そのためにも、地方への人の流れをつくり、地域を支える人材を確保して

いくという量的な視点とともに、それぞれの独自性を生かし、魅力ある地域をつくり上げ、そこで暮らす一人ひとりの希望をかなえるという質的な視点を重視した取組を進めていきます。

御提案の若者の思いや考えを知るという観点も重要であり、今回の行動計画策定に当たっては、高校生、大学生、それぞれ5000人弱を対象に意識調査を実施し、重視する政策が、防災・減災、医療であるなどの結果を得たところです。

こうしたことを踏まえ、第2期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、活力ある働く場づくり、未来を拓くひとづくり、希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくりの四つの対策を掲げ、それぞれのアプローチから、人口減少に対する課題解決に向けて様々な施策を分野横断的に活用し、一体的に取り組むこととしています。

さらに、IoTやAI、自動運転等の技術が、時間や距離の制約を越えて、地方の抱える課題解決に寄与すると期待されているSociety 5.0とともに、持続可能で多様性や包摂性のある社会を目指すSDGsの考え方が、地方創生の大きな原動力になると考えられることから、この二つの視点を活用し、取組の充実を図っていきます。

先ほど議員からおっしゃっていただきましたとおり、人口減少問題は一朝一夕に解決できないテーマです。成果につながるまでに一定の期間を要するものも多く、時間軸の幅を広く持って取組の検証を進めながら、粘り強く取り組んでいく必要があります。国の施策も活用し、新しい取組を加えながら、市町とともに中長期の視点で着実に取組を進めます。

今後、5Gをはじめとするさらなる飛躍的な技術革新が進み、企業活動だけでなく、テレワーク、二地域居住といった人々の暮らし方に大きな変化が訪れる可能性もあります。こうした動きを的確に捉えるとともに、課題解決に向けて必要な提言を国に対して行い、地方創生を真の意味で、新たな次元、ステージに押し上げ、日本創生につなげていくため、強い決意と覚悟を持って臨んでまいります。

[23番 濱井初男議員登壇]

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

少子化対策のうち、自然減対策をする上で、県の特殊出生率を令和7年に、希望出生率である1.8に引き上げる取組、そして社会減対策として、学ぶ、働く、暮らすのライフシーンごとの取組、しっかりとやっていただきたい、このように思います。

また、県内高等教育機関の卒業生の県内就職率の引上げ、そして、子どもからの地域への愛着を育む取組、若者の県内定着の取組など、ぜひともよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

それでは、質問を進めさせていただきます。

(2) から (4) は、まとめて質問させていただきます。

(2) は、地方創生SDG s 官民連携プラットフォームへの取組についてでございます。

国は、地方創生SDG s 支援のため、2018年度より、自治体によるSDG s の達成に向けた優れた取組を提案する都市をSDG s 未来都市として30程度選定、また、特に先導的な取組を自治体SDG s モデル事業として10事業程度選定しております。三重県では、志摩市がSDG s 未来都市に選定されているところでございます。

SDG s を活用した県民支援を推進するため、地方創生SDG s 官民連携プラットフォームを通じた官民連携の促進を図っている県、市町村、関係省庁、民間団体の会員数は、令和2年1月末現在で1161団体ございまして、異分野連携による地方創生プロジェクトの創生等に取り組んでおります。

本県はこのプラットフォームに、会員登録されているとお聞きいたしました。現在、活用状況と新しい時代に向けて今後どのように活用していくのか、お伺ひしたいと思ひます。

なお、昨日、我が会派の稲垣代表から、中間的な組織、総合的な窓口をつくって、金融機関と連携した地方創生SDG s 金融スキームの構築、展開をしていけばとの提案もあったところでございます。よろしくお願ひします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） 地方創生SDGs官民連携プラットフォームについて御答弁申し上げます。

地方創生SDGs官民連携プラットフォームは、SDGsの取組を国内で進めることによって、一層の地方創生につなげることを目的に、地方自治体、企業、高等教育機関、NPOなど多様なステークホルダー間のパートナーシップを深める官民連携の場として、平成30年8月に国が設置いたしました。地方公共団体としては、全ての都道府県が参加をいたしておりまして、また、県内の6市町も加入しています。

このプラットフォームでは、会員間の情報交換や連携の促進、国際フォーラムの開催等の普及促進活動のほか、会員からのテーマ提案に基づく分科会の設置、検討などを実施しております。

今後、SDGsの推進に当たりまして、県が広域自治体としての役割を果たしていく上で、このプラットフォームにおける普及、啓発等の活動を参考にしていくことができると考えていますし、他の自治体や企業、団体等の連携、協働など、活動状況について情報収集を行い、有益な活動内容を本県の課題解決に生かすなど、プラットフォームを有効に活用していきたいと考えているところでございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 三重県の考え方が分かりました。そういうことで、戦略企画部が所掌しているということでございます。

幅広くいろんな取組、連携の形でやっておられると思いますので、そういったところも情報を収集しながら、これから、また庁内全体的に考えていただきながら進めていただければと思いますので、今日はこれで締めます。

次に、企業版ふるさと納税の活用について。ちょっと一個で止めてしまいましたけどすみません。

企業が、地域再生法の認定地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられ

る企業版ふるさと納税が2020年度、税制改正されました。

減税幅を現行の約6割から約9割に引き上げるなどの制度見直しが行われて、企業負担が約1割となり、企業にとってのメリットが大きくなります。新しい制度であることから、この制度については浸透していない部分もあると思います。

本県での制度の活用、市町、企業への制度活用のための情報提供など、県はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。質問の意図は、県の新たな予算獲得の手段、例えば、クラウドファンディング活用事業のようにならないのかなということでございます。

それから、四つ目が、県と高等教育機関との連携についてでございます。

令和2年2月14日、三重大学生物資源学部大会議室をお借りいたしまして、第2回みえ現場de県議会が開催されました。テーマは若者の県内定着の促進でありました。

発言の中で、COC+は今年度で終わり、コンソーシアムみえに移行する。大学の事業計画では続けていくことになっておるが、補助金もなくなり、再来年はどうなるか分からないという状態であるとの声がございました。

本県が実質的な協力、連携をしている三重大学での、知、知るでございますけれども、知の拠点大学による地方創生推進事業、COC+は今年度が最終年度でございます。来年度以降の事業はどうなるのか、そして、強い関わりを持つ県のお考えをこの際お聞きしたいと思います。

**○戦略企画部長（福永和伸）** 2点御質問いただきましたので、順次、お答え申し上げます。

企業版ふるさと納税につきましてですけれども、企業版ふるさと納税は、全国知事会地方創生対策本部から昨年11月に国へ要望を行いました結果、平成28年度に創設されました制度の延長をはじめ、税の軽減効果の拡大や地方創生推進交付金以外の補助金との併用、それから手続の簡素化など、成果につながったところです。特に税の軽減効果につきましては、これまで最大6割であったものが9割にまで拡大されまして、企業にとって利用しやすい制

度となりました。

現在、この制度を活用している事業は、県では、戦略企画部が実施しています三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業の1件でございます。このほか、県内市町では3事業で活用されております。今後、この制度は、地方創生応援税制の名前のおり、地方創生に資する取組においてさらなる活用を進めていく必要があると考えます。

県では、平成29年度から3か年取り組んでおります三重県財政の健全化に向けた集中取組におきまして、歳入確保策の一つとして制度の積極的な活用を掲げているほか、県のホームページにおいて、この制度の要件、控除額等をお知らせしております。

企業版ふるさと納税は貴重な財源でございますので、一層の利用拡大、利用拡充に向けて、県ホームページをはじめ様々な手法での情報発信を行うとともに、個々の事業を通じたゆかりある企業等への働きかけなど、活用の促進に努めてまいります。

それから、COC+事業につきまして、御答弁申し上げます。

三重大学をはじめとする県内14の高等教育機関や、県、団体、企業が事業協働機関として参画してきた知の拠点大学による地方創生推進事業、COC+においては、意欲の高い学生を、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍する人材として育成するために、三重創生ファンタジスタ教育プログラムの実施、資格制度の創設を行うとともに、事業協働機関におけるインターンシップの実施等により、学生の地域への就職を促進してまいりました。

このうち、平成28年度に開始しました三重創生ファンタジスタ教育プログラムは、その後、制度の充実を行いまして、現在、ベーシック、アドバンス、エキスパートの3階層の制度とすることにより、資格取得が可能な地域的な広がりや教育プログラムの深まりの両立を図ってきたところです。

こうした取組の結果、COC+事業の申請校として中心的な役割を担ってまいりました三重大学では、今年度末、初めて約370人が三重創生ファンタジスタの資格を得て卒業し、就職する見込みとなっております。

国のCOC+事業は今年度で終了いたしますが、令和2年度からは、三重創生ファンタジスタ教育プログラムについて、これまでに開発した授業科目などの成果を活用しまして、県と県内14の高等教育機関が参画いたしております高等教育コンソーシアムみえにおいて、三重創生ファンタジスタの養成を推進するための部会を設置して、継続して展開していくことを予定しております。

県としましては、高等教育コンソーシアムみえの取組を通じまして、高等教育機関とのさらなる連携を進め、県内への若者の定着に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ぜひとも、強力な連携をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、五つ目、外部人材の活用による地域活力の創出についてに移ります。

3大都市圏をはじめとする都市圏からの地域おこし協力隊は、全国で2018年度、1061団体5530人に及び、これは平成21年度、31団体89人だったものが大幅に増加しております。令和6年には、6000人に増加すると予測されております。

地方創生の取組を深化し広げていくためには、取組を担う人づくりが重要であります。その一つとして、地域おこし協力隊員を委嘱し活用することが効果的だと考えております。本県における地域おこし協力隊の活用状況について、お聞きしたいと思います。

また、地域おこし協力隊員が活躍するためには、市町の支援や地域の理解が必要でございます。それに加えて、県の支援も非常に重要だと考えております。県はどのような支援を行っていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 三重県における、地域おこし協力隊の活用状況と支援についてお答えいたします。

本県では、地域産品の開発や販路拡大、移住・定住の促進などの分野で、令和元年11月1日現在、15市町におきまして76名の方が地域おこし協力隊として活動しており、今年度は2市町で初めて地域おこし協力隊を導入するなど、県内でも制度の活用が広がっております。そうした中から、地域の方々と株式会社を設立し、地域に伝わる伝統食の販路拡大に取り組むなど、県内でもその成果が現れてきたところでございます。

国におきましても、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で、令和6年度までに地域おこし協力隊を全国で8000人まで増やすことを目標としておりまして、今後さらに地域において導入が進むことが予想されております。

本県では、地域で住民とともに地域づくりを行う人材の育成を図るため、地域おこし協力隊、地域、行政それぞれの人材をつなぐ研修等をミエノワプロジェクトとしまして、市町とともに連携して実施しております。特に、着任当初は円滑に地域での活動をスタートできるよう、きめ細やかな支援が必要でございまして、新任の地域おこし協力隊員と市町の担当職員に絞って研修を行っております。

また、地域おこし協力隊員を対象としました全国調査では、約9割が隊員同士のネットワークづくりは隊員としての活動に有意義と答えていることから、本県でも、OB、OGを含めたネットワークが構築できるよう、研修や交流会等を通じまして隊員同士が学び合い、支え合う仕組みづくりを行っております。

引き続き、ミエノワプロジェクトの取組を通じまして、県内の地域おこし協力隊が地域で活動しやすい体制づくりを市町とともにサポートしていきたいと考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） くれぐれもサポートのほう、よろしく願いいたします。

3大都市圏に勤務する大企業の社員が、地域の魅力、価値向上や安心・安



全につながる自治体の業務に従事する、いわゆる地域おこし企業についても市町が直接取り組んでいると聞いておりますけれども、まだまだ活用が進んでいないようでございます。積極的な情報提供をお願いしたいと思っております。これは要望にさせていただきます。

それでは、6番目の滞在型複合施設VISON、美しい村の意味だそうです。この地方創生への活用につきまして、お伺いさせていただきたいと思っております。

本事業は、知事もおっしゃったように、雇用の創出や経済の活性化に寄与するものでございまして、三重の多様な食の魅力発信に結びつけていくことができると考えます。

今、事業者、多気町住民の方々、大台町住民の方々々が協力、連携しながら、いわゆる散策路を整備しながら、VISONへの来訪客や両町住民が自然に親しみ満喫するような話合い、交流が始まっているところでございます。また、子どもたちの木育、森林環境学の場所としても使えまして、大人と子どもたちのコミュニケーションの場にもなります。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の総括と今後の課題として、少子化対策をはじめとする自然減対策は、設定しました県の合計特殊出生率は平成30年に1.54となり全国一の増加幅となりましたが、目標の希望出生率1.8にはまだまだ乖離がございました。一方、地域社会の見守りの中で子どもが元気に育っていると感じている県民の割合は、計画設定時の平成27年度から減少傾向にございます。

ふだん子どもとふれあう機会の少ない方々も含め、地域で子どもを育てるといふ機運醸成が重要であると課題認識されておられます。まさに、地方創生の第一歩、皆さんの思いを見守っていききたいと思っております。できる御支援、御指導を要望させていただきたいと思っております。

さて、VISONでは、今年の秋以降の早い時期の開業を目指して現在工事中でございます。開業後の課題として、交通量の増加による渋滞や騒音が懸念されておるところでございます。県の対応策についてお伺いしたいと思

います。

また、多気町や庁内担当部局との情報共有は万全にさせていただくように要望させていただきたいと思います。

雇用の増加が与える影響は大きいと思います。人々が、流入することになります。多気町内での多気町地方版ハローワークでも求人中ですし、V I S O Nでも独自に求人中でございます。

それから、もう一つ、今日の新聞に出ておりましたけれども、令和3年春に道の駅奥伊勢おおだいの裏にマリオットが完成いたしますけれども、それに合わせて、第2の道の駅であります道の駅環境整備事業が進められております。総合的な案内、いわゆるビジターセンター機能を果たす建物でもございます。そういうような建物もございまして、マリオットもできます。そして、DMO、これは大台町にもございまして、東紀州にもできました。明和町にできました。そういうようなところとのつながりをしっかりやっぴいかなあかんと思います。

それは、いろんな車の関係もございまして。渋滞を解消するためにもいろいろ使えると思うんですけども、公共交通、バスを利用したり、そういったことも、これからあらゆる交通手段を駆使しながら、皆さんとともにしっかりとそこら辺のことを考えていかないかな、このように思います。どうかよろしくお願いいたします。

それから、町長から、一般質問で私のほうからも県との連携について強く要望してほしいということが1点ございました。それは、3月2日の西場議員から質問がありましたスーパーシティ構想でございます。ぜひとも連携方、よろしくお願いいたします。要望させていただきたいと思ひます。それでは、よろしくお願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 滞在型複合施設V I S O N開園に伴う、道路交通量の増加への対応についてお答えさせていただきます。

滞在型複合施設であるV I S O Nにつきましては、大規模な集客、交流施

設として整備が進められています。V I S O N開業に伴うアクセス整備につきましては、国道42号におきまして、左折専用レーンや右折レーンの新規設置が計画されており、これによる渋滞軽減が期待されるところです。

また、伊勢自動車道の上り線に、高速道路と民間施設を直結する全国初の許可事例となります多気スマートインターチェンジ（仮称）の設置が計画されており、これにより伊勢方面からのアクセスをスムーズにする効果があると考えてございます。

周辺の県管理道路の整備につきましては、多気町と調整を行った上で、国道368号や県道勢和兄国松阪線の道路改良、県道片野飯高線の交通安全対策を実施しておるところでございます。

今後は、これらの事業の進捗状況を考慮し、V I S O N開業後の交通状況も十分確認しながら、多気町から要望がございます県道松阪度会線バイパス整備などの必要な道路整備を検討してまいります。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

ぜひとも、今後心強い御支援をいただきたいと思えます。よろしく願いします。

次の質問に移ります。

大きい2番、観光振興・三重の魅力発信についてでございます。

まずは、国際交流、友好、姉妹提携をしております国、地域とのネットワークの維持強化についてでございます。

令和2年1月22日、三谷哲央議員を団長として、藤田宜三議員、下野幸助議員、喜田健児議員、私、濱井の5人が、スペイン、バレンシア州政府並びに州議会を訪問し、鈴木知事、そして中嶋議長の親書を、州政府カラブッチ・ルルE U対外関係長官及び州議会のエンリック・モレラ議長に手交させていただきました。

信書の内容は、バレンシア州と三重県との姉妹提携は長期にわたるものでございまして、今後も友好関係が続いていくことを望んでいますというもの

でございました。

その場には、三重県初の女子プロテニスプレーヤーの松葉海奈さん、この方は、松阪市出身の方でございますが御同席されました。

三重県とバレンシア州は、平成4年5月22日にバレンシア州で姉妹提携に関する共同宣言に調印し、これを受けて、同年11月2日三重県議会棟におきまして姉妹提携調印を行いました。しかしながら、平成24年11月のジャパンウイーク2012に参加の後は7年ほど交流が途切れております。

今回の訪問で、米、オレンジ、陶器、家具類などの地場産業、自動車、近代的工業製品など、観光、食分野において交流を深め、連携していくことなどの必要性を我々も確認したところでございます。

カラブッチ・ルルEU対外関係長官からは、ぜひ今後も交流を深めていきたい旨の発言がございました。そして、エンリック・モレラ州議会議長からは、松葉海奈選手を親善大使に推す声も上がりました。

2022年は、姉妹提携締結から30年の節目になります。この節目の年に、姉妹提携30周年記念事業を盛大に行っていただき、交流を深める考えについての御所見をお伺いしたいと思います。

また、ぜひとも、スペインで活躍中のプロテニスプレーヤーの松葉海奈選手に、親善大使として両国の交流親善に関わっていただくよう考えていただきたいと思っております。部長、よろしく申し上げます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 2022年に30周年を迎えるバレンシア州との交流について、どう進めていくかについて御答弁申し上げます。

本県とバレンシア州とは平成4年に姉妹提携を結んで以来、様々な交流に取り組んでまいりました。姉妹提携5周年の際には当時のバレンシア州首相も来県されまして、セミナーやレセプションなど歓迎行事を行っております。

提携10周年の際には、出納長を団長といたします三重県代表団がバレンシア州を訪問いたしまして、州副首相への表敬訪問や視察などを行っております。

提携20周年の際にも、三重県からの訪問団がバレンシア州を訪問し、ジャパンウィークのイベントに参加をしておりますが、それ以降は具体的な動きはない状況でございます。

バレンシア州との姉妹提携は長期にわたるものでございまして、本県といたしましても、今後も友好関係が続いていくことを望んでいることから、1月の新政みえ議員団のスペイン訪問では、知事からの親書をバレンシア州政府にお渡しいただいたところでございます。

一方、スペインとの関連では、バスク自治州とのMOUに基づく産業・食・巡礼道の分野で具体的な取組が活発化をしているところでございます。友好・姉妹提携やMOUを締結している国や地域とは、双方の強みを生かせる連携分野について国際展開を進めていきたいと考えております。

令和4年に提携30周年の節目を迎えるバレンシア州についても、交流、連携することで双方の強みを生かせる分野がないか、先方や県内関係者と調整を図るなど、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、議員から提案がございました、松葉海奈様、女子プロテニスプレーヤーを親善大使にというお話でございますけれども、今、観光大使という仕組みはございますけれども、親善大使という仕組みがございませんので、これについても具体的にこれから研究を進めていきたいと思っております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 松葉選手は、中学時代は喜田議員の教え子で、礼儀正しい、笑顔がチャーミングなすてきな方でございました。5人とも一致して親善大使に最適な方だと思わせていただいたところでございます。ぜひ前向きな御検討を、知事、よろしくお願い申し上げます。再来年でございますので、来年度の予算、くれぐれもよろしくお願い申し上げながら、そして、親善大使のほうもよろしくお願い申し上げたいと思います。要望させていただきます。

初日の1月22日、ジェットロ・マドリードを訪問いたしました。所長からの説明で7年間交流がなかった理由の一つが、バブルの崩壊と世界金融危機

による経済状況の悪化、そして、そのとき開催された大規模なイベントの誘致、それに関わる汚職による政治の不安定化によるものと理解できました。友好・姉妹都市30周年記念のための予算措置を再度お願い申し上げまして、次の質問に移ります。

観光デジタルファースト推進事業でございます。

県の来年度の予算の中に新規で挙がっている事業でございますけれども、1127万2000円でございます。2019年5月24日に成立しましたデジタルファースト法を受けまして、令和2年度から令和4年度を事業実施期間とするこの事業の狙いと、具体的な取組についてお伺いしたいと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光デジタルファースト推進事業について、事業の目的と具体的な取組についてお答え申し上げます。

この新規事業では、三重県に関心、興味を持った外国人旅行者が、インターネットを通じてより容易にかつ詳細に三重の旅の魅力を知り、具体的な旅行プランを描けるようにするため、大きく三つのことに継続して取り組むこととしています。

一つ目は、SNSや口コミサイトなどに現れる外国人旅行者の生の声を収集・分析する手法であるソーシャルリスニングを活用することにより、外国人旅行者から見た三重の観光に関する評価、認知度、興味のあることやPRの効果などを把握・分析します。また、これを基に、情報発信の内容や方法、体験プログラムなど観光コンテンツの改善などにもつなげていきます。

二つ目は、外国人専門家による継続的な県内取材を通じて、外国人目線での記事や写真、動画などの発信素材を制作し、三重県の外国人旅行者向けウェブサイト「Visit Mie in Japan」の内容充実を図るとともに、制作した記事や素材を活用し、県の公式SNSやJNTOなど発信力のあるメディアでの情報発信や広告などを効果的に組み合わせ、インターネットを通じて、より多くの旅行者に三重県の観光の魅力を届けられるよう取り組みます。

三つ目として、これらの取組を通じて得られた知見を、県職員はもちろん、県内の観光関連事業者の方々ともマニュアルやセミナー開催などを通じて共有することで、デジタルデータを活用したニーズ分析や外国人目線での情報発信を担う人材の育成にも併せて取り組むこととしています。

他の動画やSNSによる発信、スマホでみえ得キャンペーン事業等と連携させ、デジタル情報を活用した観光プロモーションの充実強化を図り、外国人旅行者の増加につなげていきます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 行政手続の完全オンライン化でスマート化を進める行政には、人為的ミスもなくしたり、人手をなくすメリットもございますし、このように、外国人の旅行者、インバウンドをはじめ様々な方の案内等に役立つものでございます。ぜひとも、進めていただきたいと思います。

次の、産業の振興に移らせていただきます。

まず、人材育成ネットワークの構築でございます。

これは、3日の一般質問で新政みえの稲垣代表から、新しい時代到来に向けて人材育成・確保のための、いわゆる中間組織的な総合窓口をつくってはどうかとの提案がございました。

総合窓口など具体的に検討を進める旨の御答弁があったわけでございますけれども、私は、いわゆる企業版ふるさと納税を使う、先ほども質問したわけでございますけれども、ぜひ運営経費に充てることも考えてみてはどうかかなと思います。そして、これはSociety 5.0に関わる広い人材育成ということも含めてでございます。

国は、東京一極集中の是正、地域経済の活性化、地域や大学の人材養成機関としての機能強化を狙いとした、大学による地方創生人材教育プログラム構築事業を推進し、この事業を活用して、就職氷河期の世代も含めて実践的な出口、就職先でございますけれども、出口一体となったリカレント教育を推進し、地方の労働力不足の解消や都市から地方への新しい人の流れをつくる事業を進めようとしております。

1月24日にスペイン、バスク自治州ビルバオにありますBT Iを訪問いたしました。BT Iは、バスク自治州貿易・投資振興会でございます。

バスク自治州は、自主的な財源でほとんど州の運営予算として使われております。BT Iは州の産業政策の中心的な役割を担ってまいりました。100%、公的な機関でございます。民間からはサポートを受けておるということございまして、世界各国に16の支店があり、来年度に日本に進出したということでございます。

BT Iの予算は毎年300万ユーロ、日本円でこれは約3億円ぐらいになるんですか、であり、学生に奨学金を出しながら、800人の学生を世界各国に送り出して、そして、8か月間世界の企業で働くことにしております。また、400人の学生を半年から1年間ぐらい、バスク州以外の企業に派遣しておるところでございます。グローバル人材の育成の面から、見習うことが非常に大きいと思います。

また、BT Iとの連携のために、県産業支援センターのような公的機関が窓口になって親密な交流を続けることが、三重県の地域活性化につながっていくのではないかと思います。

さらに付け加えますと、県産業支援センターのような中間的な組織があれば、なお、BT Iそのものの役割を果たすことも考えられます。これは今すぐの話ではないんでしょうけれども、そういったこともやっていただければどうかと思います。よろしく、御答弁いただきたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） SDGsの推進に係る総合窓口がSociety5.0に関わる人材育成を含めて担っていくのかということに関して、答弁させていただきます。

Society5.0の取組を進めるということは、快適かつ持続可能で、人と自然が共生できる社会、ひいてはSDGsの実現につながるものと考えています。このため、SDGsの推進体制を構築することによりまして、関連するSociety5.0の取組の具現化にも寄与することができると考え



ております。

一方、Society5.0の取組の推進に向けましては、データリテラシーを備えた人材など取組を支える人材を育成、確保することが非常に重要でございます。みえ県民力ビジョン・第三次行動計画におきましても、Society5.0の視点の一つとして、Society5.0を支える人材・基盤づくりを据えております。

こうした人材は、次世代モビリティ、健康づくり、農林水産業など、それぞれのSociety5.0の取組テーマに係る課題や背景などに通じていることも重要でございますし、また、取組を進める部局の達成目標や方針によっても、求められる人物像が多種多様にわたると考えられます。

こうしたことを踏まえますと、Society5.0を支える人材というのは、一つの箇所で集中的に確保するというものではなくて、各部局において個別具体的に育成、確保していくということが適切ではないかと考えているところでございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

**○23番（濱井初男）** 現在、部長がおっしゃったような考え方で、知事をはじめ皆さん、考えておられるんだと理解しますけれども、やはり将来的には、そういった中間組織的なもの、本格的なものがあってもいいじゃないかなと私は思うんですけれども、そういう考え方もあるんじゃないかなということだけちょっと頭の中に入れていただきたいと思います。

それから、今日、片仮名の言葉がたくさん出ましたけれども、やはりそれだけではいけないと思うんです。やっぱり昔からある伝統を重んじる、そして、地方で頑張っておられる方たちも非常に大切なことでありますので、新しいことも当然ながら取り入れていかなきゃならない時代になっていくんだと思います。そういった面も、ぜひとも決して忘れることなく、忘れられることはないと思いますけれども、やっていただきたい、このように思います。

それでは、データサイエンス推進事業に移らせていただきます。

新たな産業、若者にとって魅力的な仕事の創出のため、本県新規の事業で

ありますデータサイエンス推進事業、2143万2000円でございますが、これについてお伺いしたいと思います。

Society 5.0時代は、ビッグデータからIT技術や統計学、数学、計算機科学の知見から導かれたデータ研究を基に人工知能などを使い、新たな価値を創造し、産業の創出、振興をすることとなります。令和2年度から令和4年度を事業実施期間とするこの事業の狙いと、具体的な取組についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） データサイエンス推進事業について、事業の目的と具体的な取組について御答弁申し上げます。

近年、少子化を背景といたします人口減少が進む中、生産年齢人口の減少による労働力不足や、過疎化による地域の活力低下などへの対応が喫緊の課題になっております。また、第4次産業革命の進展に伴いまして、産業・就業構造の大転換が見込まれるなど、県内企業を取り巻く状況が大きく変わりつつあるという認識をしております。

このような中で、ICTやデータの活用は企業の生産性向上に不可欠なものとなってきておりまして、また、地域課題解決の手段としても有効と考えております。

しかし、三重県が県内外5000社の企業を対象に実施いたしました2019年事業所アンケートでは、ICTの導入に取り組んでいない県内企業が7割近くを占めるなど、多くの企業で労働力不足や生産性向上といった課題への取組が十分ではない可能性がございます。

Society 5.0を見据えた取組が進められる中で、世界経済やイノベーションを支えるエンジンでございますデータ、その収集・活用を支えるツールとなるICTは、産業分野のみならず、様々な社会の課題解決に効果を発揮することが期待されております。そこで、ICT、データの活用を進めることにより、地域経済の活性化や地域課題の解決を目指すみえICT・データサイエンス推進構想を作成することといたしました。

本構想では、ICT、データ活用の取組を推進するため、産学官連携による協議会を設立いたしますとともに、有識者ネットワークを構築いたしまして、地域特性を生かしたデータ活用プロジェクトの創出、ICT、データのスキルを持って企業や地域で活躍する人材の育成に取り組むこととしております。

データ活用プロジェクトの創出については、実証フィールドへのベンチャー誘致などを通じて、小売業をはじめとするサービス産業の生産性向上や、脈拍、血圧、体温等のバイタルデータを活用いたしました健康・医療サービスの提供など、商工、観光、医療・保健、防災ほか様々な分野において取組を進めてまいります。

また、人材育成につきましては、IoTに関するワークショップのほか、経営者の意識改革に向けた啓発や、データサイエンス分野で協定を締結いたしました滋賀大学等との連携によるリカレント教育の支援などに取り組んでまいります。

さらに、一定期間集中的にプログラムの開発やビジネスモデルの考案に向けた共同作業を行いまして、技能やアイデアを競うハッカソンの開催を通じて、学生など将来を担う人材の育成にも取り組んでいきたいと考えてございます。

県内外の高等教育機関や民間事業者と連携しながら構想を推進することで、県内のあらゆる産業分野におけるICT、データの活用を活発化いたしまして、地域経済を元気にするとともに、ICT、データ活用に着目いたしました地域の様々な主体の協創を進め、地域課題の解決につなげていきたいと考えておりまして、取組を加速させていきたいと考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

方向性として、こういうことをやっていただくのが地方創生につながっていくと私も十分認識しておりますし、そう思いますので、ぜひともしっかりとやっていただきたいなと思います。

最後に、時間がございますので、要望を一つさせていただきたいと思いません。

伊賀市種生地内で川上ダムの建設が始められて、同時に川上ダム流入水バイパス建設工事も始まりました。これは、長さが2.1キロメートルございます。パイプは直径80センチメートルぐらいでございますけれども、18億1500万円で契約されたということで御説明いただきました。

近年、ダムを建設する場合には、いわゆる多様性といいますか、環境に配慮するのが通常になってきております。これは、例えば、九州地方とかでも造っておりますけれども、そういうところもそれを取り入れております。

1956年、昭和31年になりますけれども、もう随分長く年月がたちました。当時に建設されました宮川ダムは、そのような配慮は当然、されておりません。SDGs重視の今こそ、環境保全の視点も取り入れながら、宮川の流量回復のために調査していただきますよう、強く要望させていただきたいと思えます。

川上ダムでは、選択取水せずに、これは宮川ダムにもございますけれども、そして、深層曝気設備の運用を予定しておるわけです。しかしながら、特に10月から2月においては、ダムの建設前と比較いたしますと、河川水温がダムからの放流によって非常に高くなるというデータがございます。予測されておるわけです。そのために、河川下流に生息する生物環境に配慮しながら、川上ダムからの温水放流を軽減させることを目的といたしまして、この流入水バイパスを設置するわけでございます。

過去から宮川ルネッサンスの関係で、議会の中でも委員会が立ち上げられて、様々な検討が流量回復についてされました。その結果、今、副知事を筆頭に調整会議をされて動いておられるわけでございますけれども、ぜひとも今の、環境を大事にするときだからこそ、ここも英断を下していただいて、何とかバイパス工事ができるような、流量も回復し、そして人々の生活環境もよくなり、様々な生き物もよくなる、環境がよくなる、そういったことを念頭に置きながら調査研究をしていただきたい。建設に向けて、ぜひともお

願いたいということを心から強く要望いたしまして、あと1分残っておりますけれども、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 16番 田中祐治議員。

〔16番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○16番（田中祐治） 松阪市選出、自由民主党県議団の田中祐治でございます。

今日は、松阪木綿のネクタイをつけてやってきました。前回の木津議員の二番煎じではございますけれども、もめんように前向きな御答弁を御期待申し上げたいと思います。そして、昔に「木綿のハンカチーフ」という歌がはやりました。実は松阪木綿にも、木綿のハンカチーフがございます。皆さん方は人生においていろいろもめごともあろうかと思っておりますけれども、松阪木綿を身につけていただいておりますと、もめごとも少ないのではないかと思いますので、ぜひとも御購入いただきたいと思っております。1枚、税抜きで800円でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

まず初めに、避難所の住環境整備についてお伺いいたします。

近年、日本各地で多くの自然災害が発生いたしております。これら災害が起こったときに、住民の皆さんが身を寄せる場所が避難所であります。テレビでも報道されておりますが、多くの場合、体育館に雑魚寝状態で避難生活を送っております。ところが、これらの避難所は、国際的な難民支援基準を下回っていると指摘されております。

その質の向上において、内閣府が参考にするように紹介しているのがスフィア基準となっております。スフィア基準におきましては、昨年10月の一般質問でも東議員が触れられております。

基準の一つがトイレの数で、避難所のトイレの数は20人に1基、割合が男性用1に対して女性用が3などと定められていることから、こういった数値に着目されがちですが、数字の実行ばかりでは本末転倒な支援となってしま

います。大切なのは、被災者の人権を守るという理念であります。

そこで質問ですが、県は避難所についてどのような基準や考え方で取り組んでいるのか、お伺いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 避難所の住環境整備について、県はどのような考え方で取り組んでいるのかということについて、答弁申し上げます。

県におきましては、三重県防災・減災対策行動計画に、避難者の多様性に配慮した避難所運営を重点的取組の一つに掲げ、適切な避難所の運営の基準となります三重県避難所運営マニュアル策定指針を作成しまして、市町による取組を支援しております。

この指針につきましては、スフィア基準の理念を参考に、より質の高い避難生活が実現されるよう、みえ防災・減災センターと連携して毎年見直しを行い、内容の充実を図っているところであります。

これまで、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓を踏まえて、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、高齢者等の要配慮者や車中避難者等の避難所外避難者への支援について盛り込むなどの改訂を実施してまいりました。

また、トイレにつきましては、災害時における衛生面の確保や女性や高齢者等に対する配慮が課題となっていることから、今年度は、避難所におけるトイレ環境の改善に向けてセンターの教員から専門的な見地による助言を受けて、指針の見直しを行っておるところであります。

その上で、実際に各避難所で地域の実情に応じたマニュアルが策定できるように、市町からの要請に基づき、県の防災技術指導員を自主防災組織等へ派遣しまして、避難訓練の実施やワークショップの開催を通して、避難所運営体制づくりを支援しております。

このほか、市町に対しまして、地域減災力強化推進補助金により、間仕切りや簡易トイレ等の生活環境の向上に資する資機材や、段ボールベッド等の要配慮者対策に資する資機材の整備に向けて支援を行っておりまして、今年

度は23市町で活用いただいております。

また、来年度には、避難所の生活環境の向上や避難所への理解の促進を図ることで、適切な避難行動につながるということを目的に、県民参加型予算、みんなでつくる避難所プロジェクト事業において、避難所グッズや避難所体験ゲームの開発、防災レシピコンテストなどの実施を検討しておるところであります。

今後市町と連携いたしまして、避難所への資機材などの整備促進を図るほか、誰もが避難しやすいモデルとなるような避難所の実現に向けて取り組んでまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

避難所の運営マニュアルに沿って、運営していただいているということでございます。現実の避難所とギャップを埋めていくというのが、スフィア基準だと思っております。ぜひとも毎年の見直しという御説明もありましたけれども、十分取り入れていただきますようお願い申し上げます。

それでは、再質問させていただきます。

命をつなぐはずの避難所で亡くなる人は後を絶ちません。内閣府公式サイトによると、災害による直接的な被害よりも災害関連での被害が多いというふうにされております。

（パネルを示す）この写真は避難所の様子ですが、熊本地震では、亡くなった270人中215人が災害関連死として認定されております。これは、建物の倒壊などにより亡くなった50人に対し、4倍以上の方が避難所の生活の中で亡くなった災害関連死です。

認定された事例としては、肺炎状態となり入院先での死亡や、エコノミークラス症候群の疑いによる死亡等の報告があります。特に、70歳以上の高齢者や持病のある人たちが多くを占めており、その原因として、体育館での雑魚寝によって肉体的にも精神的にも負担が増大したことが挙げられております。

この災害関連死を減らすには、専門家でつくる学会がまとめたTKBがあります。TKBとは、トイレ、キッチン、ベッドの三つの頭文字を取った合い言葉で、今の避難所の不便で不潔なトイレ、冷たい食事、床での雑魚寝を課題としております。そこで、災害関連死に大きく影響しているBのベッドについてお伺いいたします。

(パネルを示す) 先ほど、御答弁の中でも段ボールベッドについて少しは触れていただきましたが、これが段ボールベッドの設置された避難所の様子です。簡易ベッドを置いた避難所では、エコノミークラス症候群の原因となる足の静脈に血栓が見つかる割合が低かったというデータや、床から30センチ高くなることでほこりを吸い込む量が減少し、肺炎や胃腸炎などのリスクが減るといった報告もあります。さらに断熱効果や仕切りがあることから、避難所の住環境は大幅に改善できるとされております。

このようなことから、内閣府の避難所運営ガイドラインでも、避難所開設後、早期の簡易ベッドの確保を目指すとしております。

地震や水害等の被害に遭われ、さらにまた、避難所でも災害に遭われる。このような二次災害を防ぐために、各地で検討や整備が行われている段ボールベッドの県の整備状況について、先ほども少しはいただきましたが、改めてお伺いいたします。

**○防災対策部長(日沖正人)** 県での段ボールベッドの整備状況について、答弁させていただきます。

県では平成28年度に、市町とともに、三重県備蓄・調達基本方針を策定しまして、食料や飲料水など、被災者が最低限の避難生活に必要な10品目を重要品目と位置づけまして、優先的に備蓄を進めております。現在、段ボールベッドの備蓄については行っておりません。しかしながら、避難所の住環境整備に向けて近年のニーズの高まりを受け、段ボールベッドについての災害時における調達協定について、段ボールの組合との協議を始めたところであります。

避難所の運営主体である市町においては、避難所で活用できるだけの段



ボールベッドの備蓄を行っている市町はなく、流通備蓄での確保に向け、現在、九つの市町が民間事業者と協定を締結しております。

国においては、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風の際に、民間事業者から段ボールベッドを調達しまして、被災自治体へ供給しております。今年度の補正予算において約1000セットを現物で備蓄し、発災時に速やかに被災自治体へ供給する準備を進めておるということでありまして、今後は段ボールベッドの供給に関する国の動向も注視しながら、流通備蓄による対応を基本として、段ボールの組合と協定を締結するなど市町と連携しつつ、避難所の住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

段ボールベッドの備蓄は行っていないが、段ボール業界との協定の締結ということで、今協議中だというような御説明をいただきました。

段ボール業界と協定している事例というのは、全国にもたくさんあるわけでございますけれども、段ボール業界が備蓄をしているのではなく、発災後に未発災地の段ボール会社に生産を依頼する窓口となっているのが実情でございます。

段ボール業界と災害協定を結ぶことは有効な施策だと思うわけですが、南海トラフ大地震では輸送路が寸断され、山間地の避難所に届くまでにはかなりの日数を要するケースも想定しなければなりません。

そこで、速やかに段ボールベッドの供給が行えるよう、北勢、南勢、中勢地区にある県の備蓄倉庫に、合計500台の段ボールベッドを備蓄することを提案したいと思います。御見解をお伺いいたします。

○防災対策部長（日沖正人） 県での、段ボールベッドの備蓄についてでございますけれども、災害時に速やかに段ボールベッドが届けられるように、現在、協定の締結に向けて調整を行っている段ボールの組合に対しまして、平常時から一定量を現物で確保していただき、災害時に速やかに供給していただけるよう協議していきたいと考えております。

また、国に対しましては、被災した市町に段ボールベッドが行き渡りますように、備蓄量を増やすように提案していきたいとも考えております。

特に、高齢者をはじめとした要配慮者などが長期の避難所生活を送る上で健康被害を防ぐためには、段ボールベッドの活用は重要であると考えておりますので、市町とともに確保手段などを検討していきたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

市町ともに検討されていくということをごさいますて、県にとどまらず、市にも備蓄をしていただければ対応が早いのではないかな、そんなふうにも期待させていただきました。

また、段ボールベッドなんですけれども、1台が1万円と想定させていただいても、500台で500万円の予算というふうになるわけでごさいます。人命に関わることをごさいますので、ぜひとも予算化に結びつけていただければと思います。

（パネルを示す）避難所の雑魚寝が嫌で避難したくない、そんな方もお見えになります。避難所の段ボールベッドなどの整備状況を県民の皆さん方にお知らせすることが、避難所の不安の軽減や早期避難にもつながっていくことと思っております。この件につきましては、また改めて進捗状況を確認させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この段ボールベッドに関連いたしまして、もう1点お伺ひさせていただきますと思います。

東京オリンピックでは、世界各国から選手、役員、約1万8000人、パラリンピックでは約8000人が滞在する見込みとなっております。滞在先の選手村では段ボールベッドを使用いたしますが、大会後には、使用した段ボールベッドは自治体への寄附も検討しているとのこととであります。三重県としてどのように対応されるのか、お伺ひいたします。

○防災対策部長（日沖正人） 東京オリンピック・パラリンピックで使用された後の段ボールベッドの寄附が検討されているということでの県の考え方で

すが、現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、自治体に対して大会で使用した段ボールベッドの寄附等に関する正式な発表はございませんので、組織委員会とも連絡を取りながら情報収集していきたいと考えています。

今後、組織委員会の動向にも注視しつつ、具体的な発表があれば市町と情報を共有し、寄附の受入れについても検討していきたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

まだ正式な発表はないということでございますけれども、市町と連携しながら、ぜひとも段ボールベッドの寄附も御検討いただきたいと思います。

次に、三重県農業研究所について、2項目にわたってお伺いさせていただきます。

まず初めに、三重県農業研究所の運営と施設整備についてであります、日本の農業は農業就業者の高齢化や減少などにより、農業生産基盤の脆弱化、また、食品の安全性や環境保全に対する国民の関心の高まりなど、様々な課題に直面しております。

現在、三重県内には農業研究所が、松阪市、亀山市、鈴鹿市、伊賀市、御浜町の5か所に設置され、研究所職員86名、業務補助職員23名の合計109名が農業技術の中核機関として、農業の低コスト化、バイオテクノロジー等の先端技術、農産物の高品質化や安全な食料生産技術などの研究を行っております。

そこで、本県の農業を支える研究開発、技術開発、革新を進めるためにも、今後、研究員の人材確保と三重県農業研究所の運営をどのように進めていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 農業研究所の人材確保・育成と今後の運営についてと御答弁させていただきます。

農業研究所は、社会情勢の変化や農業者の多様なニーズなどを踏まえつつ、

生産現場において直面する諸課題の解決につなげるため、生産性や品質の向上に向けた研究開発に加えまして、地域資源や研究所の持つ研究シーズを活用した新たな商品の開発など、需要創造に向けた技術的支援に取り組んでいます。

こうした中、現場課題の解決や需要創造等に向けた新たな技術を創出していく上で、研究員の資質の向上は極めて重要であると考えております。

このため、人材の育成に向け、国や大学などへの派遣・研修を通じた高度な研究スキルの習得や研究マネジメント能力の向上、先進的な技術を有する民間事業者等との共同研究の実施による実用性・市場性の高い研究情報の取得などに取り組んでいます。

また、将来の研究人材を確保するため、研究所における大学生などのインターンシップの受入れ、また、大学生が取り組む研究などに対する技術的サポートといったことなどにも取り組んでおるところでございます。

農業研究所の研究運営に当たっては、外部の有識者を研究評価委員として委嘱し、研究テーマの選定、進め方や他の研究機関等との連携の在り方など各方面から御助言をいただく中で、研究事業の推進を図っています。

また、より効果的かつ効率的に研究を行うため、太陽光利用型の植物工場や、水稻、イチゴの品種開発を進める世代促進温室を核とするなどして、国の研究機関や大学、民間企業等と連携した研究コンソーシアムを形成し、国の競争的研究資金や民間からの受託研究費等を活用して、研究に取り組んでいます。

こうした取組の中で、トマトの収量を従来の3倍に高めるICTを活用した環境制御技術の確立、卸売業者との連携による米の新品種の開発、また、種子で繁殖するイチゴの新しい品種の開発などの成果が生まれております。

今後とも、産学官連携による研究コンソーシアムを通じた研究人材の育成を図るとともに、これらを起点に様々なイノベーションが創出できる研究拠点として、生産現場での課題解決や需要創造に向けた新たな技術の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

今後も、産学官の連携などの研究拠点として進めていくという、非常に前向きな御答弁をいただきました。これから、気兼ねなく質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここからは、三重県の農業研究の拠点となる、松阪市の三重県農業研究所についてお伺いさせていただきます。

（パネルを示す）これは三重県農業研究所の周辺案内図ですが、この赤い丸で囲った部分が三重県農業研究所の本館となっております。そして、この後、質問させていただきます東畑記念館は、この黄色い部分が三重県農業大学校ですが、その隣に位置しております。そして、この後ろの赤い広い部分が西山古墳となっております。

そこで、三重県農業研究所の施設整備についてお伺いさせていただきます。

三重県農業研究所は1970年、昭和45年に建設され、50年が経過したわけですが、現在は大雨ごとに雨漏りなどの対応に追われております。特に昨年9月は台風により、西山古墳の雑木の影響で電線が断線し、3日間の停電が発生しております。

研究所内には研究用の冷凍庫や植物工場がありますが、一部研究用の資料は津市の工業研究所に移動したとのことですが、植物工場のトマトは枯れてしまいました。

また、中部電気保安協会が行った点検結果報告書によると、幾つかの不適合がありましたので、改めて中部電気保安協会にお伺いし、調査した結果、23か所の推奨と12か所の不適合を確認しました。このままの状態で使用すると感電や電気災害につながるおそれがあることから、早急に改修するよう指摘されております。老朽化した施設整備をどのように進めていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） 農業研究所の施設の整備についてでございますけれども、農業研究所の本館建物につきましては昭和45年竣工で、鉄筋コン

クリート造りで耐震性もあり、構造上大きな問題はないものの一部で雨漏りが発生しているほか、電源設備などにおいて耐用年数を超えるものが出ております。

このため、緊急性や安全性の確保といった観点から優先順位の高いものから修繕を実施するとともに、部品交換などにより長寿命化にも努めておるところでございます。具体的には、これまで本館施設の空調や給水設備、また、農場における作業場の耐震補強工事といった大規模な修繕等も実施しております。

また、電気設備や空調などは法令で義務づけられた点検がありますので、それについては外部に委託して優先順位を設定する中で、順次必要なメンテナンスを実施しております。特に電気設備につきましては、漏電による感電や火災のおそれのある絶縁不良といったもので、点検によって指摘を受けまして、優先順位を設定し修繕に努めていますが、昨年12月時点で、今年度新たな指摘も含めて12項目の不適合の箇所が残っておりますので、これらについては、今後、速やかに修繕等を実施していきたいと思っています。

今後も、日常の点検、メンテナンスを徹底するとともに、令和2年度末をめどに、全庁的に策定いたします施設の長寿命化計画におきまして、修繕が必要な箇所の特定、あるいは修繕の方法、優先順位などの検討を行って、計画的に整備を進めてまいりたいと考えてございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

優先順位の高いものから、整備していくという御答弁でございました。優先順位といいますか、12か所も不適合が確認されておりますので、大きな火災が発生する前に、ぜひとも対応をお願いしたいと思います。

次に、東畑記念館についてお伺いいたします。

東畑精一氏は、現松阪市の一志郡豊地村の出身で、国際的農業経済学の権威であり、戦後、農政や農業基本法の制定に大きな役割を果たされてきました。この東畑記念館が、三重県農業研究所の敷地内に建築されております。

(パネルを示す) この東畑記念館は1971年、昭和46年に東畑家が農業関係者や県民に活用されることを望んで、東畑家の三男で、関西の建築業界を牽引してきた建築家の謙三氏が、明治、大正時代の伊勢平野の農家建築をモデルに設計し、県に寄贈されたものです。健三氏は三重県庁も設計されております。

(パネルを示す) 現在、東畑記念館は、この写真のように、屋根等の老朽化により3年ほど前から立入禁止となっております。当初は、精一氏の農業関係の書籍や資料が納められておりましたが、生前の業績、戦後の日本経済や農政を知る上で極めて貴重な資料のため、1996年、平成8年に、約1万4000点が県立図書館に移されており、現在、記念館には、精一氏や恩師の世界的経済学者シュンペーター氏の手書きの原稿のコピーや図書が展示されております。

そこで、お伺いさせていただきます。

東畑記念館は、東畑家から三重県に寄贈されたことから、譲り受けた三重県が維持管理していく責任があるのではないかと。また、県民の中には、東畑記念館を精一氏に関する研究活動などにも使いたい、そんな要望もごございます。活用できるようになれば、清掃や維持管理のサポートも行うとしておりますが、東畑記念館の今後の展望について農林水産部長にお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(前田茂樹) 東畑記念館の今後の展望ということで御答弁させていただきます。

農業研究所の敷地内にごございます東畑精一記念館は、旧一志郡豊地村、現在松阪市でごございますけれども、そちらの御出身で、日本が誇る農業経済学者であった東畑精一博士御本人と東畑家からの御寄附を得て、昭和46年に県が、研修、交流を目的に建設したものでございます。

当初は、農業関係者などの研修、交流に活用されるとともに、東畑家から寄贈された約1万4000点の書籍や資料を展示し、広く県民に開放してきました。

しかしながら、農業大学の整備などにより、研修や会議の場所が十分に確保されたこと、また、平成8年には東畑博士の功績を広く県民に紹介するという目的で、書籍などの収蔵品のほとんどを三重県立図書館に移管したことなどから、研修施設としての利用は少なくなりました。

その後、屋根のひさしや壁の劣化など老朽化が目立ってきたことから、平成28年5月には立入禁止として、県民への一般的な開放を取りやめ、施設利用は行っていないところでございます。

これまで、書籍などの収蔵品は県立図書館で保管するとともに、研修施設については安全管理を行ってきたところですが、東畑博士の功績を顕彰する地元組織の皆さんなどから、記念館の活用に向け補修を望む声が寄せられています。

今後、こうした地元組織の皆さんや東畑家ゆかりの方々の御意見にしっかりと真摯に応えながら、活用方法なども踏まえ、当施設の在り方を検討していきたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

できる限り御寄贈いただいた東畑家の気持ちに沿えるよう、そしてまた、利用を望んでいる地域住民の方々の期待にも沿えるよう、今後の御検討をお願い申し上げたいと思います。

次に、災害からライフラインを守る事前伐採について伺いいたします。

令和元年の台風15号により、関東圏を中心に大規模かつ長期的な停電が発生し、住民生活を脅かす大災害となりました。三重県においても、平成30年度の台風21号及び24号の倒木被害により電線の断線等が多発し、広域かつ長期的にわたり停電が発生し、県民の生活に甚大な支障を来した経緯があることから、危険木の事前伐採は喫緊の課題となっております。

そこで、令和2年度から、台風などの自然災害の倒木により、電気などのライフラインが寸断され県民の生活に大きな支障を来すことを防ぐため、みえ森と緑の県民税の活用と電力会社との共同による事前伐採が行われる計画



となりました。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、この事業予算は令和2年度からの新事業ですが、既に希望されている市町はあるのか。

2点目として、予算配分はどのようにお考えか。

3点目として、この事業は4年間に限定されているのか、以上3点、お伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） ライフラインを守る事前伐採の取組の具体的な事業内容や進め方についてお答えさせていただきます。

先ほど少しありましたが、県内でも平成30年の大型台風で大規模な停電があり、県内の総住宅数の35%に当たる約28万戸で停電が起こり、特に山間部では停電原因の76%が倒木によるもので、大きな影響を受けました。

県民の安全・安心な生活に必要な電力等のライフラインを守るため、倒木による停電を未然に防止することは、災害に強い森林づくりとして早急に取り組むべき対策であることから、令和2年度から、みえ森と緑の県民税市町交付金に防災枠というのを新たに設けまして、市町や電力会社等と連携して災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進めることといたしております。

今年度、県内の各市町に対しまして事業実施に関する意向確認や意見交換などを行ってきたところであり、現在、要望のありました9市町と令和2年度からの事業開始に向けた協議を進めておるところでございます。

事業の全体の規模といたしましては、平成30年度に発生した大型台風と同規模の倒木被害を想定しまして、約4万7000本を今後4年間で伐採する計画といたしております。

初年度、令和2年度ですが、事業費については約4000万円となっておりますが、今後、段階的に事業規模を拡大し、令和5年度までの4年間の全体事業費として約4億円を見込んでおります。このうち、県からの交付金として

事業費の4分の1を実施市町に支援し、電力会社からも事業費の2分の1を御負担いただくこととしております。

今後は、市町や電力会社との協議が整ったところから、県も含めた三者による協定を締結し、事前伐採が早期に着手できるよう調整を進めてまいります。

また、令和2年度に事業を計画していない市町におきましても、順次、事業実施に向けた協議を行い、大規模な停電を未然に防止する事前伐採を着実に進めてまいりたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

4年間で4万7000本、そしてまた、令和5年度までに4億円を見込んでいう御答弁をいただきました。そして、現在、要望されているのが9市町と御答弁があったわけでございます。

電力会社には、停電に関する多くのデータがあると思っております。声の大きい市町よりも、電力会社の情報に基づいた効果的な予算配分をしていただきたいと思っております。また、この期間は4年という限定された中でありますけれども、もし、その後も必要であれば、みえ森と緑の県民税などで対応していただきたいと思っております。

また、道路に沿って帯状に枝を伐採することによって、風の抜ける道をつくることで、杉は途中から折れてしまうということが往々にあるようでございます。十分配慮していただきながら伐採されることを申し上げ、次に移らせていただきます。

内水面漁業の振興についてお伺いいたします。

内水面漁業は、アユ、アマゴ、ウナギなど、和食文化と綿密に関わるほか、水産物の増殖や環境保全にも重要な役割を果たしております。しかし、組合員の高齢化や組合員の減少により、資金と人材不足だけでなく、カワウ対策など外部的な要因による支出増加もあり、内水面漁業を取り巻く運営は年々悪化しております。

これらの課題を解決し、内水面漁業を振興するために、平成26年6月に内水面漁業の振興に関する法律が施行されました。さらにこの法律に基づいて、平成29年4月には水産基本計画が変更され、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進していくことが示されました。

三重県においても、内水面域の活性化を図るため、必要な措置を講じることを示した三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案が今会議に上程されております。

三重県内水面漁業協同組合連合会は、北は員弁川から南は熊野川まで県内21の漁業協同組合で構成され、正組合員、準組合員を合わせると約6000人が加盟しております。そして、それぞれの漁業協同組合では、魚類の資源管理に加え、不法投棄の巡視、カワウ駆除等、多くの活動を行っております。

(パネルを示す) この写真は活動の一部ですが、春に海から遡上してきたものの堰堤を上がれない稚アユを、トラックで上流に運搬するくみ上げ放流、不法投棄防止や環境保全のための草刈り、河川の清掃活動、小学生を対象にした環境学習や、水難事故防止のライフジャケット着用指導なども行っております。

こうした活動を続けてきた内水面漁業が脆弱化することによって、魚類の資源の減少、河川環境の荒廃や不法投棄の増加、さらには中山間地域の活力低下にもつながるおそれがあります。

三重県として、施策上、内水面漁業に対してどのような展望をお持ちなのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（前田茂樹）** 内水面漁業に対する今後の展望ということで御答弁させていただきます。

内水面は、アユやアマゴ等の河川で漁獲される水産物を供給する機能に加え、釣りや川遊びといった自然と親しむ機会を提供するなどの多面的機能を有し、中山間地域の活性化などに資する重要な役割を果たしています。

しかしながら、河川環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウの食害による内水面水産資源の減少、漁業従事者の減少や高齢化の進行などにより、内水面漁業の持続的な発展に支障を来すことが懸念されております。

このため、県では、三重県水産業・漁村振興指針の中で、内水面水産資源の維持、増大や漁場環境保全等を重要な課題と位置づけ、稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖やカワウ等による食害防止対策を促進しています。また、内水面の生態系を維持するため、魚介類の産卵場や育成場となるヨシなどの水辺に生息する植物の保全、河川の清掃活動など、漁業者と地域住民による取組等を支援しているところでございます。

さらに、市町や漁業者と連携し、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進するため、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案を、今定例会議に提出させていただいたところです。

この条例では、内水面地域の活性化を基本的施策の一つとして、内水面における水産資源の保全や活用等に必要な措置を講じていくこととしています。また、条例に基づき、現在、検討を進めている基本計画においては、内水面地域を重要な地域として施策の展開方向を整理しており、基本計画を国の内水面漁業の振興に関する法律に基づく県計画にも位置づけていくこととしております。

今後は、有識者や関係者の御意見を幅広くお聞きし、内水面における水産資源の維持・増大や、多面的機能の発揮に向けて関係者が一体となって取り組めるよう、基本計画についての議論を深めるとともに、三重県内水面漁業協同組合連合会や市町等の関係機関と連携し、内水面漁業の振興に計画的に取り組んでまいります。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

多くの支援を行っているというような御答弁だったと思います。農林水産部長の思いは、本当に御答弁いただいたとおりでと思います。しかし、これまでの経緯を見ておりますと違うような気もいたします。

(パネルを示す) これは、年度別稚あゆ放流事業補助金の推移ですが、2000年、平成12年には2050万円ありました。ところが図のように削減され、昨年度は100万円となっております。この状況をどのように捉えておられるのか。

(パネルを示す) また、このグラフは、稚あゆ放流事業補助金と全体放流費用及び義務放流費用の推移ですが、一番下の青い線が先ほど示させていただいた稚あゆ放流事業の補助金、真ん中の緑の線が各漁協に割り当てられた最低限放流しなければならぬ義務放流費用、一番上の赤い線が義務放流費用と漁協が任意で行っている放流費用の合計金額となっております。

2000年度においては義務放流費用は8937万円で、義務放流費用に対して補助率は22.9%の2050万円、翌年度は補助金が100万円減額されているものの、義務放流費用の減少により補助率は33.2%となっております。ところが、昨年、2019年度の義務放流費用は3133万円で、義務放流費用に対しての補助率は3.2%の100万円となっております。このようなことから、義務放流費用が捻出できず、解散せざるを得ない組合も出てきております。

漁協の解散によって生じる河川環境への影響について、農林水産部長にお伺いいたします。

**○農林水産部長(前田茂樹)** まず、内水面漁協の現状ということでございますけれども、内水面漁協につきましては内水面の生態系保全、さらには河川環境の維持にも積極的な役割を果たしていただいております。

現在、県内では15河川で漁業権が設定されて、免許を受けた内水面漁協は、漁業者から徴収する遊漁料でありますとか、あるいは組合員からの賦課金等を主な財源として運営しておりますが、組合員の高齢化あるいは遊漁料収入の減少等によりまして、運営に御苦労されているということは認識しております。

一方で、内水面における漁業権というのは、漁業法の規定によりまして、種苗放流あるいは産卵場の造成等を適切に行っていただくことを条件に免許

されているという側面もございます。

そうした中で、県では、内水面漁協が公益的な役割も果たしていること等を踏まえまして、これまで、稚アユ放流、カワウ等の食害対策への支援、カワウ駆除などに関する新しい知見の収集、情報提供、また、漁協が取り組む内水面の生態系の維持や河川環境の維持に向けた取組に対する支援などを行ってまいりました。

今後も、アユなどの自然増殖や漁場管理など、内水面漁協に果たしていただく役割は重要だと考えておりますので、市町等の関係機関とも連携し、また国の事業等も最大限有効に活用しながら、内水面漁協が継続的に役割を果たしていけるよう、引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

先ほどのグラフと答弁が少しずれているのかなという気もいたすわけでございますけれども、（パネルを示す）先ほど示したこのグラフは、2000年度以降の掲載となっておりますが、実は、この稚あゆ放流事業補助金は、1989年、平成元年度から12年間にわたって2050万円が支払われておりました。これらは、不当な補助金だったのでしょうか。私は、以前の補助金のほうが正当で、今の補助金は非常に異常な状態だと思っております。補助金の算出根拠はどうなっているのか。今日はおめんように、これ以上は申し上げませんが、今後は根拠に基づいた補助金の算出をお願いしたいということを申し添えておきます。

次に、内水面漁業に対する県のサポートについてお伺いいたします。

冒頭にも申し上げましたが、県は内水面域の活性化を図る目的で、必要な措置を講じることを示した三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案を今会議に上程されております。

内水面漁業の活動は公益性が高く、本来は行政が行うべき業務も含まれております。川をきれいにすることは、ふるさとを愛することや海をきれいにすることにつながってまいります。三重県の海の漁業改正は一区切りついて、

水産王国みえの復活に向けて動き始めました。内水面にも、しっかりと目を向けていただきたいと思います。

三重県は、平成11年の北川県政時代に内水面分場を廃止し、伊勢湾分場に統合しております。その結果、研究をはじめ、内水面における県の対応が手薄になっているのではないかと感じております。

三重県には、内水面に精通した優秀な職員がお見えになります。もう一度、内水面分場を復活していただけないのか。もしできないようであれば、内水面漁協が今後もその役割を果たしていけるよう、県としてしっかりとサポートをしていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） 内水面漁協へのサポートについてでございますが、現在、内水面に関する調査研究につきましては、鈴鹿市にあります鈴鹿水産研究室に内水面担当の研究員を配置し、重要な魚種であるアユの資源回復に向けて、モデル河川における餌となるコケの生育調査でありますとか、あるいはカワウ被害対策に関する最新知見の収集を実施しております。

また、内水面漁連と連携いたしました研修会の開催等によって、漁協への技術支援を行っておりますほか、今年度には内水面域の遊漁者の増加につなげるための、ニーズ把握のためのアンケート調査も行ったところでございます。

また、経営面に関しましては、例えば、損益計算書、業務報告書の作成であるとか、組合員の資格審査、また、漁業法の改正等についての研修、講演会等も実施しまして、必要に応じて指導もさせていただいております。

また、先ほども少し触れましたが、内水面漁協のニーズに応じて、経営に関する県内優良事例の水平展開でありますとか、漁獲物のブランド化に向けた研修についても、今後実施していきたいと考えてございます。

今後も、県内の内水面漁協がその役割を果たしていけるよう、内水面に関する調査研究の充実強化を図りますとともに、カワウの被害対策などについて技術的な助言を行ってまいります。また、経営面につきましても、組合員

数であるとか遊漁者数であるとか、あるいは河川規模の大小といったようなものが漁協ごとに実情や課題が異なりますので、合併などによる経営基盤の強化や、あるいは遊漁者の増加につながる魅力ある川づくりなど、それぞれの漁協に寄り添ったきめ細やかな対応を十分に行ってまいりたいと思っております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

きめ細やかな対応をいただくということでございます。現在、三重県には21の漁協がございます。一つも欠けることのないように、細やかな対応をお願いいたしたいと思っております。

そこで、知事にもお伺いさせていただきたいんですけども、知事はこの件につきまして御見解がございましたら、よろしくお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） この件、最後のところでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○知事（鈴木英敬） 私も年何回か水産業の皆さんとの意見交換会をしていて、その際に内水面漁協の県の会長からも、強くこういう今の経営が厳しい状況などについてお話をいただいております。

先ほど来ありましたとおり、根拠に基づいた補助金であるとか、きめ細かな支援であるとか、調査研究の充実であるとか、そういう面について農林水産部で今回新しく条例や法律に基づく計画を策定しますので、しっかり組合の皆さんと議論しながら進めていきたいと思っております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

知事は、昨年度、大内山漁協での報告会にも参加されているというふうに向っております。私は、今年行ってきたんですけども、いろんな取組も御理解されていると思っております。先ほどの知事の御答弁を聞いて、内水面漁協も喜んでいるのではないかな、そんなふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。



次に、河川に放流する処理排水基準についてお伺いしたいと思います。

法的には、河川に放流する残留塩素濃度の上限や排水温度に規制がないことは十分理解させていただいております。しかし、河川には絶滅危惧種に指定されている多くの魚介類が生息しております。また、アユの半数致死残留塩素濃度値は、水道水でも生きられない0.07ミリグラム／リットルとなっております。

処理排水基準は人間に影響がないように定められており、川に生息する生物を守る基準にはなっておりません。問題があれば改善していくのが行政の務めであると思うわけですが、国の法律で駄目なら予防措置として三重県の条例で規制すべきだと思いますが、環境生活部長にお伺いいたします。

○環境生活部長（井戸畑真之） 河川への排水基準について、御質問いただきました。

河川や海域などへの排水規制につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、工場や事業場の排水等を規制しております。これまでも国におきましては、様々な汚染実態等を踏まえまして、順次、排水基準項目の追加などを行っております。

このうち、残留塩素につきましては、国が平成10年から水環境リスクに関する知見の集積が必要な物質に指定しまして、必要な調査研究が行われております。

一方、水温につきましては、昭和50年頃に中央公害対策審議会の専門部会で検討されましたけれども、温排水の環境生態系への影響に関する科学的知見が未解明であるとして、排水基準の設定には至っておりません。

現時点では、こういうことから県といたしましては、県内一律に規制する条例を制定する状況にはないと考えておりますけれども、引き続き、排水規制に関しまして国や他の自治体の動向を注視するとともに、必要に応じて県内における排水に係る実態の把握、あるいは情報収集に努めてまいりたいと考えております。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

温度なんですけれども、別に100度の湯を流しても法に触れないというような今の規制でございます。これまでも、プール掃除をして塩素を含む水を流したためアユが大量に死んだ、また、大量に塩素を含む水を流す施設の付近には魚介類が寄りつかない、そんな情報は幾つでもございます。一度しっかりと調査いただいて、御検討いただきたいと思います。また、兵庫県では、国の基準より緩やかな全窒素の下限値を設けておりますので、ぜひとも参考にしていただきたいと思います。

次に、カワウ対策についてお伺いいたします。

（パネルを示す）これは鳥獣被害金額の推移ですが、農業被害金額や林業被害金額は年々減少しておりますが、カワウ被害金額はほぼ横ばい状態で推移しております。カワウ被害の減少や予防策の加速的実施のために施策はないのか、お伺いいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） カワウ被害の防止・軽減に向けた取組ということでございますけれども、これにつきましては、これまで駆除であるとか飛来防止などへの一部補助を行いますとともに、防止対策の効率化、省力化に向けた先進事例等を研修会等において情報提供いたしておるところでございます。

カワウは群れで行動して、県域を越えて広範囲に移動するというような特徴もありますので、広域的な連携ということで、中部、近畿のカワウ広域協議会というものにも参加させていただいています。また、平成26年度から全国一斉の駆除というのも取組を進めておるところでございます。

今後も、関係府県と広域的な連携の下で、カワウの保護管理の在り方や被害軽減の方策なども検討し、計画的に対策を進めてまいりたいと考えてございます。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

今までも、いろんな取組をしていただいておりますと思うわけなんですけれども、

先ほどグラフで示させていただきましたように、横ばいの状況でございますので、ぜひとも何らかの方法を考えていただければならないと思っております。

カワウを駆除する場合、行政に駆除申請を行うわけでありますけれども、1回の申請で許可される駆除期間が6か月というふうになっております。しかし、カワウによるアユの被害というのは3月から11月までの9か月間であるため、申請を2回行わないと9か月間駆除ができません。このようなことから、許可の有効期間を6か月から9か月に延長することができないのか、お伺いします。

○農林水産部長（前田茂樹） カワウの捕獲期間等につきましては、被害状況などを勘案しまして、これまでも見直しを行ってきたところでございます。

こうした経過を踏まえて、許可延長につきましては、被害状況あるいは被害防止のための必要な捕獲期間など、内水面漁協へも聞き取りを行いまして、また、三重県自然環境保全審議会の御意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

〔16番 田中祐治議員登壇〕

○16番（田中祐治） ありがとうございます。

ぜひとも、御検討いただきたいと思えます。

令和2年度の補助の金額を見ておりましたが、20万円、昨年度から上げていただきました。担当部局におきましては、2割アップというのは大変な御苦労をいただいたというふうに感謝申し上げます。これにめげず、まだまだ我々といたしましては、漁業協同組合といたしましては、物足らない、そんな気持ちもしておりますので、ぜひとも前向きに御検討をお願い申し上げます。終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

---

午後1時0分開議

開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。24番 森野真治議員。

〔24番 森野真治議員登壇・拍手〕

○24番（森野真治） 皆さん、こんにちは。伊賀市選出、新政みえの森野真治でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問に先立ちまして、まずは、このたび地元の伊賀米コシヒカリ、三重ブランドに加えていただきまして、本当にありがとうございました。

先日、日本農業新聞で、今年の食味ランキングで特Aになれなかったという記事を見まして、ちょっと残念に思っていたんですけども、ぜひこれを機会に、県のさらなる御支援で、来年再び特Aに戻れますようによろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、一つ目に防災・減災対策ということで、1番目に、災害派遣福祉チームDWA Tの設置についてお伺いさせていただきたいと思っております。

平成28年6月定例会議で質問いたしました災害派遣福祉チーム、略称は都道府県によってDCAT、D、C、A、Tとしていたるところと、DWA T、D、W、A、Tとしていたるところがありますけれども、三重県では、現在DWA Tとしているということでございますので、以下DWA Tとさせていただきます、につきましてお伺いさせていただきます。

DWA Tは、被災地や事故現場へ派遣される福祉専門要員のチームで、社

会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、保育士など1チーム、4から6人程度で構成されるものです。

東日本大震災では、長引く避難生活での過労、持病悪化、ストレスなどが原因で死亡する災害関連死が高齢者を中心に3700人を超えました。

また、災害の発生後に十分なケアを受けることができなくなった高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など要配慮者の体調の悪化や要介護度の重度化、生活機能の低下なども大きな問題となりました。

これを受け、国は、改正災害対策基本法に避難所の生活環境の確保を定め、平成24年には厚生労働省が都道府県単位での支援体制づくりを求めています。

災害から助かった命をどうすれば守り続けられるのか。すなわち、二次被害をどう防ぐのか。この問題に取り組むべく、全国の都道府県で災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワークの構築が自治体と福祉事業者による公民連携体制で進められ、平成28年4月の熊本地震では、岩手県、京都府、熊本県の3府県から初めてDWA Tが派遣されています。

熊本地震以降も、毎年のように全国各地で様々な大規模災害が発生しており、災害時の福祉的支援の重要性が認識されるにつれ、災害時の福祉支援体制、災害福祉支援ネットワークの構築、DWA Tの設置に取り組む都道府県は増加し、活動に従事する人材の育成に取り組む動きも進められてきました。

そのような中、平成30年5月30日付で、厚生労働省から災害時の福祉支援体制の整備に向けてガイドラインが示され、DWA Tの役割として、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行うことが明記され、具体的な役割が示されました。

資料を御覧ください。（パネルを示す）この資料の上の部分が、DWA Tが派遣されない場合、下の部分が派遣された場合のイメージの図になります。緑色の方が福祉の必要な支援者、青いのが普通の方、オレンジがDWA Tを含めた福祉の関係の方というイメージで見ていただけたらと思います。

まず、その示されておりDWA Tの仕事としては、1、福祉避難所への誘導ということで、災害時要配慮者へのスクリーニングを行い、その結果、

一般避難所で必要な支援を行うことが著しく困難な方がいる場合には、必要な体制が確保されている福祉避難所等へ誘導を行うこと。2、災害時要配慮者へのアセスメントとして、一般避難所において災害時要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施すること。3番目として、日常生活上の支援として、災害時要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、その食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行うこと。また、生活不活発病予防のための体操や散歩、子ども等への支援など、災害時要配慮者の状況を踏まえた幅広い支援を工夫すること。4番目として、相談支援として、時間の経過とともに災害時要配慮者の福祉ニーズが変化していくことが見込まれることから、これらを把握し、課題を適宜解決していくため、一般避難所内に相談スペースを設置するなどにより、必要な相談支援を行うこと。5、一般避難所内の環境整備として、災害時要配慮者の良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車椅子の通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、子どものリフレッシュのためのキッズスペースや乳幼児を抱える母親に対する授乳スペースの設置等、一般避難所内の必要な環境整備を行うこと。そのほかにも、災害福祉支援ネットワーク本部や都道府県との連絡調整、状況等の報告、後続チームへの引継ぎ、被災市町村や避難所管理者との連携、多職種との連携、被災地域の社会福祉施設の連携など、多岐にわたっています。

このガイドラインの設定により、さらに多くの都道府県において体制構築に取り組むところが増えてきており、昨年11月現在の調査では、全国22府県でDWA Tが設置済みとなっていますが、残念ながら本県では未設置ということになっています。

そこでお伺いいたします。平成28年6月の一般質問に対する答弁では、福祉支援ネットワーク協議会を平成26年2月に既に設置しており、避難所運営支援のための人材確保について検討を進めている、熊本地震の教訓も踏まえ

て、今後、想定される大規模災害に備え、広域的な応援体制も見据えてDWA Tチームの編成についても検討していきたいとのことでした。

あれから3年9か月、協議会の設置からは6年が経過いたしました。その後の本県の取組状況についてお伺いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（大橋範秀）** 災害派遣福祉チームDWA Tの設置に向けた取組状況についてお答えいたします。

県では、災害時要配慮者への福祉支援の確保を目的として、三重県社会福祉協議会や県内福祉団体等を構成メンバーとする災害時における福祉支援ネットワーク協議会を平成26年2月に設置し、国の動きや被災地での取組事例等を共有しながら福祉支援体制の整備について検討を進めてきました。

加えて、避難所運営の核となるリーダー養成講座や、福祉避難所運営マニュアルの作成を支援する研修会を開催するなど、災害時の福祉支援を支える人材育成にも取り組んできました。

こうした中、議員から御紹介がありましたように、国は、災害時の福祉支援体制の整備を全国規模で推進するため、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインを平成30年5月に示し、社会福祉士や介護福祉士等の専門職で構成される災害派遣福祉チームDWA Tの組成と、DWA Tを被災地へ派遣するための災害福祉支援ネットワークの構築を都道府県に求めています。

一方、これまでは被災地を支援する派遣体制づくりに重心を置いてきたところですが、東日本大震災や熊本地震における福祉支援の状況を振り返ってみると、県内へ支援を受け入れる体制の整備も重要であることが分かってきたことから、平成30年3月に策定した三重県広域受援計画において、県外からの介護職員等の応援を円滑に受け入れるための体制づくりを定めたところです。

このような経緯を経て、今年度は、災害時における福祉支援ネットワーク協議会において、より多くの関係団体に参加いただけるよう組織拡充を行った上で、国のガイドラインに沿った派遣体制と三重県広域受援計画に沿った

受入れ体制、この二つの課題について並行し検討を進めてきました。

その結果、県と三重県社会福祉協議会、関係団体との間で、DWA Tの派遣を含めたネットワークの構築や、介護職員の円滑な受入れに関する役割分担等を取り決めた災害支援協定をこの3月に提携することとしております。

これを受け、令和2年度においては、協定で定める役割分担に従い、県と三重県社会福祉協議会、関係福祉団体が連携し、DWA Tチーム員の募集、研修、訓練を行い、早期にDWA Tを派遣できる体制を構築していきます。

併せて、県外からの介護職員等の受入れ体制整備や、市町、県民等への災害福祉支援活動の周知を行い、災害時における要配慮者への支援を円滑に提供できる体制づくりに努めてまいります。

〔24番 森野真治議員登壇〕

**〇24番（森野真治）** 今月、三重県社会福祉協議会等と協定を結んでいただき、早期のDWA Tの編成に向けて頑張っていただけということでした。

御存じのとおり仕組みをつくっても、実際にDWA Tが動くようになるまでには、人材の育成、また、活動の資材の確保、あるいは各種訓練が必要でございます。

また、少子・高齢化が大変進んでいる中でございますので、避難所において福祉的支援が必要な方々の割合はますます高まっていくだろうというふうにも考えられています。

そういう中で、DWA Tの活動を通して多くの人材が育つことで、本県が被災した際の二次災害防止や早期復興にも大きな力を発揮することができるようになると思いますので、一日も早くDWA Tチームの編成を始めていただけるようお願いしたいと思いますし、また、訓練や発災時にDWA Tの活動が注目されることなどで、敬遠されがちな福祉職の新たなやりがいとなり、見直される機運が生まれればと思っております。

続きまして、災害発生時の支援物資の広域防災拠点での受入れから各避難所への供給までのラストマイルの整備状況についてお伺いさせていただき



ます。

大規模災害発生時に、国によるプッシュ型支援を含め、大量の救援物資を迅速かつ的確に避難所に届ける体制づくりについて、昨年3月に国が作成したラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックによりますと、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨等において、支援物資到着状況等の情報共有が十分ではなく、広域物資輸送拠点からの先の避難所までのラストマイル輸送が混乱し、支援物資が届かない等の課題が顕在化した。最終目的地である避難所まで物資を確実に届けることが何よりも重要であり、国、地方公共団体、関係事業者が一体となり避難所までの支援物資輸送を最適化することが必要であると問題提起されており、平成30年7月においても支援物資の供給体制が脆弱であることが示されています。

本県の取組状況について、平成28年6月にお聞きした際の答弁では、県の物資拠点に届けられる物資が滞留しないようにするためには、交通アクセスの容易さ、物資の受入れや、荷さばき、保管を行うためのスペースの確保のほか、物流業務の専門性が必要で、平成29年度に北勢広域防災拠点が完成すれば県内6か所全ての広域防災拠点の整備が終了する。また、県と三重県トラック協会、東海倉庫協会との間で協定を締結しており、荷下ろし、保管、仕分、積み込み、輸送といった一連の物流業務について専門的なノウハウを有する物流事業者の協力を得て、対応できる体制を整備しており、各避難所への物資の輸送方法についても関係機関と検討しているとお答えいただいております。

昨年10月26日から27日にかけて、県内で令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練が実施されました。その中の一つに、伊賀広域防災拠点での緊急支援物資受入れ訓練が三重県トラック協会に御協力をいただいで行われました。その際に、訓練に参加された協会の方が、伊賀広域防災拠点について幾つか指摘されていたことがありました。

この航空写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）伊賀広域防災拠点の航空写真です。元上野農業高校の跡地でございまして、下半分が

へリポートで、上の半分が荷さばき場になっています。

こういうものなんですけれども、指摘されていたことのまず1点目として、広域拠点前の道路が狭いという話です。この左側に県道が通っているんですけれども、片側1車線でカーブもあるという中で、拠点内で別のトラックが作業中に待たなければならない状況が発生すると思われましてけれども、その場所、路肩とかがすごく狭いので待機場所がないということで、もうちょっと道路を拡幅して、待機用の路肩を数台分確保してもらうことができないんだろうかとおっしゃっていました。

そして2番目に、真ん中ら辺の木のところのちょっと上にあるんですけれども、昔の校門の部分がそのまま入り口となっておりまして、大型トラックが出入りするには少し狭い。出入口の前の拡幅とともに、出入口も広げる必要があるのではないかとおっしゃっていました。

そして、三つ目として、上側の荷下ろし作業や、荷物の仮置きする場所なんですけれども、四角の線が引いてあるところ、あそこに屋根がないという話でございました。野ざらし状態になっておりまして、実際災害発生したときの本番には様々な天候が予想されます。ですから、トラックも入れるような屋根つきの荷さばき場がなかったら、とてもじゃないけど仕事にならないかということをおっしゃっていました。

それから、もう一つの資料なんですけれども、（パネルを示す）これは東日本大震災の際の岩手県の支援施設の写真なんですけれども、実際にはこういう状況になりまして、大変たくさんの物資が長期間にわたって保管されなければならないという状況が予測されます。

相当なスペースに順次仕分して受入れ分を仮置きすること、そして必要分を積み込んで、各市町へ配送することを同時にこなしていこうということでございますので、現状の伊賀広域防災拠点の荷さばき場がいかに脆弱な受援施設なのかということは一目瞭然だと思えます。

そこで伺います。県内の広域防災拠点が一通り完成した中で、今後、訓練を通して明らかになった問題点等を踏まえて、各拠点の機能改善等、

整備を進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、県の受援施設から各避難所までの支援物資のラストマイル輸送については、県の受援施設である各広域防災拠点から各市町の受援施設までは、県が三重県トラック協会等と協定を結んで配送体制を構築、各市町の受援施設から各避難所までは市町が各協会支部なのか、それでは広過ぎるので市内の営業所がある各事業者なのか分かりませんが、協定を結んで配送体制を構築、その上で、各協定先で具体的な割りつけ等をしてもらって、初めてラストマイル輸送が確立します。

県の各協会等との協定は済んでおりますが、県から各市町の受入れ拠点への配送後、各市町において受入れ拠点から各避難所までの配送体制の整備状況についてはどのようになっているのか、現状をお伺いいたします。

また、協定後もラストマイル輸送体制を維持し続けるためには、県、市町、それぞれの協定先には定期的に役割分担が実態と合っているのか確認し、必要に応じて見直してもらわないといけません。ドライバー不足などが問題となっている中、ラストマイル輸送体制の維持についての取組状況についてお伺いいたします。

以上3点、お願いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** 広域防災拠点の整備について、それから支援物資の供給体制について3点御質問いただきました。

まず、総合防災訓練等、伊賀広域防災拠点などでの訓練で明らかになりました課題などを踏まえた今後の拠点の機能改善等についての考え方についてお答えをさせていただきます。

県内6か所の広域防災拠点は、三重県広域受援計画に基づきまして、国や他の都道府県、協定締結団体等からの物資を受け入れ、その物資を保管、仕分し、各市町の拠点に輸送するための場所として各機関をつなぐ重要な機能を担っております。

防災訓練におきまして、広域防災拠点を活用し、これらの機能の実効性を

確認するとともに、協定締結団体である三重県トラック協会や東海倉庫協会等に御参加いただき、専門的見地からの助言を基に改善等に努めてきたところであります。

昨年、伊賀広域防災拠点で実施した訓練で明らかになった課題につきましては、交通誘導員の配置でありますとか、複数の出入口の活用により動線を確保してスムーズにトラックが運用できるようにするといったことのほか、トラックの滞留を防ぐために、一時待機場所として近隣の民間物資拠点を借り上げ、活用することを考えております。

さらに、屋外荷さばき場に関しましては、雨天時には支援物資にブルーシートをかぶせて対策を行うなどの対策も現在考えているところであります。

今後も、発災時に拠点を運用する各地方部と拠点の機能改善を図るほか、訓練を通じた民間事業者を含めた意見交換の実施など、現在の拠点を効果的に活用していくための検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、支援物資の供給体制で、各市町における避難所への配送体制の整備と広域防災拠点から避難所までの配送体制を維持するための取組の状況についてという2点について答弁させていただきます。

市町の物資拠点から避難所への輸送につきましては、協定を締結した運送業者等による運搬のほか、市町で準備した小回りの利く貨物車両での運搬、また、災害の規模によっては、自治会等に指定場所に取りに来ていただくなど、様々な方法が考えられております。

現在、県では市町の円滑な輸送体制を整備するために、市町の意見を踏まえ、市町受援計画策定手引書を昨年3月に策定し、現在、市町で取り組んでいただいておりますが、市町の受援計画の策定をはじめとして、各地域の実情に合わせた取組を支援しています。

例えば、集配などの物資拠点の円滑な活用方法については、物流専門家から助言をいただくことが有効なことから、昨年8月にも、全日本トラック協会の職員を講師に招きまして市町向けの研修会を開催いたしました。

また、今年度の防災訓練には、伊賀市や明和町が参加して、市町物資拠点

から避難所までの輸送の訓練も実施しまして、実効性を高めているところであります。

今後の取組としては、来年度実施します訓練におきましても、県の防災拠点から市町の物資拠点などへの輸送訓練を予定しておりまして、この訓練で判明した課題につきましては、参加した市町だけでなく全市町でも共有を図ってまいりたいと考えています。

また、物資の受入れに関しましては、被災自治体の事例を学ぶための市町向け研修会を引き続き開催するなどして、ラストマイル体制の整備を促進したいと考えております。

これらの取組を通しまして、市町受援計画の策定を促進するなど、県の防災拠点から避難所までの具体的な輸送体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 県の広域防災拠点の運用については、たちまち今発災した場合は、今、言っていただいたような対応しか仕方がないのかなと思いますけど、中長期的には、やはり、よりよいものにしていただきたいと思いますので、引き続きの取組をよろしくお願ひしたいと思います。

また、市町も含めたラストマイルについては、まだ完全に出来上がっていない状況だということで、大変憂慮すべきことだと思いますので、一日も早い確立と、その後もずっとそれが活性であるようにキープをお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、公共交通機関の利用促進についてお伺ひさせていただきます。

まず一つ目に、路線バス等の利用促進についてお伺ひいたします。

路線バスは、路線網が複雑で、路線の改廃やダイヤ改正も多く、地図への記載やまとまった刊行物等も乏しいため、その存在自体が認知されづらい傾向にあります。

平成28年12月に内閣府が行った世論調査では、路線バスの利用手段、経路

などを調べる手段としては、インターネット等の経路検索サービスを挙げた人の割合が41.3%と最も高くなっていますが、全国でバスを運行、管理している事業者は多数に及び、バス情報に関するデータの整備状況も事業者によって千差万別で、このことが長らく乗換案内の経路検索にバス路線が表示されてこなかったことの大きな原因となっており、目的地まで公共交通機関で到達できないと感じることが、公共交通機関の利用促進が進まない理由の一つであると思います。

そのような中、平成29年3月に、国土交通省より標準的なバス情報フォーマットが公開され、これをきっかけに路線バスの時刻表データを整備して、乗換案内などに広く使ってもらおうという取組が全国で進められています。

資料を御覧ください。(パネルを示す)バスに関する情報には、経路検索に必要な時刻表や運行経路等の静的情報と、遅延情報や位置情報などリアルタイムで変動する動的情報があります。

標準的なバス情報フォーマットは静的情報のGTF S-J Pと、動的情報のGTF Sリアルタイムの2種類のフォーマットを包含しています。静的、動的どちらのフォーマットも国際的に広く利用されているGTF S規格を基本としているため、整備した情報が迅速に世界中の経路検索サービスに反映されることが大きな特徴であり、世界的に最も利用者が多いと思われるグーグルマップなど、多言語の案内に対応した経路検索サービスに掲載されることで、訪日外国人にもバスの存在を認知してもらいやすくなります。

また、GTF Sリアルタイム形式で、バスロケーション情報を提供することで、経路検索サービスを通じたリアルタイムの情報提供が行えるようになります。道路状況により、定時運行が難しいバスですが、リアルタイム情報で遅れ情報を伝えられるようになり、利用者は安心してバスを利用できるようになります。遅れ情報以外にも、災害時やイベント開催中の運休、迂回、増発等の情報を利用者に伝えることもできます。

バス事業者にとっては、時刻表データのメンテナンスやリアルタイム情報発信システムを導入する等の負担がかかりますが、経路検索事業者に情報を

提供することで、他のバス事業者の路線、鉄道や航空等バス以外の交通手段、徒歩等も併せたシームレスな案内が可能となりますので、利用者はバスの存在を自然に認識することになり、バス事業者はこれまで取りこぼしていた旅客の需要を取り込むことが可能になると考えられますし、自社路線を無料でPRすることができます。

次の資料を御覧ください。

(パネルを示す) 昨年2月現在の全国でのオープンデータ化の取組状況でございますけれども、4県では県が主体となって整備を行っているなど各地で取組が進められています。

三重県では、この時点では、津ベルラインのみ、今年2月現在でも、桑名市、伊勢市、南伊勢町、度会町のコミュニティバスが登録されているのみとなっています。

なお、一番路線の多い三重交通については、オープンデータ化はしていませんが、各経路検索サービスへのデータは提供されています。

そこでお伺いいたします。県内公共交通機関の利用促進や観光を重要施策と打ち出している本県として、来県者へのおもてなしの観点からも、早期の対応完了とデータ更新等水準の維持が必要と考えますが、現在の取組状況についてお伺いいたします。

[大西宏弥地域連携部長登壇]

**○地域連携部長(大西宏弥)** バス等公共交通のオープンデータ化の現状と今後の取組についてお答え申し上げます。

公共交通データのオープン化は、公共交通機関の運行状況等のデータをインターネット上で公開することであります。

オープン化に向けては、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、まず、経路検索サービスを提供する事業者のデータ活用が容易となるように、そのデータを標準的な共通フォーマットの形式により提供することが必要となります。

これをインターネット上で公開することで、検索サイトの選択肢を広げる

とともに、最適ルートの検索の充実につなげ、公共交通を利用する多くの  
の方々の利便性向上を図ろうとするものでございます。

このため、県では、今年度から市町が運営するコミュニティバス情報の  
オープン化に向け、国土交通省が定めました標準的なバス情報フォーマット  
のうち、時刻表や運行経路等の動きのない静的情報についてG T F S - J P  
形式によるデータ作成に取り組んでいるところでございます。

オープンデータ化に当たっては、まずは、市町が基礎データを作成し、県  
が個別に確認、修正等を行った上で、民間の機関に依頼し、G T F S - J P  
形式のデータとして作成、更新し、誰もがデータを活用できるようにイン  
ターネット上で公開するといった作業を行うこととなります。

こうした取組を重ねまして、先ほど議員からも御紹介がありました今年度  
5市町のコミュニティバスのオープンデータ化が実現したところでございま  
す。

また、コミュニティバスを運営する18市町やバス事業者では、経路検索事  
業者へのデータ提供が行われているものの、G T F S - J P形式によるイン  
ターネット公開には至っていないため、今後のオープンデータ化に向け働き  
かけを行っているところでございます。

一方で、オープンデータ化には、議員からも少し御紹介がありましたが、  
バスの到着時刻などリアルタイムで変動する動的情報も含め、データ整備の  
初期投資や、その維持、更新などのコスト負担の課題も指摘されているとこ  
ろでございます。

そのため、現在国では、公共交通分野におけるオープンデータ推進に関す  
る検討会などで、負担軽減の可能性も含めオープンデータ化を推進するため  
の今後の方向性について検討が進められているところでございます。

県では、みえ県民カビジョン・第三次行動計画においても、公共交通デー  
タのオープン化を新たに明記し、取組を進めていくこととしています。

今後、国等の動向も注視しながら、引き続き市町のコミュニティバスに対  
して情報のオープン化を支援するとともに、県内のバス事業者等についても



積極的に働きかけを行い、県民の皆さんや本県に来訪される方々の安心感や利便性を高め、路線バス等の利用促進にもつなげてまいりたいと考えております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 現在進めていただいているということでございますけれども、まだまだ進捗状況が非常に遅いのかなと思っております。

来年には、三重とこわか国体・三重とこわか大会が、各種目競技が県内各市町で開催されます。各会場に向けて主要駅からの路線バスの臨時便とかシャトルバス等が運行されると思いますけれども、この情報を経路検索に表示させることができれば、応援や観戦に来られる方にとって大変有益なものになると思います。

しかし、開催時にいきなりやれといっても、うまくいくとは思えませんし、1回限りの短期のイベントのためにだけ協力いただくのは難しいと思います。

そのためにも、来年度中に平常時の時刻表の登録やメンテナンスの方法を習得していただく必要があります、その延長上で、三重とこわか国体・三重とこわか大会の臨時便のデータ登録を行っていただいたり、ひいては、今後の様々な地域のイベントなどでも普通に運用されていくようになるのではないのでしょうか。

そういう意味でも、もう少しスピード感を持ってオープンデータの整備に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、学校での教育についてお聞きいたします。

最近では、自動車の普及により、公共交通機関を利用した経験のない子どもたちが増えてきています。鉄道については、高等学校の通学等で一定利用する学生はいると思いますけれども、バス利用となるとかなり少なくなるのではないかと考えています。

そういった中、学校教育の中で子どもたちに、自動車は行きたいところに気軽に、かつ快適に移動できるすばらしい乗り物である一方、大気汚染や地球温暖化など環境問題や交通渋滞などのほか、公共交通機関の衰退の原因の

一つとなることなど、公共交通機関を利用することの意義や、公共交通機関を利用したことがない、食わず嫌いのように利用を敬遠してしまうことのないように、電車やバスの乗り方についての実践教育などを通して、子どもたちが公共交通機関のことを理解して親しみを持ってもらい、将来の公共交通機関利用者へと育成することは、本県が暮らしやすく、今後も持続可能な地域であるために重要なことだと思います。

そこでお伺いいたします。

特別支援学校や、近年は、就学支援委員会で、地域の学校に通う障がいのある子どもたちが増えているため、一般の小・中学校においても、卒業後に公共交通機関が重要な移動手段となる子どもたちに利用方法を教えることはもちろんのこと、子どもたちの成長段階に合わせての教育が行われることはSDGsの観点からも重要だと思います。公共交通機関についての教育の取組状況についてお伺いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 公共交通機関についての教育の取組状況に関する御質問でございます。

公共交通機関は、通勤、通学や買物等の日常生活に欠かすことのできない移動手段であり、学校においては、子どもたちがその役割や利用方法についても発達段階に応じて学習しております。

小学校では、低学年の生活科において、公共の交通機関を利用するためのルールやマナーがあることなどに気づき、安全に気をつけて正しく利用できる学習を行います。また、小学校や中学校の社会科において、市の発展や産業における輸送、地域的特色を理解する等の観点から公共交通機関を取り上げ、学習しております。

授業や学校行事等で、路線バスを使用して体験的な学習活動を行うことは、学校規模、発達段階、安全面等から難しい面がございます。そのため、生活科の教科書や、公益財団法人三重県バス協会から提供された資料等を活用しながら、バスは環境に優しいこと、それから切符の買い方、料金の払い方、

行き先や時刻の確かめ方などについて学び、将来戸惑うことなくバス等公共交通機関に乗れるように学習しております。

特別支援学校では、通学や買物、卒業後の通勤等の手段として利用できることを目的に、主に電車や路線バスを利用した校外学習等に取り組んでいます。事前の学習では、路線バス等の利用に関心が持てるよう、インターネット等を活用して、乗車時刻や運賃、療育手帳等を用いた割引制度等に関する調べ学習をしております。実際に利用する際には、運賃の支払いや乗車のルールやマナーについて体験的に学習しております。

高等学校では、通学手段として路線バスや地元鉄道路線を利用している生徒も多く、高校生にとっても公共交通機関は非常に身近で大切なものです。このため、学校が地域と一体となって、地元路線の利用促進のための取組を行ったり、地域の観光振興のために公共交通機関の利便性を高める工夫等の研究に取り組んだりして、公共交通機関の意義について学んでいる学校もございます。

子どものときから、公共交通機関を利用することの意義や、使いやすさについてより理解を深めることが、ふだんからの利用につながると考えますので、市町等教育委員会とも実践教育についての方法とか内容の工夫について意見交換を行っていきたいと考えております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 現在は、特別支援学校の生徒は将来必ず使うので実践的にやっていますけれども、それ以外は座学が中心ということで、今後検討いただけるということでございます。

やっぱり、実際に体験していただくということが、乗ったことがないということと敬遠する方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういう意味でも大事だと思います。

学力向上とか働き方改革とかいろいろありますけれども、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に、情報セキュリティについてお伺いさせていただきます。

県の情報セキュリティ対策について、近年、情報技術の進展により、多くの業務がコンピューターシステムによって情報処理が行われています。

地方公共団体の業務についても例外ではなく、本県でも職員に1人1台パソコンが支給されるなど、多くの情報処理機器が存在しています。また、それらの機器が接続する多くの情報処理システムがあり、県庁内外のサーバーに個人情報を含む様々な行政データが保存されています。

また、働き方改革が求められる中で、AIやRPA、テレワークの導入など新技術の投入とともに、それに伴う情報セキュリティ対策の構築や見直しも必要となってきます。

これまで、メールやファクスの誤送信、ノートPCやUSBの紛失、盗難などで、個人情報が漏えいするなどの事案は度々発生しており、これらは職員個々の情報管理の問題と言えるわけですが、昨年12月に神奈川県で起きたサーバー用ハードディスクの流出事件は、情報システムを統括管理している専門部署で発生した事案で、質や量の上で比較にならないものでした。

国は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律で、地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の促進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例または規則に基づく手続について必要な措置を講ずることに努めなければならないと規定しており、同法の趣旨にのっとり、地方公共団体において情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行うことが求められています。

総務省は、各地方公共団体が、情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、平成13年3月に、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定し、平成30年9月に最終改定されたものが示されています。

資料を御覧ください。

(パネルを示す) このガイドラインによれば、情報セキュリティ対策を徹底するためには、対策を組織的に統一して推進することが必要であり、その

ためには、地方公共団体は、明文化された情報として情報セキュリティポリシーを定めなければならないとされています。

そして、情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたものとし、各地方公共団体の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めた情報セキュリティ基本方針と、基本方針に基づき全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定めた情報セキュリティ対策基準で構成されるものとされており、この方針と対策基準を総称して情報セキュリティポリシーといい、この対策基準を具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めているものが実施手順とされています。この図の左の上の三角のところですね。

そして、情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものであることから、地方公共団体の長をはじめ、全ての職員等及び外部委託事業者は、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。また、情報セキュリティ対策は、下の図のように、PDCAサイクルを繰り返すことによって確保され、情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、PDCAサイクルは一度限りではなく、これを定期的に繰り返すことで環境の変化に対応しつつ、情報セキュリティ対策の水準の向上を図らなければならないとされています。

今回、神奈川県の情報漏えい事件を受けて、執行部に三重県の情報セキュリティポリシーがどのようになっているか確認したいと申し上げたところ、情報セキュリティポリシーは非公開となっているため見せられないと言われました。

知事以下全ての職員や外部委託事業者等、この等には議員は入らないということですが、周知徹底されているはずのものが、どうして非公開なのか理解に苦しみますが、一番上の基本方針は公開情報なので見せてもらうことができました。

この基本方針というのは3ページほどのもので、ほぼ国のガイドラインで

示されている内容に沿って、情報セキュリティポリシーを策定する目的や用語の定義、知事以下の遵守義務、情報セキュリティのごく基本的な考え方が記載されており、1点、国のガイドラインでは公開となっている三角形の2番目に当たります対策基準について、情報セキュリティ対策基準は公にすることにより三重県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とするという文章が追記されていました。これによって非公開となっております。一番下の実施手順のところにも同じ文章が書かれておりますが、これはガイドラインでもそうとなっておりますし、個別の具体的な設定内容等の公開にはリスクがあることも理解できます。

そこで、お伺いいたします。

官邸が省庁向けに示している情報セキュリティポリシーに関するガイドラインには、セキュリティポリシーの公開について、基本的に各省庁の判断によるところとなるが、情報公開法施行後はこの法律の趣旨を踏まえ、公開か非公開かが判断されることになる。一般的には全てを公開することは、情報セキュリティ上の問題が起り得ることから、公開する範囲については慎重に検討する必要がある。ただし、各省庁の取組として、一定の対策を行っていることを公開することは、各省庁の情報セキュリティに対する姿勢を示す意味でも重要であることから、可能な範囲で公開することが望ましいとされています。

私も、国から示されているガイドライン、(現物を示す)これぐらいの分厚いものなんですけれども、平成30年9月に出ております。解説の部分も入っていますので、実際は、文書的にはこの半分ぐらいあるんですけれども、結構な量です。

これについて確認いたしましたけれども、基本方針と対策基準については、このガイドラインの公開をもって、直ちに個別のサーバーや機器に対する攻撃が可能な具体性はなく、県民に考え方を示すことによって安心感を与えることや、外部の目が入ることによる指摘や見直し圧力等のメリットのほうが多いと思いますが、今後のセキュリティポリシー公開についての考えをお伺

いたします。

また、神奈川県の情報漏えい事件ですが、神奈川県の行政文書を保存していたサーバーをリース契約満了のため、リース会社に返却し、リース会社は、サーバーに内蔵されているハードディスクの処分をサーバーから取り出して専門業者に委託に出したところ、そのハードディスクが契約どおり物理破壊されず、従業員が持ち出してネットオークションで販売し、購入者がハードディスクにデータ復旧ソフトをかけたところ、神奈川県庁の重要情報や個人情報を含むデータが復元できてしまったというのが概要です。

販売されたハードディスクは、容量3テラバイトのものが18台、合計54テラバイトにもなり、大きく報道されました。

この事件を受けて、総務省は12月6日に個人情報的大量保存された記録装置の処分について物理的に壊すなどして使えなくするよう、全国の自治体に通知し、その中で、作業完了まで職員を立ち合わせることも求めています、三重県のセキュリティポリシーでは、サーバーやPCなどの行政文書や、個人情報が含まれるハードディスク等の記憶装置の使用終了後の取扱いについてはどのようにすることになっていて、神奈川県と同様の事案が発生する可能性はないのか、また、この事件を受けて、今後見直し等を行うのか、お伺いいたします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） 情報セキュリティ対策について2点御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、情報セキュリティポリシーの公開についての考え方でございます。

本県の情報セキュリティポリシーは、平成15年に策定して以降、情報セキュリティを取り巻く環境の変化等に応じまして、その都度見直しを実施しております。現在、平成31年3月に改定したものが最新のセキュリティポリシーということになっています。

この改定に当たりましては、総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定を参考に、セキュリティなど、情

報システムに係る専門的な助言を行うC I O補佐業務委託先の協力を得ながら見直しを行い、知事を本部長とするIT活用推進本部において決定されたものでございます。

情報セキュリティポリシーの対策基準の公開、非公開につきましては、総務省は、各地方公共団体の個別判断に委ねており、今年度、本県が行った全国調査では、47都道府県のうち39団体が非公開の取扱いをしております。

本県の情報セキュリティポリシーの対策基準は、総務省のガイドラインに沿いながらも、本県の実情に合わせ、独自に内容を詳細化、具体化するなどし、策定しているところでございます。

例えば、パスワードの管理について総務省のガイドラインには記載のない、文字の長さや組合せなどを追加して記載しているため、対策基準を一般に公開することで、不正アクセスなどのリスクを招くことが危惧されます。対策基準の一部にはこうした記述がありますことから、本県では、基準全体の公開はリスクが高いと判断し、非公開としております。

一方で、全国では8団体が対策基準を公開していることから、これらの団体の公開の考え方や、公開している内容などもさらに詳しく調査し、リスク管理の視点を踏まえつつも、公開の可能性について研究してまいりたいと考えております。

次に、他県での情報流出事案を踏まえた対策についてであります。

他県での情報流出の事案を受けて、県では、昨年12月に、管理する情報システムを対象に、平成26年度以降の機器の廃棄など処分方法の調査を行いました。その結果、当該事案で問題となった事業者が処分に関わった事例もありましたが、個人情報の流出というはございませんでした。

一方で、情報システム機器に含まれる記録媒体の廃棄などその処分の方法について、情報セキュリティポリシーでは、復元不可能な方法によるデータ消去、または物理的破壊による抹消措置を行うよう求めており、契約ごとに、抹消措置の履行確認を行っているものの、確認方法にはばらつきが生じておりました。



このため、当該事案を受けて昨年12月6日に出された総務省通知を踏まえて、抹消措置と履行確認の方法を統一した当面の取扱いを定め、各所属に周知徹底したところでございます。

この取扱いでは、四つの基本方針、重要な個人情報を含む電磁的記録媒体の抹消措置は原則物理的破壊とすること、委託等事業者に抹消措置をさせる場合は原則職員が立ち会うこと、抹消措置は機器を設置している施設または県施設内で行うこと、抹消措置の記録を残すこと、に沿って実施を求めているものでございます。

また、情報資産の分類、機器の所有状況など、幾つかのケースに分けた具体的な手順も定め、確実に実施されるようにいたしました。

また、この取扱いが適正に運用されますよう、令和2年度から始まる内部統制制度の特に重点的に対応すべき共通リスクの一つに位置づけ、適正に管理することにより、機器の処分による情報流出が生じないよう対処していくこととしております。

今回、速やかに対策を講じる必要があったことから、情報セキュリティポリシーの改定には至っておりませんが、当該事案を踏まえた今後の総務省の動向を注視し、的確にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 具体的な内容がセキュリティポリシーに含まれているので、現状、公開できないけれども研究するというところでございました。8都道府県がやられているということですので、決して少ない数字ではないと思います。

例に出されたパスワードですけれども、本来、基本的な考え方がセキュリティポリシーで、具体的なそういうことは実施手順でいいと思います。というのは、そのシステムによって、実際それだけの文字数が入らなかつたりする場合もあるんでしょし、共通のものにそれを書いてしまうと守られていないシステムが幾つも出るということになりかねないので、できるだけ個別のものは実施手順に移して、セキュリティポリシーの公開をされることを要

望しておきたいと思えます。

最後に、情報セキュリティ人材の育成についてお伺いいたします。

日々急速に情報技術が発展する中で、新たな脅威に対する対応や最新技術の導入などに対応していくため、庁内におけるセキュリティ人材の育成が重要です。

国も地方公共団体における業務の円滑化を考慮しつつ、業務用ネットワークのセキュリティレベルを確保するとともに、セキュリティ人材の確保、育成及び体制の充実並びに必要な予算を確保するための取組を推進するとしています。

また、1月に行いました会派の東京研修で、警察庁情報技術犯罪対策課からサイバー犯罪対策についてお聞きした際に、各都道府県警にサイバーセキュリティ対策研究・研修センター等での研修や人事交流等を通じて、サイバー犯罪対策について最新の知見のある人材がいるとのことでした。もちろん、県警は、サイバー犯罪の取締りや捜査が本業で、そのことによる抑止力が県庁のセキュリティ向上につながるわけではありますが、そうした知見を活用していくことも必要と考えます。

そこでお伺いいたします。

本県のセキュリティ向上のための人材確保、育成、情報収集等の取組状況についてお伺いいたします。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（大西宏弥）** 情報セキュリティ人材の育成等の取組についてお答えさせていただきます。

議員からもお話がございました情報技術の進展とともに発生する新たな脅威などに対応していくためには、情報セキュリティの知見が高い人材の育成は重要であると考えております。

このため、情報セキュリティを担当する職員は、職場でのOJTによる育成はもとより、サイバー攻撃に対する対応力向上のために、国立研究開発法人情報通信研究機構が実施します実践的サイバー防御演習などの専門的な研

修に参加しているほか、C I O補佐業務委託先の専門家の協力も得ながらシステム障害対応の実践的な訓練などを実施しておるところでございます。

このほか、サイバーセキュリティ対策については、警察本部とともに参画する産学官連携組織の三重サイバーセキュリティ・アイザックを通じ、情報共有を図るとともに、国の情報セキュリティ関連機関やC I O補佐業務委託先の専門家からの情報収集にも取り組んでいるところでございます。

今後も、継続的な研修への参加や訓練の実施、産学官連携組織への参画などを通じて、高度化、多様化、巧妙化するサイバー攻撃に対し、専門的な知見と実践的な対応、対処能力を持つセキュリティ人材の育成に取り組むとともに、積極的な情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

〔24番 森野真治議員登壇〕

○24番（森野真治） 情報セキュリティ、本当に日々発達していきますし、先ほども言いましたけれども、今後もA IとかR P Aとかテレワークとか、いろんな新技術をこれから県庁でも入れていくということでございます。

そういう中で、新たな脅威というのがたくさん出てくると思いますので、ぜひともそれらに追いついていけるように、しっかりと研修とかもさせていただきたいと思っておりますし、警察をはじめ、様々な人材が県内にもおられると思っておりますので、そういう方々の情報もぜひ収集していただきながら、県民の情報財産を守っていただきたい、そのように思っております。

最後に、ちょっと新型コロナウイルス感染症関係のことで、現在、県庁でテレワークが始まったという記事が出ておりました。

20台しかないので取りあえずそれだけという話でございますけれども、本来でしたら、この4月から働き方改革が始まるということございまして、この4月スタートに合わせて本格的なテレワークの導入、実施が行われているはずのもので、それが令和3年の1月まで、9か月間先送りされてきたということが、この危機的な対応のときに少し柔軟な働き方を進められなかった原因の一つになっているのかなと思っております。このことについては、少しやっぱり問題があったのかなと認識してございます。

しかしながら、そういう中でございますけれども、もし、感染される県庁職員等が出ましたら、県庁を閉めてしまわなきゃならないというリスクもある中でのことです。そういう代替手段がないということを緊張感を持って対応していただいて、何とかこれを乗り切っていただくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（北川裕之） 31番 服部富男議員。

[31番 服部富男議員登壇・拍手]

○31番（服部富男） 自由民主党県議団、三重郡選出の服部富男です。4番バッターとして登壇させていただきました。会派で一番最後の一般質問者になりたいということで、会派でお願いしたんですが、今日は、あいにく5人の一般質問者ということでございまして、次は、員弁の日沖議員がしっかりと最後を締めくくっていただけたと思いますので、私のほうは4番バッターとしてしっかりとやらせていただきたいと思います。

議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1番目といたしましては、朝日町、川越町の防犯対策についてということでございます。

この質問、服部は何遍やっておるのやというふうに言われるかも分かりません。今日は数多く今までやらせていただいた分の総決算のような気持ちでここへ立たせていただいております。

朝日町、川越町の防犯対策でございまして、以前、朝日町にも川越町にも派出所がございました。2005年4月に、15年前ですが、統合されまして、朝日川越交番になりました。

もちろん、何度も質問していますので、皆さん御存じの方もいると思いますが、その当時、人口は7028人、2005年あたりですね、世帯数は2535世帯ということで、今後、どのような状況で朝日町、そしてまた川越町が発展していくのかという思いで町の関係者の皆さんも努力されておられました。

ちょうど時期を同じくいたしまして、2005年から2007年にかけて、当時の朝日町に大きな団地が、区画整理が完成いたしました。白梅の丘、そしてまた向陽台といったところの団地形成が終了いたしました。

実際に、2007年の団地構成ができた当時は、人口は8012名ほどでした。ですが、2005年から2007年のこの3年ぐらいの間に、984名の方が人口として増えました。もちろん、向陽台や白梅の丘に、団地に來られたんだというふうに理解いたします。世帯数といたしましても2956世帯、一気に421世帯が増えたわけでございます。

そしてまた6年ほどいたしまして、平成25年、2013年ですが、4月、人口が1万人に達しました。その次の年、平成26年10月17日には町制60周年の大きなイベントを抱えた状況の中で、朝日町としては非常に、悲しい出来事が起きたわけでございます。

統合してから、この平成31年3月末の人口、朝日町は1万871名、もう今既に1万1000人を超えておるんじゃないかというふうにも思いますし、統合してから3843人増えております。世帯数といたしましても4114世帯、世帯数1579世帯、この朝日町は増えたわけでございます。

川越町の人口も1万5000人を超え、徐々に増えています。世帯数は、川越町は6586世帯、これ、2019年4月の調査でございますけれども、朝日町と川越町の人口を足しますと、今、2万5900人、これ2万6000人を超える状況で推移しております。特に世帯数といたしましても1万世帯を超える1万700世帯、こういうような状況があるわけございまして、今、朝日町に、29市町、交番がないことに関して、朝日町の町長、そしてまた町議会議員、そして町民の皆さんこぞってみんながお話しされるのは、何でうちだけ交番がないんやろう、いろんな事件が起きるのは交番があるから起きないわけでもありません。事件はどこにだっても起きます。

しっかりと、やはり我々もその声に耳を傾けて、努力をしていかなきゃいけないと、こういう思いでまた今回も朝日町の交番に対して、質問を岡本部長にさせていただきます。

パネルを用意しております。(パネルを示す)

これが市町の刑法犯の数値であります。左が市、そして右が町といった形で29市町の一覧表がございます。総数といたしましては、刑法犯の認知件数1万301件ということで、この四日市市、そして桑名市、そして鈴鹿市、亀山市、こういったところが北勢地域でございます。そして北勢地域の町は、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、この5町、4市5町がこの北勢地域といった形で計算をさせていただきますと。

本部長、これね、4市5町、今北勢地域、人口割からいきますと三重県の人口181万人何がし、そんな中で人口の約45%が北勢地域に集結している。そして、認知件数も45%、人口割と同じようなパーセンテージが記録されているわけでございます。

だからといって、何も認知件数が少ないからといって警備をしていないとは言いません。(パネルを示す)今こうして、パネルを見ていただいて、ちょうど令和元年のこの数字、1万件何がし、実際に、昨年は1万1000を超えた件数、1000件ほど認知件数は少なくなっていることは確かであります。

もちろん、朝日町になぜ交番ができないのか。今までも、私も2回、お二人の本部長に質問させていただきました。今回、岡本部長で3回目の、3人目の本部長でございます。

これからの厳しい、今、朝日町、川越町のこの状況、1000人当たりの認知件数が非常に多い、こういった状況をこれから私たちも県議会議員として、もちろん地元には館議員もおみえでございますので、私たち議員2人がしっかりと安心・安全を支えていかなきゃいけない、そういう役目もでございます。町民の皆さんのしっかりとした声を聞いて、私たちも動かさせていただくという状況でございますので、実際に、本部長としてこの朝日町の交番に関してどのようにこれからのお考えかをお尋ねさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長(岡 素彦) 交番の設置についてのお尋ねでございます。

少し経緯を整理いたしますと、もともと朝日町全域を管轄する駐在所と川越町全域を管轄する駐在所が一つずつ置かれておりまして、ところが、都市化が進んで、両駐在所の負担が重たくなったことから、平成17年4月、15年前に両駐在所を統合して、川越町駐在所をリフォームして、そこに3交代制の朝日川越交番を置きました。

さらに、その4年後、平成21年4月でございますが、四日市市にあった富洲原交番を川越町内に移しました。その際、川越富洲原交番と名称を改めて、朝日川越交番が管轄していた川越町の区域のうち、おおむね人口にすると3分の1程度、5000人程度を管轄替えして、朝日川越交番の負担を軽くしたという経緯がございます。

その後、さらに11年が経過して現在に至るわけでございますけれども、議員がおっしゃったとおり、管内人口はさらに増加して2万1000人となっております。朝日川越交番の管内人口2万1000人のうち、朝日町が1万1000人、川越町が1万人となっております。

一方で、これも御指摘にあったとおりでございますけれども、過去5年の数値を見ますと、両町とも一貫して人口1000人当たりの刑法犯認知件数は全県でワースト上位にございまして、両地域の治安対策の在り方というのはよく考えていかなければならない課題であると認識しております。

他方で、この2万1000人という朝日川越交番の負担人口は、全県にある59の交番、これを順に並べていきますと、ちょうど中ぐらいの人員でありまして、必ずしも過剰な負担であるという状況にはまだ至っておりません。

この所管区を再分割して、交番、駐在所を新設するということは、負担率という点で申し上げれば、県全体のバランスから見るとややオーバースペックな感じがいたします。

一方で、業務の効率ということを考えますと、交番所をつくるのも一案なんですけど、警察署本署や警察本部の体制を整えて、その活動によりフォローするほうが効果的であろうというのが現時点の考えでございます。

しかしながら、独立した自治体の行政区域の中に、せめて1か所は交番ま

たは駐在所を置いて、地域一体となって取り組む犯罪対策の中核として、共に活動していきたいという地元のお考えは、県警察としては強く尊重すべきものであると考えております。

こうした住民意識にどう応えていくか、自治体や住民の方々とよく御相談しながら、施設の新設の要否も含めてよく検討してまいりたいと思っております。

当面は、朝日川越交番を中心として、通学路の合同パトロールであるとか、特殊詐欺の防止の広報活動、さらにボランティア団体の支援などに努めてまいりたいと考えております。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） ありがとうございます。冷静に御答弁いただきまして、非常に残念な思いで聞かせていただきました。

いろんな議事進行とかいう話もあるか分かりませんが、そういうことは失礼でございますのでしません。議運の委員長ですのね、しっかりと対応させていただかなきゃいかん。

これ、知事も、今、本部長の御答弁いただいて、昨年10月21日に、ちょうど矢野町長と朝日町で1対1対談をいただきました。そのときも、対談の中で一番最初に、矢野町長が、うちの町にも、交番、欲しいなとおっしゃったのを私も同席させていただいて感じておりました。

知事として、今、なかなか厳しい答弁であったんですが、今後の課題として、取組としても考えておられること、知事としてどのように受け止めをされておるのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今まさに服部議員のおっしゃったとおり、昨年10月、6月に当選されたばかりの矢野町長との初めての1対1対談の1項目めにこの交番のことが来ていまして、県内29市町の中でなぜ朝日町だけが交番、駐在所がないのかということでおっしゃっていただきました。

私からは、基本的には県警が決めることだけれども、そういう皆さんの思いをしっかりと伝えて、人口、周辺地域の状況を考慮した適切な配置になるよ



うに伝えたいと申し上げたところです。

その後、予算編成の過程で、県警察からは、令和2年度は老朽化した駐在所の建て替えと施設のセキュリティ対策、これを優先措置したいとの考えが示されまして、例えば駐在所9か所の建て替え、1か所のリフォーム、172か所の交番・駐在所への防犯カメラの設置などに要する予算、計3億3000万円余りを盛り込んだところで、交番・駐在所の新設というのは全県的に見送られている状況であります。

一方で、議員のおっしゃったような人口が伸びている、あるいは道路整備が進んでいる、犯罪対策や交通事故対策が急務だということは、大変私も、朝日町にも何回もお邪魔させていただいて十分理解しているつもりであります。

県警察も朝日町における治安対策強化の必要性を否定しているわけではないと思っておりますので、今後も朝日町の状況、町長の熱意、住民の皆さんの思い、こういうのを重く受け止めて真摯に議論していきたいと思っておりますし、その議論が進む間も地域の防犯活動に万全を期していきたいと思っております。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） ありがとうございます。しっかりと強い御答弁をいただきまして、今後に期待させていただきたいと思えます。

ちょっと時間を取り過ぎまして、次の項目に行かせていただきたいと思うんですが、本部長、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

次に、幹線道路整備、これもまた同じように、私も何度も質問させていただいている国道306号の話、そして、国道477号、今、四日市から、菰野インターまでバイパスが、高規格道路が完成いたしております。そんな中で、実際に国道306号というのは、東海環状自動車道の大安インター、そして菰野インターができたことによっても車の量が多いということで、相生橋の拡張が迫られる、本当に狭い部分がありましたものですから、地元の館議員と、そして私、服部もしっかりと。

[発言する者あり]

○31番（服部富男） 名前を出さなくていいらしいです。

しっかりと対応をさせていただきたいということでお願いさせていただきました。

今後、この今の相生橋の位置づけ、今、耐震工事をやっておられますけれども、実際にどのような位置づけでおられるのか。ちょっと時間の関係上、国道477号バイパスの高規格道路がこの鈴鹿スカイラインまでちょうど走っていく、この延伸をどのようにこれからの進捗を考えておられるのか、同じように御答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

[渡辺克己県土整備部長登壇]

○県土整備部長（渡辺克己） 国道306号と国道477号バイパスについての御答弁させていただきます。

まずは、国道306号でございますが、菰野町内の国道306号につきましては、一次改築が完了し、2車線が確保されておるところでございますが、千草地内から田光地内までの約3キロメートルの区間におきましては、道路幅員が5.5メートルとなっております、路肩の狭い箇所がございます。

田光地内の相生橋につきましては、今年度耐震補強工事を実施しましたが、路肩が狭く相生橋を含む前後区間に歩道がないという状況でございます。

近年、全国で子どもが犠牲になる交通事故が相次いで発生している中、通学路の交通安全対策の強化が求められています。

国道306号の相生橋南側にあります田光交差点は、交差する町道が朝上小学校及び八風中学校の通学路となっております。このことから、登下校時におけます子どもたちの安全を確保するため、県におきましては、交差点における歩行者の待避場所や歩行空間の確保を行うとともに、菰野町におきましては、町道における歩道の設置など交通安全対策を進めていくことにしております。

また田光交差点の安全対策による道路線形の見直しの影響範囲となります相生橋につきましても、路肩の確保を考えていきたいと思っております。

国道306号相生橋を含む田光交差点の交通安全対策につきまして、菰野町と連携し調整を図りながら、来年度、測量設計を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、国道477号バイパスについての進捗状況をお答えいたします。

国道477号菰野バイパスは、昨年度に供用を開始しました四日市湯の山道路と一体になりまして、四日市市街地や新名神高速道路の菰野インターチェンジから湯の山温泉へのアクセスを向上させること、また、現道の国道477号の渋滞を緩和させることを目的に、菰野町音羽地内から千種地内までの約2キロメートルの区間において事業に取り組んでございます。

平成29年度より用地取得を進めておりまして、現在の取得率は約60%となっております。また、一部の区間は新名神高速道路と並走することから、道路構造等について中日本高速道路株式会社と協議を進めておるところでございます。

今後、国道477号菰野バイパスの整備につきましては、まずは地域の皆様の御理解をいただきながら用地の取得に取り組むとともに、中日本高速道路株式会社などの関係機関と協議を進め、早期に工事着手できるよう努めていきたいと考えております。

[31番 服部富男議員登壇]

○31番（服部富男） 渡辺部長、どうもありがとうございました。御答弁いただきました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

時間の都合上、次の質問に入らせていただきます。

東紀州地域活性化についてでございます。

東紀州の活性化というものは、議会で、この委員会にも何度も配属させていただいて、東紀州に対する思い入れというものは非常にあって、質問を何度もさせていただいております。

実際に、地元の県議会議員もおみえでございますけれども、失礼でございますが質問に入らせていただくということでございます。

熊野古道伊勢路ということで、伊勢神宮から熊野速玉神社までの170キロ

メートルの間、その中に、ちょうど馬越峠からずっと熊野古道の世界遺産登録をされた区間が32.9キロメートルということでございまして、伊勢路というものに対して国の史跡にもあるわけでございます。熊野参詣道の一つとして、立派に1970年代より、地域住民の皆さんと、そしてまた役所の皆さんが必死になって山地に埋もれた古道の掘り起こしをやられ、古道のウォーキング等活動に専念をされ、そして1994年、平成6年、三重県と東紀州8市町村合同の東紀州地域活性化事業推進協議会が発足され、伊勢路の調査、広報を開始されました。

2007年にも熊野古道センターがオープンをされ、2014年には登録10周年を迎え、そしてまた、今回、登録15周年を迎えられたわけございまして、熊野古道世界遺産登録15周年、この2019年7月7日にはキックオフイベントを開催されたわけでもございました。12月21日にはフィナーレイベントということで記念事業を納めていただいたわけでございます。

熊野古道世界遺産15周年を迎えられて、成果と課題についてお尋ねします。どうぞよろしく願い申し上げます。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

**○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 熊野古道世界遺産登録15周年事業の成果と課題についてお答えしたいと思います。

まず、成果ですが、三つ申し上げます。

一つ目の成果は、熊野古道の価値が再認識されたことでございます。明治以降、土に埋もれ、木が生い茂っていた熊野古道を地域の皆さんが大変な御苦労の下、整備され、その結果、世界遺産登録につながりました。

7月に開催したキックオフイベントは、若い方の御参加も多く、改めて、先輩方の御尽力に感謝するとともに、この価値を維持していくために保全活動の重要性を実感いたしました。

二つ目は、熊野古道の価値、伝統、文化を次世代へ継承するために、地域が一体となって取り組んだことでございます。ボランティアを募り、100人の方が熊野古道伊勢路全体で一斉に保全活動を行う計画は、雨天のため中止

となりましたが、保全に対する意識が確実に高まっていると感じています。また、地元高校生が峠を歩くツアーを開催し、地域ぐるみの取組へと広がりました。引き続き、地域と一体となった次世代の継承を着実に進めていかねばなりません。そのためにも、覚書を締結したスペイン・バスク自治州と、若い世代や保全団体の皆さんとの交流をぜひ進めたいと考えております。

三つ目は、今回の記念事業に多様なステークホルダーに参加していただいたことです。15周年事業の実行委員会には、東紀州地域5市町にとどまらず、また、南部地域をも越え、熊野古道にゆかりのある15市町をはじめ、206もの様々な民間団体・企業に参画いただいた結果、イベント開催による地域活性化だけでなく、産業の活性化にもつながるなど、取組の幅が大きく広がりました。

このほかの成果も含め、15周年事業の成果を生かし、20周年事業につなげていくことが最も大きな課題だと考えております。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

今、熊野古道の伊勢路をずっといろんなパンフレットとかそういうのを見させていただいて、駅から駅へどうしても古道をつないでいく、JRの駅からJRの駅ということではいろいろと考えていただいているわけでございまして、実際に、この伊勢路を訪れる方、そして、熊野古道を訪れる方は、この観光レクリエーション入込客数推計表、（現物を示す）観光局が出していただいたんですけど、その中に、やはり来られる交通機関は、三重県まで自家用車で来られる方が78.3%、三重県内で動くのに84.5%の方はどうしても車で動かれるというのが全体の動きですね。実際に東紀州を取り上げますと、滞在種別が宿泊が23%で、日帰りが77%。実際に、お子さん連れの方も非常に多いわけなんですけど、その中で、交通手段として自家用車を利用される方が東紀州で79.1%、80%がどうしても自家用車で来られて、自家用車で帰られるということでございますので、駅から駅へということは歩いていく方を対象にした状況であります。

ですから、私も、自家用車で来たときのための考え方というものもこれから必要じゃないかなと思います。

私も海山の道の駅へちようど行かせていただいたときに、マイクロバスが来ておられて、20人ぐらいの方がジーンズといろいろとバッグ、様相がウォーキングの歩こう会みたいなお客さまがいらしまして、どこに行くんですかということをおっしゃると、馬越峠から、そして馬越の公園のほうへと熊野古道を歩いて、そして、バスで向こうへ迎えに来てもらうんだという話で、じゃ、乗用車の方はここへ置いておいてどういうふうにしてというような話もしていたんですけど。やはり、20周年に向けての取組というのも観光局としっかりと連携も含めて、PRをしていただいて20周年に向けてのお考えを、局長、よかったです御答弁いただければありがたいなと思います。

**○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 先ほど、議員御指摘のございましたように、三重県観光客実態調査によりますと、東紀州地域は、自家用車による来訪者が圧倒的に多く、その受入れ環境整備は重要であるというふうに認識しております。

熊野古道の主な峠には登り口に専用駐車場を設けておりますが、近隣の道の駅、先ほど伺いましたような道の駅や観光施設などとも連携いたしまして、駐車場を活用できるようにするとともに、二次交通の情報提供に努めております。

また、私どもは来年度、ウェブ上で導入いたします旅行ルート作成システムにより、公共交通機関を御利用の方も、自家用車を御利用の方も、東紀州地域の観光地を巡るアクセスについて容易に検索できるようにしていきたいと考えておるところでございます。

こうした熊野古道の情報につきまして、今後は、15周年事業実行委員会206団体のネットワーク、和歌山県等との広域ネットワークを有効に活用しまして、多様な媒体を通して積極的に旅行を検討している皆さんの元にお届けしたいと考えているとともに、観光局のノウハウとか、そういった媒体も活用しまして、確実に訪問客の皆様のお手元に届くようにしたいと考えてお

ります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） ありがとうございます。

これからの20周年に向けての事業展開、御期待申し上げます。よろしく申し上げます。

次に、2項目めの銚子川流域環境問題でございますが、この環境問題、銚子川というものを私も確認させていただいたのが、ちょうどこの2月9日、NHKの「ダーウィンが来た！」というテレビで、「大冒険！清流の抱きつきガエル」というのがテレビで放映され、日本屈指の透明度を誇る清流、三重県銚子川上流で暮らすナガレヒキガエルというカエルを見させていただいて、びっくりしました。

本当にきれいなカエルだったんですが、滝の美しさ、そしてまた清流の美しさ、そうしたこの銚子川や又口川の清流を一度見てみたいということで、私、勝手に紀北町のほうへ行かせていただいて、県道南浦海山線を通って銚子川の横を通り、本当に満開な彼岸桜、見させていただいて、種まき権兵衛の里も見させていただいて、この紀北町は本当にすばらしいところなんだなというので、私も行かせていただいてよかったなと思います。そして、この清流をずっと遡っていきました。

そんな中で、この川の横をずっと並走していく道路を見まして、実際に県道南浦海山線が非常に狭いところが多くて、向こうから車が来たりなんかして、バックしたり前へ行ったり、いろいろして、上のほうまで行かせていただくと思いました。だけど、工事中だったものですから、生コン車が入っているので通れないということで、又口川のところで業者にいろいろ聞きました。

夏になると大変なんやと、人が多過ぎて、テレビでやってもらうのはいいんやけれども、やはりごみの問題だとか、そうしたところの、釣りに来られる方も含めて、やっぱりバーベキューをしたりなんかする方も非常に多いものから、この県道南浦海山線のところに片側に車を止める、そうすると、

林業の方も仕事も行けへんねやというふうなお話もされました。

そんな中で、今、県道南浦海山線を少しでも、私から言うものも失礼か分かりません。地元の議員もおみえでございますけれども、少しでも渋滞緩和、そして危険のないような県道南浦海山線にどのように県土整備部としては考えておられるのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 銚子川に並行する県道における路上駐車問題の対応についてお答えさせていただきます。

銚子川におきましては、近年、夏季を中心に河川利用者が増え、並走する県道南浦海山線における路上駐車が増加することにより、緊急車両の通行や地元住民の方の交通に支障が生じています。

このため、紀北町、県、県警察の3者で対策について協議を進めています。具体的には、市町が河川敷地の占用許可を受けて市町自らが利用方法を決定できる包括占用許可制度を活用し、駐車場やキャンプ場等可能区域を設定することについて町が検討を行っているところです。

この制度を活用することで、新たに駐車場の設定が可能となり、無秩序な路上駐車が抑制されると考えております。

また、県におきましては、昨年6月に銚子川の堆積土砂撤去工事で発生した土砂を活用しまして、国道42号銚子橋上流付近の河川敷に約200台の駐車が可能なスペースを整地したところであり、町が包括占用許可を取得するまでの間の河川利用者の駐車場として現在活用していただいております。

また、路上駐車につきましては、河川利用者のマナーによるところが大きいことから、マナー向上のための啓発活動が重要であると考えています。

そのため、昨年度以来、駐車場の利用促進や河川利用者のマナー向上を呼びかけるチラシの配布を行ってきたところであり、今後も引き続き、河川管理者として町や地域の方々と連携し、啓発の取組を進めていきたいと考えております。

以上です。



[31番 服部富男議員登壇]

〇31番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。これからもこの清流をしっかりと守っていただいて、きれいな川でいてほしいなという思いであります。

ちょうど三重県も水資源を守る条例もできておまして、私も2年前にこの質問させていただいて、平成28年1月1日の施行でこういった（チラシを示す）この条例で、事前届出が必要なんですということで、これは三重県水源地域の保全に関する条例ということで、三重県も条例をつくっていただいております。

そういった状況の中で、せっかくきれいな、せっかくと言ったら言葉は悪いんですが、本当にすばらしい清流を残していくのには、やはりこうした森林の環境、そしてまた上にあるクチスボダムというものもあります。そうした発電所もあります。この清流を生かして、当然、水資源を守らなきゃいけないのはその川の周辺の森林環境、そしてまたみんなが使う、ごみを捨てない、そういったところも含めて、こういった、（チラシを示す）水源を守る条例がございますので、例えば、山を売りたいな、そしてまた、山を貸したいな、こういった川の横とかそういったところのそれはやっぱりなかなか簡単には契約できませんので、契約30日以内までには実際に県に提出していただいて許可を取っていただく、そしてまた県がその地域の市町へもその書類が回っていった環境を保全していこう、こういった条例でございますので、そうした水資源を大事にしていきたい。それによって、この上流で暮らすナガレヒキガエルも健康でしっかりとこれから永遠にそうした清流の下で泳いで頑張っていただけだと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

農業に使用する軽油引取税の免税についてでございます。

軽油引取税は、平成21年度より道路建設等を目的とする財源、目的税から使途を特定しない一般財源普通税に改められました。

これにより、原則として全ての軽油の使用が課税対象となりましたが、従来免税軽油の対象となっていた軽油の使用については、一部業種を除き、特例措置として平成30年、2018年3月31日まで免税措置を講ずる、そしてまた引き続き平成30年度税制改正により、免税措置の適用期限が来ております。この3年間、平成33年3月31日まで延長されました。この3年間の猶予期間が設けられた状況の中で、免税措置適用期限が残り1年と迫っております。

1リットルにつき32円10銭の軽油引取税が免除されるこの制度は、漁業、農業、建設重機など、様々な業種で活用されてきております。今後は、期限の延長など、代替措置を講じていただかなければ、燃料高騰に追い打ちをかけて、各種産業を直撃することにもなりかねません。

ここで、質問でございますが、令和2年度までに期限となる軽油引取税の課税免除の特例措置について、県として今後の対応についてお尋ねいたします。御答弁よろしく願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、農業等におけます軽油引取税の課税免除措置につきまして御答弁させていただきます。

軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設され、その趣旨から、例えば道路で使用しない農業のトラクターやコンバインなどの農業用機械、あるいは漁船などに使用する軽油につきましては、地方税法において課税免除となっております。

その後、平成21年度の税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い、軽油引取税は用途が特定されない財源となりましたが、当該免除措置は、平成23年度末までの3年間の時限措置として引き続き実施されることになりました。

こうしたことから、県では、期限ごとに制度の延長や恒久化について国への要望を行いまして、その結果、これまでこの措置は3年ごとに更新されております。なお、現在の措置は令和2年度末までとなっております。

農業生産における軽油は、必要不可欠な農業資材でございます、近年の

価格の上昇などは農業者の経営に大きな負担を与えております。また、農業機械の大型化などに伴い、単位面積当たりの軽油使用量はやや増える傾向で推移しておりまして、農業経費に占める軽油費も増える状況にあります。

このような傾向は、農業はもとより、林業や水産業においても同様であり、軽油使用量の多い大規模な事業者をはじめ、多くの生産者に軽油引取税の免除措置が活用されておるところでございます。

令和2年度末までとなっている特例措置が終了した場合、農林漁業者の経営に大きな影響が生じることから、農林水産業の経営安定に向けて、軽油引取税の課税免除の継続は必要不可欠であると考えてございます。

このため、県としましては、これまで3年ごとに更新されてきた課税免除の特例措置を恒久的な制度として位置づけるよう、来年度の春の国への提言・提案活動において要望するなど、粘り強く国へ働きかけてまいりたいと考えております。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） どうも前田部長、ありがとうございました。また、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

実際に、農業の集約をやっていく集積事業もあります。どんどんと担い手がない、そういったところに大型化していくような敷地をどんどん委託していく、そういった状況はよく分かるんですけども、やはり、今の大型化にしても中山間地域のやっぱり傾斜のある田んぼの状況の中で、どうしても大型の車が動けなかったり、トラクターも動けない部分がありまして、そういったところの条件も非常にあるのではないかなという思いでおります。

農業を営む今の農業に使用する軽油引取税の資料を見ていると、全ての委託を受けて農作業をするものでないことには免税を受けられない。

実際に、お一人の方が、例えば田植までは私がするから、あと刈取り頼むねとかいったようなパターンの場合、そういったときは、その刈取りする人には全然免税を受けられない状況というのはあるわけなんですよ。だから、一括して田起こしから、田植、そして刈取りまで全部を一気通貫でやらない

ことには、この軽油引取税の免税の認定はもらえない、そういった状況というものがあるわけで、非常に、例えば農業をしっかりこれから支えていかなきゃいけないこの状況の中で、ちょっと寂しいあれだなど。

この人とあの人で2人や3人が寄ってきて一緒にやろうじゃないか、俺は田植するからおまえ、刈取りせえ、こういうような協力というものも大事なことだと思うんです。これは県が決める制度じゃないので、国へもそういった状況も加味していただいて、実際にそういった分担ができるような制度も、大きなトラクターを持っていて、実際に刈取りの車も持っていて、やっておられる方たくさんみえるので、そういったところを臨機応変に、というよりも制度自体をもう少し実質的なことを考えていただくような制度に、国へも働きかけをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

動物愛護推進センターのあすまいるを中心とした動物愛護の取組についてであります。

1番目に、あすまいるでの取組状況についてお伺いいたします。

県では、第2次三重県動物愛護管理推進計画や、みえ県民ビジョン・第二次行動計画に基づいて、殺処分ゼロを目指して取り組んできていただいております。

これまで、県は、三重県獣医師会やボランティアの団体等の関係団体と連携し、殺処分ゼロに向けた取組を進めてこられました。今まで、平成26年度には627匹が殺処分をされ、そして平成30年度には115匹と着実に減ってきているのが現状であります。

動物愛護の管理拠点として、あすまいるが平成29年5月に開所し、約3年になろうとしております。あすまいるを中心とした県のこれまでの取組についてお伺いさせていただきたいと思います。福井部長、よろしく御答弁、お願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） あすまいるを中心とした動物愛護に係る取組について御答弁申し上げます。

県では、平成29年5月に開所した三重県動物愛護推進センター、あすまいるを動物愛護管理の拠点として、犬・猫の譲渡や飼い主のいない猫の減少に向けた取組や、様々な主体と協創した取組などを行っております。

また、あすまいるでは、新たな飼い主に対するしつけ方教室や夏休み子ども体験学習を開催するなど、開所以来多くの皆さんにお越しいただき、間もなく3周年を迎えるところであります。

こうした中、犬・猫の譲渡につきましては、動物愛護団体等に協力をいただきながら平成29年度は480匹、平成30年度は554匹となっており、多くの命を新たな飼い主へとつなぐことができました。

また、三重県獣医師会などの関係団体の協力を得ながら、昨年度からクラウドファンディングによる飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行っております。県内外の多くの方から御支援いただきまして、昨年度は1278匹の手術を実施することができ、今年度も約1300匹を見込んでいます。

このほか、動物愛護に係る絵やポスターの展示など、動物愛護週間における各種イベントの開催等により、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるための取組も行っています。

今後も、様々な主体と連携いたしまして、これらの取組のさらなる充実を図りますとともに、積極的な情報発信を行い、動物愛護の取組をより一層推進してまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） 御答弁ありがとうございました。

このあすまいるを中心にした状況が、今三重県でも、里親になってもいい方が、あすまいるに行くと丁寧に案内していただけるからうれしいわという方もたくさんおられまして、ですからやはり、言葉は失礼ですけど、保健所との対応が非常に、老犬とかけがをした動物に対しては非常に厳しい状況であろうかなと、もちろん保健所が悪いというじゃなくて、そういった対応も

ボランティアでやっておられる里親会の皆さんや譲渡会を開く方たちに対しても、あすまいるを中心として、保健所、そしてまた、里親会の皆さん、愛護関係の団体の方としっかりとした連携をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

ペットの防災対策についてでございます。

今、福井部長は非常に新型コロナウイルス感染症、異常な状況の中でペットの話じゃなくて、もっと人間の防災のことを言えと、質問せいと言われるか分かりませんが、今、こうして動物愛護のことでございますので、重要なことだと思って質問に入らせていただきたいと思います。

平成23年に東日本大震災が起き、平成28年にも熊本地震が起きてしまいました。さらに近年では、大雨等による大規模な災害など、数多く起こっています。昨年10月にも、関東などを中心に各地域に甚大な被害をもたらした台風19号、我々三重県にも台風15号の被害もありました。

災害時、ペットとともに避難生活を送る非常に難しい状況の中で、ペットを飼っておられる方々が体育館やいろんなところで報道されているのは、やはりペットは家族の一員であって、一員であるペットを置いて、なかなか自宅を避難することができなかつた、ためらってしまう、そういうような状況にあったということをお聞かせいただきました。

命の危険にさらされることがあるかもしれませんので、本来、避難所を設置する、運営する市町が対策をしっかりと取ることが必要だと思っておりますけれども、あすまいるを中心として、動物愛護を推進する県が、市町への支援を含めて万が一の防災、そしてまた避難所対策を進めていくことが重要ではないでしょうか。県としてどのように、このペットの防災対策、避難対策に対して考えておられるのか、お尋ねさせていただきたいと思います。答弁よろしくお願ひします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） ペットの防災対策について御答弁申し上げます。

近年、全国各地におきまして大規模な災害が発生しており、ペットに関し

ましても、災害時を想定した事前準備が非常に重要となっております。

これまでも県では、県獣医師会等との間で動物救護活動に関する協定を締結いたしますとともに、ペットの防災に関する啓発活動を行うなど、災害時に備えた取組を実施してきたところであります。

さらに、令和2年度当初予算におきましては、県民参加型予算、みんつく予算におきまして、ペットの防災対策の推進に係る事業の提案を募集したところでございます。

投票の結果は、惜しくも採択に至りませんでしたでしたが、いただいた御意見の趣旨を踏まえまして、令和2年度は、災害時に備えて飼い主が準備するものを確認するための分かりやすいチェックリストの作成、そして、各市町において活用するペット防災啓発のためのCD-Rの作成、さらには、ペットの防災訓練やセミナーの開催などに取り組んでいくこととしております。

また、ペットとの同行避難につきましては、避難所の設置・運営主体である市町の役割が重要であるため、人とペットの災害対策ガイドラインを踏まえまして、避難所でのペットの受入れ対策について周知を図って、飼育者が安心して避難できるよう、市町とともに取り組んでまいります。

〔31番 服部富男議員登壇〕

○31番（服部富男） どうも福井部長、御答弁ありがとうございました。

今、非常に大変な、先ほどもお話したように、新型コロナウイルス感染症の関係で非常に、毎日毎日、大変御尽力をいただいておりますので、いろいろと、福井部長、また新たなステージに行っていただくということもちょっと新聞にもありました。

今日、こちらでおみえの執行部の皆さんは、また新たなステージに行かれると、そしてまた、何十年とこの県庁で働いていただいた、そういった状況の中で、少し休んでみようかなという思いでおられる方もあろうかと思います。

長年の御労苦に対して、心から敬意を表させていただきたいと思っておりますので、新たなステージに行かれた場合、また、三重県にしっかりと協力いただ

いて、私に対しましても御指導いただければありがたいかなと思っております。

少し時間は残っておりますけれども、私の質問を終結させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（北川裕之） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 58 分休憩

---

午後 3 時 15 分開議

## 開 議

○議長（中嶋年規） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（中嶋年規） 県政に対する質問を継続いたします。39番 日沖正信議員。

〔39番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○39番（日沖正信） 皆さん、改めまして、こんにちは。今回の一般質問の最後の登壇者でございます。この3時15分からというこの微妙な時間から、この雰囲気の中で登壇をお許しいただきました。新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信でございます。1時間どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、質問に入ってまいります。まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対策について、お聞きいたします。議会では、執行部への質問を各会派で取りまとめているところですが、この機会にやはり県民の皆様と意識を共有するためにも、質問を取り上げさせていただきたいと思えます。

このウイルス、なかなか国内においても、感染の広がりが収まりません。



国も特措法の検討に入ったようでございます。また昨日は、カンボジアから中部国際空港に帰国された三重県の男性について、空港の検疫で感染が確認されまして、愛知県内の医療機関に入院されたとの新たな報道もありました。

1日でも早い御回復をお祈りしますとともに、県におかれましては情報収集に努めていただきまして、確かな対応をお願いするところでございます。

この新型コロナウイルス感染症については、県民の皆様におかれとも予断を許さない、不安な状況にある中で、去る2日には、知事が自ら、県民の皆様とこの難局を乗り越えていくべく決意を込められての発言があったところですが、そのことも踏まえつつ、今日の質問の機会に、県民の皆様の声も含め、このたびの難局を克服していくための対策に関して何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、検査体制についてお聞きいたします。

新聞などで、新型コロナウイルス感染症のPCR検査が長く待たされていたりとか、さらには、してもらえなかったなどのケースの報道が流れたりしています。

検査キットが開発されて、保険も適用になれば、検査体制も大幅に改善されるというようにも言われておりますけれども、国のほうでも一方で、検査を受けたい人が全て受けられるわけではないというふうなやり取りがあったりするなどしまして、依然、検査の体制の実態に対して、皆さんが不安を抱いておられるのではないかと思います。

県内では、1名の感染者が確認されて以降、幸いにもほかに感染の広がりは見られない状況において、三重県の検査体制は、現在1日最大24検体の検査が可能であり、今のところの状況では大丈夫との報告を受けているところでございますけれども、今後、隣県でも広がっているように、もし三重県でも感染の拡大が始まった場合の検査体制というものは、どのように確保していかれるのかお聞かせください。

次に、高齢者福祉施設などの対応についてお聞きいたします。

高齢者が重症化しやすいことが明らかになっている中で、高齢者福祉施設

などでは、相当な危機感を持って、感染防止対策に努められておられます。

今後、介護などの現場へも不足が心配されるマスク等の支援もなされるとお聞きしておりますけれども、高齢者福祉施設等における感染防止対策については、県としての対応はどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、学校の一斉臨時休業に関わってもお聞きしたいと思いますが、子どもを見るために仕事を休めない保護者の方々への配慮として、県では、放課後児童クラブ一日開所などのお願いをされ、各所の放課後児童クラブも、それに応えていただくべく努力いただいているところですが、従来の利用児童数よりニーズが高まることや、施設内に密集することにより感染リスクが高まる懸念からも、広い空間の学校でも、子どもの居場所の確保を願えればとの声が多くありました。

そのような中、一昨日、文部科学省から依頼もあり、学校での受入れの配慮について、県から各市町に対して通知が出されたところであります。地域によっては、希望により既に対応いただけている学校もあるようですが、ぜひ感染リスク分散の観点からも市町と協議を進めていただき、学校関係者の協力も得ながら、学校での居場所づくりの環境をさらに整えていただきたいが、今後の取組について聞かせてください。

現場では、給食の対応の問題や様々な声が聞かれますので、県立学校だけでなく、小・中学校についても課題を共有し、市町としっかり取り組まれたいので、よろしく願いいたします。

また、併せてお聞きしますが、休校としたことによりまして、県立学校においては自宅での学習や指導の体制をつくるなどで、予期せぬ費用が発生しているとも聞かせていただいております。

このようなことについても、きちんと現場の状況を把握いただいて、必要な予算など対応されるよう求めますけれども、このことに対してもお答えください。

以上、お願いいたします。

[福井敏人医療保健部長登壇]

○医療保健部長（福井敏人） 私から2点について御答弁申し上げます。まずは、県の検査体制についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合については、各保健所に設置をしている帰国者・接触者相談センターと帰国者・接触者外来を設置している医療機関、そして、県の保健環境研究所が連携してPCR検査等を実施しております。

PCR検査につきましては、主治医が発熱や倦怠感、呼吸器症状などを総合的に確認し、検査を必要と判断した案件は全て検査を実施しており、これまで88件の検査を行っていますが、1月30日の陽性患者1名を除き、全て陰性でありました。

現在、本県では3台のPCR検査機器を保有しており、これにより、1月末から検体検査を行っています。検査件数につきましては1日数件であり、最も多いときでも13件であることから、十分対応できている状況でございます。

今後、万が一、本県にて小規模患者クラスターが発生した場合等に備えまして、検査試薬450検体分を最終補正予算に計上したところでです。

PCR検査につきましては、3月4日に国が保険適用になることを発表いたしました。これまでPCR検査は保健所を介した行政検査のみでしたが、今後は、県と感染症指定医療機関等が事前に委託契約を締結しておくことにより、保健所を介さずに医師の判断により、民間検査機関においてもPCR検査を行うことが可能となります。

なお、PCR検査の費用につきましては、本人の自己負担は発生いたしません。

今後とも、患者の発生に備えまして、迅速かつ的確に検査を行えるよう医療機関等と緊密に連携いたしまして、検査試薬の確保や検査機能の向上に万全を期してまいります。

次に、高齢者施設の感染防止対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患を有する方については重症化するリスクが高いとされておりまして、国内の感染者のうち約半数が60代以上の方が発症している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、空気感染ではなく、飛沫感染や接触感染により感染することから、手洗いやうがい、せきエチケット等による感染予防の徹底を県民の皆さんにお願いしているところであります。

さらに、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所施設に対しまして、高齢者介護施設における感染対策マニュアルに基づきまして、感染経路を遮断するため、面会の制限や手洗い、手袋の着用、職員や入所者の健康管理、さらには施設内の衛生管理など、感染予防の徹底について依頼しております。

また、通所・短期入所施設に対しましては、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、濃厚接触者把握の際に御協力いただくことや、感染拡大防止の観点から必要に応じて臨時休業を要請することなど、きめ細かな対応についても周知いたしております。

なお、市町や施設等からマスクの提供に対する要望を多くいただいておりますことから、順次、県では備蓄しているマスク7万7000枚を、高齢者施設や障がい者施設、放課後児童クラブ等に配布しております。

引き続き国や市町、関係機関と緊密に連携いたしまして、迅速な情報共有や感染拡大の防止の徹底を図りつつ、万が一、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方が発生した場合には、円滑に医療機関につなげるとともに、感染拡大防止と施設利用者の方々の安全・安心を守るため、全力で取り組んでまいります。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 私からは、臨時休業中の子どもの居場所の確保についての取組、それから、現場での費用負担についての御質問、この2点についてお答えさせていただきます。

今回の学校の臨時休業に際しては、保護者の事情により自宅で過ごすこと

が困難な児童・生徒の居場所を確保することが必要であると考えました。

県教育委員会からの通知については、先ほど議員から概要を御紹介いただいたところですが、2月28日付通知において、臨時休業期間中、児童・生徒が安心して過ごせるようにするため、各小・中学校において適切な対応がなされるよう依頼したところであり、この通知を踏まえ、教職員が個別に対応するなど、子どもの居場所への対応いただいた市町や学校もございました。

こうした中、3月2日付で、文部科学省と厚生労働省から、子どもの居場所の確保についての考え方が通知されました。

これを踏まえ、県教育委員会では、子どもの居場所の確保のため、感染の予防に留意した上で、放課後児童クラブ等を利用する児童や、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童、特別な支援が必要な児童・生徒を対象に、通常の授業時間の範囲において学校で受け入れることについて配慮いただくよう、3月3日付で各市町教育委員会及び県立特別支援学校に改めて要請したところです。

あわせて、同通知により、放課後児童クラブ等からの支援要請があった場合、教職員に出張を命ずることにより、学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることが可能との考え方が整理をされたことから、個々の教職員の業務負担を十分に踏まえた上で、適切に対応していただくよう依頼いたしました。

なお、今回の対応に伴い、各市町では、緊急の対応による突発的な費用が発生していることが想定されます。この点、国においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、近く緊急対応策が講じられる予定と承知しております。

その内容については、現時点において具体的に示されておりませんが、県教育委員会としては、県内市町の状況を把握し、現場のニーズや必要な支援について、国に対し随時伝えていきたいと考えております。

県教育委員会としては、臨時休業期間中も子どもたちが安心して生活でき

るよう、関係部局や市町と連携、協力しつつ、実態把握や必要な支援の実施に引き続き努めてまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 答弁ありがとうございました。

今、議会では、それぞれ県民の皆さんの声も聞かせていただきながら、各議員が要望なり、心配の声なりをまとめてお聞きさせていただいているところでございますので、ここで困ることに何度も再質問させていただくことは控えさせていただきますけれども、どうか学校については、国とか、県とか、市町とかの垣根を超えて、小中のことにあっても、一緒に垣根を超えて取り組んでいただきますようお願いいたします。

それと、高齢者の関係の福祉施設などでも、特に今大変心配しているのが、マスクは配っていただけのようですけれども、消毒液が相当心配されておられます。なかなかないそうですし、そして、後々、ひょっとすると紙おむつなどの衛生用品とか、どう確保したらええかという心配もまだこれから出てくるか分かりません。なかなか物をそろえるということは厳しいか分かりませんが、できる限り行政も寄り添っていただいて、一緒に取り組んでいただきたい。もし、こんなことがあつてはあきませんけれども、もし発生をした場合には、どう行動するか、どう迅速に収束していく道を探るかということも、まず構えをしておいていただきたいなと思います。

一つだけ、もう一度、私たちよく分からないものですから確認させていただきたいんですけれども、このPCR検査なんですけれども、今は三重県の状況ではいいんでしょうけれども、民間でもできるようになって、環境が変わってたくさん検査していつてくれるようになったらいいんでしょうけれども、この県の行政検査でやっていただいております今の体制の中で、もしクラスターの発生とかになった場合には、今のこの行政がやっていただいております数で間に合うのかどうかということ、前例で、和歌山県なんか聞くと、大阪へちょっと助けていただいたり、今現在、愛知県では、同じ県内ですけど、名古屋市と愛知県と連携してよしということで体制を整えたりしていただいて

いますけれども、もし今県でできる体制であふれた場合には、そういう連携とかもしながらということもあるのかということ、もう一度だけ聞かせてください。すみません。

○医療保健部長（福井敏人） 先ほど日沖議員のほうから、24検体ができるというお話がございました。実は、最大規模としては、12掛ける3で36検体ができると。万が一のために12検体の部分を残しておるということでございますので、今のところ数検体、最大でも13検体ということであります。

おっしゃるように、クラスターが発生した場合の対応ということになると、ここはやはり国とか、他県との連携も必要となつてまいりますし、それと、県内でも、例えば大学とか、そういうところも連携して万全を期していきたいと思っております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 改めてありがとうございます。できるだけ県民の皆さんが安心して、そして、三重県では速やかに収束していくように、どうぞひとつよろしく願っていたしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思いますけれども、真の地方創生ということで、午前中にも我が会派の濱井議員からも質問があったところなんですけれども、人口減少問題ということに私も取り上げさせていただいて、質問させていただきます。

これまで地方創生の名の下で、三重県も第1期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、市町と力を合わせて社会減対策や自然減対策などの人口減少対策に、今日まで5年間、たゆみない努力を続けてきていただいておりますけれども、減少のスピードはさらに増しているのが実情でございます。

今日までの状況を見るに、少子化対策については出生率が増加し、出生数の減少幅も改善されるなど、少しずつ明るい兆しが出てきているようではありますが、県外への人口流出については、今日までの取組にもかかわらず、さらに増えているのが実情のようでございます。

三重県からの人口が流出していく現状は、2019年、令和元年の数字では6251人の転出超過ということであります。第1期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標では、毎年転出超過を280人ずつ改善して、2019年には、転出超過数を1880人まで改善するとしておられましたから、実際の転出超過数6251人と目標の1880人の乖離は歴然でございます。

移住策や定住策など、三重県の総合力で取り組んできていただき、地道ながら成果を上げていただいているにもかかわらず、なぜ改善されていないか、やはりこの国の構造に問題があると思います。

そこで、東京圏一極集中是正への考えについて聞かせていただきたいんですけれども、何より大きな要因は、人、物、政治経済、文化、情報、また、流行の最先端など、あらゆるものが集中しております東京を頂点とした大都市圏で働いたり生活することへの魅力や憧れが、若者を中心としてどうしてもあるからではないかと思います。先般も、東京圏一極集中が加速という大きな見出しが新聞記事に出ておりました。

今日まで地方が必死になってきた、国を挙げての地方創生の取組において、東京圏一極集中の是正は一つの大きなテーマであるはずですが、しかし、逆に集中がさらに進んでいる状況です。地方で少子化対策や移住策の成果を上げても、その成果以上に、若者は東京圏はじめ、限られた大都市圏に流れてしまうのが実態です。

そして、その上さらに、若者が一番流入する東京が全国で一番少子化という我が国に出来上がってしまっている人口減少のスパイラル構造を分かっているがどうもできずにずーっと来ているのが、今の私たちの現状だと思わせていただいております。

もちろん今日までの地道な取組を継続していくことは必要ですし、不可欠ですけれども、この地方の人口減少を止めるには、本気で日本の構造を変えるような大胆な政策でも行われぬ限り、克服できないのではないかと思います。

鈴木知事は、全国知事会の地方創生対策本部長であります。その就任時



には、地方創生を真の意味で新たな次元に押し上げ、誰一人として取り残さない持続可能な地域の未来を実現できるよう、誠心誠意取り組むとコメントされたともお聞きしております。

全国知事会からは、地方創生に関して様々な要望も上げていただいておりますが、ぜひ全国の知事が連携いただいて、大胆な提案で地方からこの国を変えていただけるような取組を真に願うものでございます。

かつて東京圏一極集中是正というテーマが全国知事会で大きく取り上げられ、議論も活発であったようですけれども、最近の知事会議の記録を少し見せていただきますと、全部はとともよう見せていただきませんけれども、一端を見せていただいておりますと、東京都の小池知事が異論があるというところもあるか分かりませんが、このテーマのテンションが下がってしまっているように思わざるを得ないところがございます。

そこで、改めてここで、東京圏一極集中是正に対する鈴木知事のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、昨今、行動する知事会を標榜されておられる全国知事会の行動力で、この国を何とか変えていただきたいという願いに対しましても、知事からお答えいただきたいので、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 東京一極集中是正についての認識と全国知事会での取組ということであります。

私は、三重県政のかじ取り役である知事として、さらには、今を生きる政治家として、地方創生は希望あふれる地域、日本を将来に引き継いでいくために必要不可欠のものと認識しており、その推進を通じて二つのことを実現しなければならないと考えています。

一つは、今日、我が国が直面している最大の課題である人口減少自体を将来的に解消していくことであり、もう一つは、少なくとも向こう半世紀くらいは避けられない人口減少に伴う変化に柔軟に対応できる地域、我が国をつくっていくことであります。

人、物、金、情報等を東京に集中させる国の形、仕組みについても、明治以降の人口拡大局面において、欧米先進諸国へのキャッチアップを実現する上では有効に機能しましたが、本格的な人口減少局面を迎えた今日では、過度の集中はもとより、これに伴うリスク管理や集積のメリットを超えた生活環境面での問題を生み出しています。

国全体としての活力を維持していくためには、地方への新しい人の流れをつくることで、過度の東京一極集中を是正する必要があると考えています。

昨年9月、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が間近に迫る最も重要な時期に、私は、飯泉全国知事会長から、行動力と発信力に大いに期待しているとの強い要請を受け、地方創生対策本部長に就任しました。

直ちに、私は、同本部に全都道府県が参画する体制を初めて整え、この体制の下、第1期の成果と課題を踏まえた緊急提言を取りまとめ、安倍総理大臣に直接提言を行いました。

この提言では、地域の担い手の必要数を確保するというこれまでの量的な視点での施策に加え、住み慣れた地域や希望する地域で安心して豊かに暮らすという質的な視点を重視した施策が不可欠であるということを訴えました。

あわせて、こうした施策を地方政府の長である私たち知事が先頭に立って推進していくことで、新しい人の流れの創出等につなげ、地方部と過度な一極集中を是正した東京をはじめとする大都市部が共に輝く地方創生を実現するとの決意を新たにしたところであります。

これまでも、私たち全国知事会では、地方創生推進のベースでもある防災・減災、国土の強靱化や健康づくり、中小企業・小規模事業者の経営力向上など、様々な面で先進・優良事例の横展開を図り、地方創生を前進させてきました。

全国知事会の地方創生対策の責任者という重責を担う私としては、次年度からスタートする第2期総合戦略という新たなステージにおいても、全都道府県が、今回の提言で実現した地方への新しい人の流れをつくるための各種制度等を活用した先進・優良事例を積み重ね、横展開することで、仕事が入

を呼び、まちを活性化する、まち・ひと・しごとの好循環の確立に向けて加速化していけるよう、しっかりとリードしていく覚悟であります。

やはり過剰な対立構造に全国知事会の中がならず、みんながウィン・ウィンになっていけるようにというようなことで、少し言葉遣いなどのこともあってテンションが低めに見られるかもしれませんが、思いとしては全然変わりませんし、特に今年は東京オリンピック・パラリンピックがあるものを、東京のオリンピック・パラリンピックではなくて、日本のオリンピック・パラリンピックとして地方創生にもつなげていく、そのためには都市部の皆さんにも御理解を得ていこうと、そんなことであります。

いずれにしましても、過度の東京一極集中は是正しなければならないという強い決意で、知事会の皆さんと一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。本部長としても力強い決意を込めて、私たちにとって心強い答弁をいただけたんだろうと理解させていただきます。

改めてもう質問はさせてもらいませんけれども、三重県が、県民の皆さんと市町と一丸となってこれまで取り組んできて、やっぱりこの一極集中の構造も変わっていかないと、もうとても追いつかないということは誰しも分かっていることでございます。

もちろん、三重県は三重県として人口減少に立ち向かっていかなければいけませんけれども、どうぞ地方の代表の方々が、ひとつこの国の明日を、構造を変えていこうという意気込みを、かつては、東京一極集中是正の抜本対策に関わる立法措置を求めていこうやないかというようなことも話し合われたりしておったようでございますので、どうぞ今日、知事会のお話を聞かせてもらいましたので、知事の独断で言葉を発していただくことは難しいかわかりませんが、言葉を選ばれたか分かりませんが、どうぞひとつ議論を活発にさせていただいて、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、次に移らせていただきますけれども、次も人口の話ですけれども、人口の転出超過問題への対策についてということで、全体の中で、この部分についてお聞きしたいと思います。

まず、来年度から三重県民ビジョン・第三次行動計画と一体化されることになりました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に関わってお聞きするんですけれども、次の戦略における数値目標の中で、県外への転出超過数を今後毎年608人ずつ改善されるとしておられますが、これまでの実績を振り返ると、全く現実離れしているように思えます。

ここでちょっと映写資料をいただきたいんですけど、（パネルを示す）これ、事務局のほうで取り出して作っていただいたんですけども、濃い線が現在の実数で、令和元年度では6251人の転出超過ということでございます。下の赤い線は、これが、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略で目標を掲げてきた毎年280人ずつ減らしていこうということなんですけど、全く、これ、乖離しております。

新しい次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略で、右の点線の第2期で608人ずつ毎年改善していこうということなんですけど、これを見ても、とても、申し訳ないですけども、現実の話として、それが達成していけるというふうになかなか誰もが思えないのではないかと思います。

そこで、文句ばかり言っているわけではなしに、これまでの第1期の検証を基に、これから第2期計画を取り組むわけですけども、検証の下に実効性のあるものがつくられておることと思いますので、この目標が達成されていくどうかはあれですけども、それに向かってできるだけその数字が達成されるように、どういう検証の下に、新しい計画をつくって、そして何に注力してこの数字の成果を上げていこうとされているのか、できたら目標数値の608人転出超過を減らしていくという、毎年、根拠も含めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、ちょっと続けさせてもらいますけれども、この人口減少、転出超過の問題に関わって、ちょっと唐突みたいに映るか分かりませんが、

この機会に提案の意味も含めて、若者が参画し、若者が自らつくるまちづくりということについて取り上げて、聞かせていただきたいと思います。

今、若者が自分たちでまちづくりを考えると、か、また、まちの魅力を再発見するというような、そんな取組モデルが県内でも様々ございます。

昨年10月の一般質問で、議会で一番若い石垣議員が、若者が主体的に取り組む事業の創出についてということで、質問されておられたところでございますけれども、まさにそのような意識が盛り上がって、若者自身が参加して関わったことが現実の地域づくりに反映されていくなら、全く望ましいことであると今思います。

そこで、一つの例を紹介しつつ、お聞きしたいと思いますけれども、私の地元のほうでは、県立いなべ総合学園高校の生徒といなべ市の政策課が一緒に取り組んでいる、「い〜な！いなべ高校生アイディアコンテスト」、略称INA-CONという取組がございます。今流行語になりつつあるみんつくではなく、こちらはINA-CONでございますけれども。

資料をお願いしたいと思います。（パネルを示す）これ、参考まででちょっと字が読めるか読めないか分かりませんが、こういうまちづくりアイデアのコンテストをいなべ市と一緒にやって、提案をして、それをすぐ選ぶのではなしに、生徒たちがいろいろ練りながら、選びながら、自分たちで実現できるようなアイデアをつくっていくということなんですけれども、これはニュースレターということで、その状況をいなべ市側とやり取りをしておるようなものでございますが。

そして、（パネルを示す）これが実際の、ちょっと了解もいただきましたので、いなべ総合学園の生徒たちが、皆さんが話し合いながら、熱心にこれを討議しながらアイデアを生み出していくということでございます。

そして、そんな中から、初めの年でしたかね、生まれたのは、（パネルを示す）「い〜な ひまわりプロジェクト」というのが採用されまして、もちろん市とともに、そして営農と一緒にあって、農地もお借りして、「い〜な ひまわりプロジェクト」ということで、こんなきれいなヒマワリの畑を作っ

て、魅力をつくって内外から人を集めようやないかということで、これ、2週間で5000人を超える方々がみえて、渋滞も起こって大変なことやったというようなことも聞いておまして、これを提案された方はどうも、いなべ市に就職されたらしくて、全くかなったようなことになっているんですけども、こういうことを取り組まれているところでございます。

ぜひこのような取組がさらに奨励されて、活性化されて、広がっていくことが期待されるんですけども、三重県の高校生たちが、自分たちが学んでいる、また暮らしている県内各地域で、自分たちの明日の魅力あるまちづくりを考えて、そしてそれを実現させていくということは本当にすばらしいことだろうと思えますし、高校生に限るわけでありませんが、ぜひこのような若者自身がつくっていく取組が県内全域に広がっていくよう、モデル的な事例への支援であるとか、推奨できる事例の普及であるとか、県が先導するような取組を今後、若者の定住促進という観点からも施策に反映されたいと思うわけでございますけれども、いかがか見解をお聞かせいただきたいと思えます。併せて聞きましたけれども、よろしくお願いたします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、順次答弁させていただきます。

まず、転出超過数の解消の、毎年608人という目標の根拠ですけども、本県では、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、平成27年度から地方創生の取組を進めてまいりましたけれども、人口社会減対策につきましては、数値目標である県外への転出超過数が令和元年には6000人を超えて、若者、そして働く世代の県外流出が大きな課題となっております。

若者を中心に人口が東京圏に集中するこうした状況は、全国レベルでも同様でございます。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられています地方と東京圏との転入転出の均衡という目標について、国は、第1期総合戦略期間内での達成は難しいとし、その達成時期を第2期総合戦略期間内の2024年度まで延長したところです。

このことを受けまして、人口減少問題は国と地方が一体となって対応すべ

きとの観点から、本県においても、転出入を均衡させる時期を、北中部は2022年から2027年に、南部では2035年から2040年に、それぞれ5年間繰り延べることにしました。

毎年の改善数は、現在の転出超過数をこの目標年次までの年数で除して求めたもので、2027年までの当面8年間は、毎年608人の改善が必要となります。

この目標の妥当性についてですけれども、例えばみえ県民力ビジョン・第三次行動計画の施策226では、県内高等教育機関入学者のうち県内からの入学者数の増加を、また、施策341では、県内外の高等教育機関卒業生のうち県内へ就職した人の増加を、それから施策254では、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数の増加を、それぞれ目標として設定しておりまして、これらを合わせますと500人以上の改善を目指していることを踏まえますと、施策を総動員した総合的な取組の推進によりまして、608人は挑戦可能な数字であると捉えています。

それから、どのような施策に注力していくのかですけれども、人口減少の背景には様々な課題が関わっておりますけれども、特に社会減につきましては、大都市と比べ、地方に魅力ある仕事や高等教育機関が不足していることが要因として指摘されておりまして、地方への人の流れをつくり出す視点が重要となります。

また本年度、高校生と大学生それぞれ5000人弱を対象に実施した意識調査において、防災・減災、医療の政策が最も重視されていることが分かっております。若者の県内定着に向けては、安全・安心で豊かに暮らすことができる地域づくりが必要と考えられます。

こうしたことも踏まえまして、第2期総合戦略では課題解決に向けた対策を、活力ある働く場づくりをはじめとする四つの柱で整理しておりまして、このうち、転出超過の解消に向けては、働く場づくり、ひとづくり、地域づくりの三つが重要と考えています。

働く場づくりですけれども、地方への人の流れをつくるためには不可欠な

切り口でございまして、Society 5.0の技術を活用すること等により、若者にとって魅力ある仕事の創出を図り、また、生産性の向上や人材の確保、定着につながる働き方改革を進めてまいります。

ひとづくりについては、高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に取り組むとともに、地域の成長、発展に貢献しようとする思いを育み、三重の未来を担う人材を育成していきます。

地域づくりにつきましては、AI、IoTなどの新技術を積極的に取り入れまして、医療、介護、福祉、生活交通などのサービスが確実に受けられる、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるとともに、その魅力を発信し、移住、定住の拡大につなげてまいります。

いずれの取組も、最先端技術を課題解決に有効活用するSociety 5.0の視点と、経済、社会、環境の三つの側面から統合的に取り組むSDGsの視点を重視して進めることが重要と考えています。

人口減少対策は、若者の目を地域に向ける取組など、成果につながるまでに一定の期間を要するものも多く含まれています。今後、この四つの対策を核としまして、多様な角度からの取組を粘り強く推進するとともに、新しい取組もそれに重ね合わせながら、分厚い対策を総合的に進めてまいります。

それから、若者が参画し、若者がつくるまちづくりについてでございます。

将来を担う若者が地域づくりに参画することは、地方創生が目指す地域の持続的な発展という観点からも非常に重要と考えます。また、SDGsは、地域の持続的な発展を見据えた若者本位の考え方でございまして、地方創生の原動力とされています。

こうしたことを踏まえまして、三重県では、SDGsの取組への若者の参画を促し、三重県らしい持続可能な社会の実現につなげるため、地方創生に資する優れたSDGsの取組を選定する、国のSDGs未来都市の2020年度募集に、「若者と創る三重の未来」をテーマとして提案を行ったところです。

この提案は、県と企業をはじめとする多様な主体とともに、脱炭素社会の実現に向けたプラットフォームを構築しまして、若者の参画も得まして、家



庭や産業活動など様々なフィールドで課題解決に取り組むものです。

この事業に若者が参画することで、若者のシビックプライドを醸成するとともに、課題解決に向けた活動の加速化を図り、企業や地域の魅力を高めることによって、若者の県内定着にもつなげていきたいと考えています。

今後とも、各施策を展開する中で、住民に最も身近な自治体であります市町とも連携しながら、それぞれの役割分担の下、地域の若者の力をしっかり活用して地域づくりの取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） 誠に丁寧な答弁ありがとうございました。計画を、戦略をずーっと説明していただいたものだと思います。

ちょっと時間が来て、経過してきていますので、改めてお聞きはしませんが、象徴となる転出超過、毎年608人、ぜひ改善していくんだという目標に向けて、今おっしゃっていただいたものを総動員して、ぜひ、なかなか難しいとは思いますが、それに近づくように御努力をいただきたいと思っておりますし、また、これから私たちが改めて進行していく中で、議論もさせていただきたいと思っております。

また若い方々も、自分たちが参加するという点については、本当にこれ、地元の高校の活動を見ていて、まさにこれやなと思わせていただくところがあって、ぜひ改めてまた機会あるごとにお問いかけもさせていただきか分かりませんが、引き続きよろしくお願いたします。

早速、次に入らせていただきます。

今度は、少子化対策なんですけれども、いろいろ計画やプラン、ビジョンが変わっていく年度の変わり目ですので、こちらも、第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプランについての質問ということでさせていただきます。

平成27年から令和元年度までの5年間の計画で取り組まれてきた第一期プランが、来年度から第二期のプランに継承されてまいります。

今日まで取り組まれてきた経過の中で、三重県における合計特殊出生率は

横ばい傾向にあったものが、平成30年には1.54と3年ぶりに増加しまして、伸び率では全国1位となって、また、出生数についても減少幅を抑えることができたことなど、一定の明るい兆しは見えるところであり、第一期はおおむね順調に推移したという評価もありますけれども、我々が目指す社会の実現に向けては、まだなかなか厳しいようであります。

出生数の減少にさらに歯止めをかけるため、第二期プランがより実感できる効果を生み出す計画となるために、これまでの取組や結果を丁寧に検証し、その上で明らかになった成果や課題、注力すべき施策などを踏まえて、より効果的な対策を講じていただくべく、計画づくりが求められています。

そこで改めて、今回、次のプランへの変わり目の時期と捉えて質問させていただきたいと思いますが、まず、5年間取り組んできた第一期プランで成果として実感したもの、また反省すべき問題など、検証はどうであったのか、そしてそれを踏まえてどのような見直しを行い、次期プランに反映されているのか、お聞かせください。

また、次期プランでは、これまで重点的な取組でありました若者／結婚のステージにおける出逢いの支援が重点ではなくなっていますけれども、このことも含めてお聞かせください。できればポイントを整理して答弁いただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプランについてお答えいたします。

県では、平成26年度に策定した希望がかなうみえ子どもスマイルプランに基づき、自然減対策として様々な取組を進めてきました。その結果、議員から御紹介いただいたように、総合目標のうち、合計特殊出生率については、平成30年度は1.54と3年ぶりに増加しております。

一方、もう一つの総合目標である地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育つと感じている県民の割合は、平成30年度は51.5%と、計画策定時より低下傾向にございます。

これに関連したデータとして、昨年度実施した三重県子ども条例に基づく調査では、子どもたちに元気があると感じている県民の割合は増加しております。一方、子どもの育ちを見守り、応援したいと思う割合が減少している。つまり、子育て世代だけでなく、様々な主体が関わって社会全体で子どもを育てるという機運の醸成を図っていく必要があるという課題が明らかになったと思っております。

そのため、第二期プランでは、何か新たな事業を展開するということよりも、これまで以上に多くの主体が参画し、取組を深化していくという視点で、縁という、御縁の縁ですけど、縁で育む、縁で支えるという視点で全ての取組を見直しております。

例えば不妊に悩む家族への支援では、これまでは不妊治療費用の助成を行ってきましたが、これは続けるんですけども、第二期プランでは、それらに加えて、不妊治療と仕事の両立に悩む人が多いことから、職場における理解が進むよう、企業経営者、医療関係者も含めた環境づくりの取組を進めることとしております。

次に、出逢い支援についてですが、希望がかなうみえ子どもスマイルプランにおける重点的な取組は、様々な課題のうち、事業自体の重要性の判断ではなく、これまでの進捗状況も踏まえて解決を図る必要性と優先度から、今後5年間で集中的に取り組むべき内容を選定しております。

出逢いの支援については、平成26年度に開設したみえ出逢いサポートセンターの取組を中心に、第一期プランで掲げた目標、要は出逢いの場の創出等のイベント等の量的な確保は一定の成果を得たと思っております。

ですので、第二期プランでは、重点ではなくライフステージごとの取組の中で位置づけて、より多くの主体が参画し、広域的、自主的な取組が県内全域でさらに広がって、定着していくように取り組んでまいります。

少子化対策、取組の成果がすぐに現れるものではなく、様々な取組を粘り強く重ねていく必要があると思っております。新たに策定する第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプランを着実に実行し、県民の皆さんや企業、団

体、市町等と協創をより一層進め、少子化対策にしっかりと取り組んでまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

今度の新しい、継承される第二期のプランでございますけれども、縁という、縁で支えるということが一つのポイントになっているようでございますけれども、ぜひ、少しずつですけれども成果が出ている中で、次の第二期プランもよろしく願いたいと思いますし、私たちが共に取り組んでいかさせていただきたいと思います。

もう時間が押してきておりまして、次に入らせていただきたいと思います。

次は、新たな三重県教育ビジョンの改定について質問いたします。

学校教育を中心とした施策等の方針と具体的な取組を示す三重県教育ビジョンも、いよいよ次年度に向けて新たに改定されることから、この節目に当たって質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、次の三重県教育ビジョン、社会情勢がいろいろ変わってきた。選挙権年齢も引下げがありましたし、不登校のいじめの増加もございますし、また外国人生徒の増加であるとか、AI、ビッグデータ等をはじめとする急速な技術革新が進んでいる中で、超スマート社会への進展など、いわゆる環境が変わる中で駆使して、次の時代へ向けた教育ビジョンの改定に取り組んでいただいていることと思っております。

そこで、改めて教育長にお尋ねするんですけれども、廣田教育長は就任以来、3年間教育長として努力されてこられまして、その経験が今回のビジョンの改定の取組に活かされていることと思っておりますし、また、教育長におかれまして、日頃から気遣いがきめ細やかでございますし、そういうお人柄でございますので、これまで振り返った様々な気づきとか配慮が、課題解決に向けた取組にも反映されておられるんじゃないかとも思わせていただいております。

今回の教育ビジョン改定に、先頭に立つ教育長として、どのような考えや

思い、教育に対する信念を持って臨まれて、新ビジョンに取り組みられてきたのかを聞かせていただきたいと思います。

それと併せて、新しい教育ビジョンに関わって、これ、今度の新しいビジョンの一つの象徴、このように見せていただいておりますけれども、なかなか、これ、言葉が難しいので、私もまだよく分かっていないのに申し訳ないんですが、学びのSTEAM化というものが出てきております。

新年度の事業でも、学びのSTEAM化推進事業というのが上げられておりますして、そこでこのビジョンをお聞きするとともに、学びのSTEAM化というものはどういうものであって、どういう人材をつくっていくものなのかということをお聞かせください。よろしく願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 教育ビジョンに込めた教育長の思いというお尋ねでございます。

教育長に就任以来、学校を訪問して、子どもたちが学ぶ姿、活躍する姿をたくさん見てきました。一方で、様々な状況を抱えながら学んでいる子どもがいること、教職員が多くの業務を抱えている状況も感じ取ってまいりました。

これらの感じ取ったこと、それからまた、私のこれまでの経験も照らし合わせて、これからの時代を生きる子どもたちに望むことが大きく3点ございます。

一つ目は、想定外のことや難問と向き合うことを恐れず、自分で課題を見つけ、失敗しても前向きに挑戦してほしいということ。二つ目は、他者と協力しながらそれを乗り越え、自分たちの新しい価値を創り出してほしいということ。三つ目は、社会に参画し、周りを幸福にしようとする気持ちを持ってほしいということです。

また三つの思いを教育ビジョンに込める思いとしてお示しさせていただきました。

一つ目は、誰一人取り残さない教育を推進していくことです。家庭の経済

状況、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが安心して意欲的に学んでいくことのできる環境づくりを進めていきます。

二つ目は、子どもたちに豊かな未来を創っていく力を育てていくことです。確かな学力、豊かな心、健やかな身体、いわゆる知・徳・体を一体的に、調和的に育む中で、子どもたちが自己肯定感を高め、他者への思いやりや優しさを身につけて、課題を乗り越えていってくれる力の育成を進めていきます。

三つ目は、オール三重による教育を推進していくことです。学校や行政のみならず、県民の皆さん全てが教育の当事者として、子どもたちの教育に取り組んでいけるように施策を進めていきます。

それから、教職員の働き方改革も着実に進めていきたいと考えております。子どもたちが、これからの時代の変化に的確に対応していく力を育てていくことができるように、全ての県民が力を合わせることで、教育ビジョンに込めた思いが着実に実現されていくことを期待しております。

それから、STEAM教育の件でございます。

今年度の学びのSTEAM化推進事業でございますが、具体的にどういうことを考えているかということの説明したほうが分かりやすいと思いますので、それに代えさせていただきます。

今回のこの学びのSTEAM化推進事業では、学校の特色や生徒の進路状況を踏まえて研究校を指定して、例えば農業科と工業科が連携して、農作物の栽培に当たっての温度、湿度、農薬の量など生産管理に係るシステム構築や、農作物を自動で収穫することができるセンサーつきロボット、こんなことの製作、こういうことを研究したいということも想定しております。

ほかにも、例えば交通渋滞問題を解決するためには、実際に渋滞している交差点に高校生が立って、交通量の調査を実施して、その調査結果に数学とか理科の知識を活用した分析を得て、それで信号機の間隔を調整したり、車のスムーズな動線を考えたりするなどの解決策を研究するような学びもできたらなと考えております。

この事業はGIGAスクール構想の実現で掲げられたICT環境整備と併

せて、一体的で取り組むことにより、より効果的な学びが進められると考えております。

今後、STEAM教育を推進して、変化を前向きに捉えて、失敗を恐れず、未知の課題に果敢に挑戦していく子どもたちを育てていきたいと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

新たな教育ビジョンですけれども、これから教育もSDGsとか、Society5.0とか、そういう中で、本当に新たな時代にまた、今の学びのSTEAM化でも、これがちょっとまだ私ももっと知らないいけないんですけれども、新たな時代に向けた一つの教育の在り方なんだろうかなと感じさせていただいておりますけれども、ぜひ新たな三重県教育長の下で、子どもたち、また、生徒たちを、教育をよろしく願いたいと思います。

もう残りの時間で、あともう一つの質問を端的にいかせていただきます。

三重県のギャンブル依存症対策ということですが、IR、カジノを含む統合型リゾート施設の推進及び整備についての法律が施行された中で、片方で、ギャンブル依存症対策も充実させてほしいという国の方針もあるんでしょうけれども、国のギャンブル等依存症対策基本法の下で、都道府県でも、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画をつくってほしいと、努力義務とはなっておりますけれども、こういう法律の下にこういうことがございます。

現在は愛媛県だけが、たった愛媛県だけが都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定されておられますけれども、三重県にIRができるとは今思っておりませんが、しかしながら、これはまた、ギャンブル依存症は別のお話でございまして、あと残りの時間で申し訳ないんですけれども、三重県として、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画をどうしていくのかということだけ、端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（中嶋年規） 答弁は簡潔にお願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 簡潔に御答弁申し上げます。

本県におきましては、三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）を基本法に基づいて、令和2年度中に策定することとしております。

依存症は、実は医療だけではなくて、雇用や教育や福祉や幅広いものですから、部局横断的に取り組むために庁内連絡会議を設置しています。さらに、専門的な知見からの御議論をいただくということで、この3月には有識者会議も設置を予定しております。

この計画に基づいて医療体制の整備や予防教育、普及啓発の実施、人材の確保など、ギャンブル依存症に悩む御本人やその御家族に寄り添った取組を進めてまいります。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。ちょうど時間にうまく収めていただきまして、御協力ありがとうございます。

なかなか、私の時間配分が下手なものですから、今日も押して押しての形になって御迷惑をかけましたけれども、ギャンブル依存症対策ですが、ギャンブルの依存症になると、本当に不幸を招く、家族も離散したり、時には、最悪の場合、自殺されたり、そういうケースが出てまいります。どうか策定に向けて、必死になって取り組んでいただくという御答弁でしたので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

では、これで時間でございますので、質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 本日の質問に対し、関連質問の通告が4件あります。

## 会 議 時 間 の 延 長

○議長（中嶋年規） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

議事を進めます。

最初に、濱井初男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 三谷哲央議員。

〔41番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○41番（三谷哲央） 濱井初男議員の国際交流（友好・姉妹提携）国・地域とのネットワークの維持強化についてについて、関連してお伺いしたいと思っております。

関連質問が新型コロナウイルス感染症一色の中で、少し色合いの違う質問をするというのはなかなか勇気の要ることなのですが、あえてさせていただくということで御理解いただきたいと思えます。

今さら申し上げるまでもなく、友好・姉妹提携を結ぶということは、一度結びますと、そう簡単に、事情が変わったから解消するというわけにはいかないわけです。

それだけに、やはりそれを提携するときというのはそれなりの慎重さを要しますし、また、一旦締結すれば、しっかりと育て上げていくということが求められるのではないかなと思っております。

いよいよ2022年には、本県とバレンシア州の友好提携30周年を迎えるということになっております。20周年までは比較的交流があったんですが、約7年間、その交流というのは停滞しているということなんです。

その原因はいろいろあるにしても、もう既にバレンシア州側の様々な要因は解決したということですから、いよいよ今後は、この三重県側の対応がどうなのかなと思っております。

やはりこの種の友好提携というのは、目先の利害得失でうろろうろするのはなしに、やはり中期、長期の視野をしっかりと持って進めていくということが大事だと思っております。

三重県とバレンシア州との関係、様々ありますが、今日も濱井議員の質問の中にございましたが、例えば米作りだとか、また、オレンジに代表されるようなかんきつ類、また陶器、こういうところでもかなり共通する、交流が進められるような分野があるのではないかなと思っておりますし、マドリードの日本大使館にお邪魔したときに、その清水公使から、ワーキングホリデーで交流したらどうですか、それぞれ500人、500人の枠がありますが、まだその枠は空いております、そういう若い世代の交流を積極的に進めるということが大事ですよというような助言もいただいております。

知事がバスク自治州に行かれたときに、バスク自治州の皆さんとの意見交換のその前提に、バスク自治州の皆さん方の気質と日本人や三重県人の気質は非常によく似ているところがあります、真面目で、生真面目でというようなお話をされたら、向こうの方の大いなる共感を得たということも聞いております。

日本人の美德としては生真面目さ、真面目さもありますが、新しい友人と仲よくすることも大事ですけれども、古い友人も大事にするということも、日本人の美德の一つだと思っております。

こういうことを踏まえて、今後、バレンシア州との30周年に向けて、知事の思いとその決意というものを聞かせていただきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） まず、先般のバレンシア州訪問に当たりまして、私の親書を、三谷議員はじめ、皆さんにお渡しいただきまして感謝申し上げます。

まさに先ほど三谷議員のおっしゃったように、ちょっと比喩的に言えば、MOUを締結するところはビジネスパートナーみたいな感じで、友好提携のところは友人みたいな感じですので、ビジネスパートナーのほうは実利を求めていく、友好提携のほうは友人として長く付き合っていく、そういう関係なんじゃないかなと思っておりますので、同じスペインという中であったとしても、MOUを提携しているバスク自治州と、友好提携しているバレンシア州では、それぞれの交流の仕方があると思っておりますので、バレンシア州について

は、今三谷議員のおっしゃったような、農業やかんきつ類や陶器とかを含め、双方の強みとか特性をいま一度洗い出して、どういう分野で交流を進めていくかというのを精査して、ぜひ強化していければと思っています。

先ほど御案内にありました清水公使からも、バスク自治州というのを選んだのはすごいよかったと思うし、バレンシア州もいいところなので、ぜひ両方進めていっていただくといいんじゃないですかという的確なアドバイスもいただいておりますので、ぜひそういう形で強化していきたいと思います。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ありがとうございます。

知事から非常に力強いといいますか、積極的な御答弁をいただいて、意を同じくするところなのですが、村上部長に一言伺いさせていただきたいと思うんですが、今の知事の熱意ある御答弁に比して、村上部長とは申し上げませんが、雇用経済部の中がいま積極性が感じられない部分があるやに思っておりますが、先ほど村上部長の濱井議員に対する答弁の中で、相互の強みを生かして交流を推進していくんだと、これから調整、検討していきますよということなんですが、調整ということなら、一体何をどう調整しようとするんですか、教えていただきたいと思います。

○雇用経済部長（村上 亘） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、平成24年以降、人的交流など具体的な動きがなかったという状況も踏まえまして、提携30周年に向けては、担当者間でまず意見交換を始めて、相互理解を図っていきながら、人間関係を構築していきたいなと思っています。

双方のスムーズな意思疎通を図っていく上では、英語に加えてスペイン語が可能な職員を確保するなど、県側の体制も整えていくことも課題だと思っています。まずはテレビ会議とか、電話等で、お互いの担当者が定期的に行き取りをすることでスタートをしていきたいなと思っています。

もともと産業構造が似ていると、先ほど議員がおっしゃったように、そういうことも姉妹提携を結んだ要因の一つにもなっていますので、そこら辺も一つのヒントになるのかも分かりませんが、こういったところから始

めていきたいなと思っています。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） すみません。バレンシア州側も、濱井議員の質問にもありましたように、非常に積極的なお話も聞かせていただいております。今部長のほうから、これからしっかりとお互いの窓口を通じて、話し合いをしながら、前を向いて進めていきたいと、こういうお話でございますから、ぜひ30周年、見事に成し遂げていただけるように心からお願い申し上げまして、関連質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（中嶋年規） 次に、日沖正信議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

日沖議員の一般質問に関連いたしまして、質問させていただきます。

今マスクをして、自分で作りました。自分でできる対策はしなくてはいけない、使い捨てマスクも必要なところにちゃんと使っていただきたいという思いです。いろいろ作りました。これは5分もかからずにできます。折って2本縫うだけです。これもそうです。いろんなことをしながら、それぞれの行政の皆さんも、県民の皆さんも一生懸命にこのことに当たっていると思います。

そんな中で、新型コロナウイルス感染症対策として、いろいろな細かな問題は、要望や質問を議会でもまとめていただいておりますので、そういう形に私はしたいと思っておりますが、基本的なところで一つお伺いしたいと思っております。

教育長にお伺いいたします。

政府の要請を受けて、ここ2週間がとっても大切だということの中で、感染拡大を防ぐために県立学校の休業を決めました。市町に通知を出して、県内の小・中学校、市町もそのことに大体準拠するような方向で、多くの自治

体が同様の取組をして、現場は本当に大変だと思います。そして、行政も本当に大変だと思います。夜を通してこのことに対応されて、この決定を下されたのではないかと、このスケジュール感から見て思うわけですが、

そういう中で、私どもこの28日以降、どういう経緯で、どのような場所で、こういった形で2日からの休業ということが決められたのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長（廣田恵子） 一斉休業とした経緯についての御質問でございます。

令和2年2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。

このことを受け、翌日の28日に文部科学省から、現に感染が拡大していない地域においても、感染リスクを予防する観点から、3月2日から春季休業の開始日までの間、休業を要請する通知が発出されました。

教育委員会では、2月28日、今がまさに感染の流行を早期に収束させるための極めて重要な時期であり、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考えるとの国の対策本部の認識を踏まえて、県立学校において、3月2日から春季休業の開始日までの間を臨時休業することとしました。

全教育委員に対しましては、その旨を御報告し、了承を得ました。また、県立学校に対しては、臨時休業中の児童・生徒の健康管理に加えて、進路指導や家庭の状況等により、特別な配慮が必要な場合には教職員が個別に対応すること、特別支援学校の幼児、児童・生徒には、保護者が仕事を休めない場合に、自宅等で1人で過ごすことができない場合が考えられることから、同じ場所に長時間集まることのないように必要な対策を行った上で、最小限の人数に絞って登校していただくことを併せて周知徹底しました。現在、各学校では、教職員が個別に対応するなど、学校の状況に応じて、子どもの居場所への対応を実施しているところでございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 今28日の対応についてお示しいただきました。

教育委員には伝えたと、報告したという話でしたが、確かにこれは28日が大体どこでも、特に県立の高等学校の場合ですと、卒業式の予行をしていて、在校生も含めて半日ぐらいで帰すような状況が多い中、早い対応が必要だということで、慌ててというか、このことを決定されたんだと思います。

やっぱり教育委員会は重大事ですよ、休業するということは。なかなか緊急に臨時の教育委員会会議を開くことは難しいとはいえ、やっぱりそれが必要だったと私は思っているんです。

よその自治体の中には、それを無理にでもされたところもあります。いろいろと教育委員会事務局の中にも、教育現場を経験してみえる方も、いらっしゃるし、保護者である立場も、それから行政の立場もみんな分かった上の方がみえると思うんですが、教育委員会という立場、この委員会制度という中で、この有識者あるいは学識者、あるいは保護者の代表とか、そういう方に、なぜそこに入れてもらって、教育委員会というものを持っているか、委員がおつてもらおうかということから見たら、これが急をせいたと、三重県は三重県で独自で判断する、その最終結果を得るところで、やっぱりこの教育委員会に集まってもらって、声を聞いて、様々な、ああでもない、こうでもないと言って出てきた答えというのと、本当に大変な中だったと思うんですけど決定されたこと、やっぱり、ここ、ワンクッション置いていただけたほうがよかったかなと思うんです。

居場所の問題等、小さな子どもたちの居場所のこと、今たくさんのところが出ていますけれども、大きな子ども、高校生ぐらいになるともうこの時期は、そうでなくても試験が終わればもうやった一という感じと、あと、実習を伴うところでは最後の仕上げのところ個別の対応を学校はされていると思います。

されていますけれども、そこら辺のところもやっぱり丁寧に、今度いつ教育委員会を招集されるか分かりませんが、そこできちんと再度、御意見も聞かせていただきながら、そして、今の2日たち、3日たった経緯もちゃんと見ていただいて、小・中学校、市町に影響するその状況もちゃんと見ていた

だいて、集めて、そこでちゃんと話をさせていただきたいと思うのですが、そのお考えはありますか。

○**教育長（廣田恵子）** 議員がおっしゃったように、政府対策本部の発表があってから、それから県教育委員会として決断して、通知して、市町教委、それから小・中学校の現場のことまでいろいろ考えた上で事をなすには、教育委員の皆さんへは報告して、御了解を得ると、そういう手続を経なければいけないという、そういうことがありましたので、今回そうさせていただきます。

ただ、次期の教育委員会のときには、議員のおっしゃったように、今回の対応についての御報告を改めてさせていただく予定で、準備は進めているところでございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○**21番（山本里香）** 次の時期っていつかというのは来週かなとか、そんな話をちらっと伺っておるんですけども、やっぱり経過の中で起こってくる問題を対応していただく、ほかの現場のもありますけど、教育委員会として対応していただくこともそこでしていただかなあかんし、それと、今の国会でも、あれから2日、3日たって、様々全国の様子も示されながら、再度の検討をというようなところも出てきております、その現場現場で。

もちろん私、これ、決めたことで本当にこれが功を奏して、収束に向かうためのいい手だてになるということを望みながら言っているわけですけども、大きな子どもたちの休業中の居場所の問題なども含めて、やっぱり再度このことを検討していただくことをしていただくことが必要かと思えます。

教育委員会の形骸化ということが嘆かれながら、それをそのように進めているような本体が、それではいけないと思うので、きっちり委員のお話も伺って、教育委員だって残念だと思っていらっしゃるに違いがない。いろんなところからいろいろ言われているかもしれない。

というような中で、教育委員会委員もきっちりとその場所で発言していた

だいて、そうして取りまとめしていただきたいということをお願いいたしまして、今回時間がないということ、でも、様々なところで様々なことをしてみえますのでね、手だてとして。よろしくお願ひしたいと思ひます。

一生懸命皆さんやってみえるのはよく分かります。一生懸命に何をするかというのが大事なことだと思ひながら、私たち県民も、それぞれがこの対応に一生懸命に一人ひとりが取り組むこともしなければいけないと思ひて、関連質問を終わります。（拍手）

○議長（中嶋年規） 同じく、日沖正信議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さんお疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚と申します。くれぐれも放送事故にならへんように努めてまいりますので、明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

地域の皆さんから、様々な不安の声もお聞かせいただきましたので、日沖議員の関連質問ということで、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、関連質問させていただきたいと思ひます。

県内でも、2月29日から少なくとも3月15日まで、県立博物館、美術館、図書館、斎宮歴史博物館を休館するということになりました。また、県立学校では3月2日から、市町立の学校でもおおむね3月2日から臨時休校というふうになっています。

その中で、学校にしても、文化施設にしても、今そこで働いている方々というのは、任用形態や外部委託かどうかということも含めて、雇用形態は様々です。

学校や文化施設の休業に伴って、そこで働いている皆さんの雇用ですとか、賃金とか、差し当たっての当面の生活に不安を抱えているという方はいないでしょうか。その辺の取組について、まずお聞かせさせていただきたいと思ひます。

○環境生活部長（井戸畑真之） それでは、文化施設の休業に伴う雇用への影響について答弁申し上げます。



先ほど議員からお話がありましたように、4館では現在休館しておりますけれども、休館していると申しましても、本来の休館日である月曜日を除き、電話による問合せへの対応、それから資料整理、あるいは今後の展覧会の準備などを行っております。基本的には、開館時と同様の勤務体制で業務を行っております。このため、保安警備や清掃といった業務委託についても、開館時と同じ体制で従事いただいております。

一方、外部委託をしております来館者に対する受付とか、あるいは点字案内等の業務につきましては、休止することになりましたので、各館では、この休館が決定後速やかに、指定管理者、あるいは委託業者と協議を行いまして、こういう受付等に従事されているスタッフにつきましては、関連する他の業務に振り替えて従事いただくとか、あるいは業者のほうで、業務に係る研修により人材育成を行っていただくというようなことになりました。

このため、現在のところ、委託契約を変更することは考えておりませんので、一定きちとしたお給料等は払われるものと考えております。

以上です。

**○教育長（廣田恵子）** 県立学校、それから市町教育委員会の教育長宛てに連絡しております。正規職員のほか、臨時的な任用職員、非常勤職員についても、通常どおりの勤務というふうにしております。

それから、非常勤職員など勤務の割り振りが必要な職員についても、臨時休業前に想定した割り振りに基づく勤務としてくださいでありますとか、臨時休業中の業務内容については、別途、こういう業務内容の例がございますよということもお示しておりますので、そのままの勤務を続けていただいていると、そのような状況でございます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

**○22番（稲森稔尚）** 1点だけ確認したいんですけども、環境生活部長にお伺いしますが、今回の場合は非常に丁寧に迅速に対応していただいたということを理解して、今後もそういう対応していただきたいと思うんですけども、労働基準法第26条に、使用者の責めに帰すべき事由による休業

の場合においては、使用者は休業期間中の平均賃金の60%を支払うということが義務づけられています。

その中で、使用者の責めに帰すべき事由というのに、こういう新型コロナウイルス感染症の感染防止ということの対応に伴う休館というのが当たる可能性というのが出てくるのかという、その辺の認識だけ聞かせていただけますか。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** 現段階では、労働基準法に関連するかどうかというのは分かりかねますけれども、私どもといたしましては、こういう派遣等で来ていただくスタッフにつきましても、継続して仕事を続けていただけるということを常に念頭に置きながら、派遣いただいている業者等と丁寧に協議をしていきたいと考えております。

以上です。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○**22番（稲森稔尚）** 今後のこともありますので、こういう大事な課題だと思いますので、皆さんの中で認識していただきたいと思います。

もう一つ、2番目、放課後児童クラブのことを伺いたいと思うんですが、実は、放課後児童クラブの方が、本当にこの数日ばたばたしていたというお話を昨日も伺ってきました。

放課後児童クラブでの午前中からの受入れなんですけれども、そういう体制というのは県内で整っているのでしょうか。

○**子ども・福祉部長（大橋範秀）** 県としましては、国の通知を踏まえ、放課後児童クラブの原則開所を全市町にお願いして、かつ朝からの開所も可能な限りお願いしているところですけど、聞き取ったところ、今のところ、27市町で放課後児童クラブを午前中から開所していただいております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○**22番（稲森稔尚）** それは100%というわけではないですよ。27市町の全部の放課後児童クラブでやっているというわけではないですよ。

○**子ども・福祉部長（大橋範秀）** 全てということではなくて、市町の数とし

てはということでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それ、市の中で一つでもやっていたら、カウントされているという意味合いなんですか。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） はい、そういうことでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 県としても通知を出して開けてくださいねという限りは、その辺しっかり把握してほしいなと思います。

実は、伊賀市でも、ようやく明日から全ての放課後児童クラブ、2日から休校しているにもかかわらず、やっと人材を確保して、その施設としても万一そこから感染者を出したら大変なことになるじゃないかという、突然、あまりにも唐突な要請で本当に混乱していた中で、ようやく明日から開けるんだという話を聞いてきました。

特に人材確保や衛生の管理、物品の確保ということも含めて、こういうところに対してどういう支援を行っていくかということをお聞かせいただきたいのが1点。

あと、知事が昨日の3月4日付の新聞に載っていますけど、ぶら下がり会見の中で、放課後児童クラブに対しての1日当たりの1万200円の国の財政措置に対して、この金額ではとても運営できないというような発言をされたというふうに聞いていますけれども、国がそこをしっかりとやらないんだったら、県が一肌脱いで財政支援を行っていくということも検討しているのか、その辺の可能性も教えていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 二つの質問の二つ目のほうですけれども、今回、2月28日に来た通知で、午前中から開所する場合は1日当たり1万200円、運営費を国として10分の10出しますと、保護者負担ありませんというふうに書いているんですけど、ふだん、国3分の1、県3分の1、市町3分の1で出している部分を出しますと言っているんでしょうが、1日当たり1万200円で多分やれないので、これは少ないですよということ、今、国とやり取りし

ていますので、彼らは十分な財政確保をするというふうに言っていますから、そのやり取りをした上で、それができない場合は県でやることも十分検討しなければならないと思っています。

○議長（中嶋年規） 答弁は簡潔に願います。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 人の問題、やっぱり学童保育支援員の不足というのは大問題でございますので、国からも通知が出ておりますので、教育委員会事務局と連名で、教職員に出張を命ずることで業務に携わることは可能だということで、業務の負担を十分に踏まえた上で適切に対応していただくような配慮のお願いの通知を出させていただいております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） じゃ、最後、要望にしておきますけれども、本当に施設から万が一のことを出したらあかんというぴりぴり感で、あえてその開所を遅らせた、万全の体制が、学校自体は2日から休んでいるけど、万全の体制が整うまで放課後児童クラブをオープンすることは控えてきたんだという、そういう本当に現場の話を聞いてきました。

アルコール消毒液が足りないとか、マスクが足りないとかという問題もありますので、その辺もしっかり行き渡るように、もっと部長も現場の声をよく聞いていただいて、進めていっていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 同じく、日沖正信議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。12番 田中智也議員。

〔12番 田中智也議員登壇・拍手〕

○12番（田中智也） 議長、お許しをいただきましてありがとうございます。執行部の皆さん、議員の皆さん、もう少しお付き合いをください。

日沖議員の新型コロナウイルス感染症対策について関連質問をさせていただきます。新生みえ、田中智也でございます。もう時間があれですので、早速入ります。

知事も、先般3月2日、議会において、県民の皆さんに対して、不安解消

に向けて御発言をいただいた、そのときに言及されたように、感染経路が不明な感染者がやっぱり出てきている、感染拡大については、知事の御認識としてもとどまっていないということ、国内外でということだと思わなければならない、そういうことだと思います。

私も、以前の仕事が臨床検査技師でしたので、そんな中で思うと、やっぱり疫学調査で追えない段階というのは非常に怖いなというふうには実は思っています、そういう意味では、どういうふうに行動していくかということについては、以前、議案聴取会で、副部長にも少しお話をさせていただいた新型インフルエンザ等対策政府行動計画、あれを準用していくことが県にとってはいいのではないかなと思っていますが、そこは、特措法のことについて国会の中で議論をしていただくということですので、成り行きは見えていきたいなとは思わなければならない。

地方における対策として、行動をどうしていくのかということについては、あれは一定の基準というか、あれを参考にしながら進めていくべきだと思っています。ということは、疫学調査で追えない感染者が出ている、でも県内では出ていませんというちょっと微妙な時期ではありますけれども、この段階について、あの新型インフルエンザ等対策政府行動計画で分類分けされている発生段階で、どの部分に相当するのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○医療保健部長（福井敏人） 田中議員のおっしゃったように、新型インフルエンザ等対策政府行動計画、そこに準じていろんなことを考えていくということは大切だと思っています。

行動計画の中では、実は三つのフェーズがありまして、地域未発生期、それから地域発生早期、地域感染期ということでありまして。本県の場合は、本県の中で発生したのは1例ということでございますので、このフェーズで言うと、地域発生早期に当たるのかなと思っています。

そんな中で、やはり他県を見ますと、小規模クラスターの発生というふうなことが出てきておりますので、その次のフェーズの、いわゆる地域感染期、

今、議員のおっしゃったように、疫学調査で追えないような状況ということも念頭に置いた対策を進めていく必要があると思っています。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

私も、まさに今県内発生早期に相当すると考えて行動していかなければならない、検討していかなければならないんじゃないかなと思っています。

次が、やっぱり県内感染期で、これはもうできればそうならないことが当然いいんですけども、そこに向けた準備をしていく必要があると思っています。

2月25日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部からの基本方針というのが出ました。あの中でも、基本方針の趣旨の中でこういうふうに触れています。

この時期、今後国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たるというふうに言っています。

とすれば、県内発生早期である現時点で、県内感染期に向けた医療提供体制の確保に向けた、そういう準備を検討していくべきではないか、そんなふうに思っています。

その前段で、サーベイランスも必要だと思うんです。サーベイランスというのは発生動向調査なんです。どんなふうに県内で発生しているのかとか、そういうことを調査すべきだと思うんですけど、その辺については、強化はされているんですか。

○医療保健部長（福井敏人） サーベイランス、発生動向調査でございます。

やはり指定感染症になったということでございますので、新たな基準の下の、前は疑似症サーベイランスという形でやっていたんですけども、そうしたサーベイランスを行っておるところでございまして、今後も感染が拡大していくということになれば、被害を最小限に抑えるために、そうした発生動向の把握を積極的に行っていく必要があると考えています。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。新たな基準が設けられましたので、そこでそれに基づくサーベイランスという形です。

そこで少し気になっているのが、私の住む四日市市は、保健所政令市となって、四日市市域の業務を所管する保健所があります。感染症対策においては広域で取り組んでいかなければならない、こういうサーベイランスについても当然のことです。このあたりは県の保健所と四日市市の保健所としっかりと連携をしていただく、情報共有は当然のことですけれども、今後の対策についても、しっかりと話し合った上で前に進んでいくように要望しておきたいと思います。

次に、本題なんですけれども、この医療提供体制を整える準備期間というふうなことなんですけれども、これも国のほうでは、有識者の意見を聞いて体制を整えるようにということが示されていますが、このあたりの動きについては、3月3日に協議会を開催されたというふうに伺っておるんですが、そのあたりについても少し御答弁いただきたいと思います。

○医療保健部長（福井敏人） これまでは、公衆衛生審議会の地域医療対策部会という形で、これまで2回議論をまいりました。

そういう中で、国から新たに通知が出てまいりまして、そうした医療の専門家のほかに、消防でありますとか、あとは市町の代表、本県の場合は、市町の代表についてはそれ以前から参加をいただいていたところでございますけれども、そうした形の中で、新たに、三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会を、急遽3月2日につくりまして、3日に第1回を行ったというところでございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 専門家の意見をやっぱり本県の実態とかも聞いて、先ほどのサーベイランスの結果もしっかり分析しながら、あと、学校のほうでしっかりとやっていると申すんですけれども、感染症情報収集システム、学校におけるということなんですけれども、あれを子どもたちの感染が

今、三重県の中では当然、ありがたいことにはないんですけども、そういうところで早めに情報を察知するなど、本当に全庁的にしっかりとした体制の下で進めていただきたいなと思います。

もう終わりますけれども、最後、要望的なことになります。

今回、そういう形で全力を挙げてやっていただいているというのは理解していますし、我々としても、先ほど山本里香議員がおっしゃっていた自分たちでできることはということでもあります。

ただ、そんな中で、本当にやっぱり心配をされている県民の方もおられるということを経験して感じていまして、これも国の方針の中で、患者の増加のスピードを可能な限り抑制するということが言われていますけれども、患者の増加のスピードを抑えていくというのは、まさに感染者、または無症状のウイルス保有者の移動をできるだけ抑えていくという、そんな段階にも来ているのではないかなと思っていまして、そういうことでは、国立病院機構三重病院の谷口研究部長も、新聞の中で見させていただいたんですけど、クラスターの対策に非常に可能性があるのではないかということも言われていますし、県の主催のイベントは原則中止、延期となっていますけれども、もう一步突っ込んだことについて、やってくれと言うつもりはありませんが、検討する必要があるのではないかというふうには思っているところでは、ないかなというふうには思っているところです。

まだまだ様子を見なければならぬ部分はあるかと思いますが、国のほうの特措法の動きなどもありますので、そこは慎重に、かつ、でもやる時は迅速にやっていく必要があると思っていますが、このあたりについての考え方は、知事、いかがですかね。

○知事（鈴木英敬） まず、今感染が拡大していないことについては、県民の皆さんに本当に努力していただいていると思っています。私自身、今、知事として大変県民の皆さんにありがたく、感謝しているところであります。

その上で、先ほどおっしゃったことについては、現在、発生早期ということもあるということもありますので、でも、実態としては、例えば子



どもたちが人の集まらないところとか、高齢者や基礎疾患ある人たちは人が集まらないところというようなことがありますので、いずれにしても、今、田中議員のおっしゃったように、国のこの法律の動向であるとか、専門家の分析、そういうものは十分注視していく必要があると考えています。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） もう終わります。

学校のほうには休校の要請をされて、じゃ、ほかの部分というのが少しどうなのかなというふうには実は思っているところがありますので、このあたりのこういう声もあるということは御承知おきをいただきながら、楽観視できない状況ですし、この難局から脱するためにぜひ。

○議長（中嶋年規） 申合せの時間が経過しましたので、終結願います。

○12番（田中智也） 具体的にやっぱり一つずつやっていただきたい、そのことをお願い申し上げて、関連質問を終わります。

以上です。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 議 案 審 議

○議長（中嶋年規） 日程第2、議案第72号から議案第90号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号から議案第90号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
7 2	令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）
7 3	令和元年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
7 4	令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
7 5	令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
7 6	令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
7 7	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
7 8	令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
7 9	令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
8 0	令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
8 1	令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
8 2	令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
8 3	令和元年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
8 4	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
8 5	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）
8 6	令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

87	令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
88	令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
89	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
90	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○議長（中嶋年規） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明6日から18日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明6日から18日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月19日は定刻より、本会議を開きます。

## 散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時56分散会